

地域 志向学 研究

2020
VOL.4

1. 卷頭言

このたび、おかげさまで岐阜大学地域協学センターの紀要『地域志向学研究』の第4巻を発行することができました。

地域協学センターは岐阜大学が平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC(Center of Community)事業）」に採択されたことにより平成25年12月に設置され、平成27年度に同「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC⁺事業）」にも採択されたことにともない、その実施支援機関としての役割も担ってきました。

本学のCOCおよびCOC⁺事業の取り組みは、文部科学省をはじめ学外からの高い評価を受けています。これは本学が包括連携協定を結んでいる県内の28自治体（岐阜県を含む）、COC⁺事業でコンソーシアムを組んでいる中部学院大学、中部大学、日本福祉大学、名古屋学院大学、岐阜県経営者協会、十六銀行、大垣共立銀行、マイナビをはじめ、多数のコーディネーター、アドバイザーによる協働が大きな広がりとなりつつあることを反映したものと思います。すでに文部科学省の事業としてのCOCは平成29年度で終了しており、COC⁺も令和元年度をもって終了しますが、これまで培ったパートナーとの信頼関係は、いっそう大切に発展させていくべきものと考えています。

地域協学センターは専任教員4名、特任教員1名（本年3月現在）の小所帯ながらも学則上では学部と同等の部局であるため、教員の研究活動を核とした自前の紀要を創りたいという想いから生まれたのがこの『地域志向学研究』です。第3巻からは研究報告としての「質」を担保するため、学内外に広く投稿を呼びかけました。第4巻では、「ペッタと共生するコミュニティ」が災害時に試されるという名古屋学院大学の川村隆子先生（民事法学）による総説を筆頭に、調査研究3編、短報3編、実践報告1編に加えて、平成30年度地域志向学プロジェクトとして支援を行った8件の報告が収められています。本誌が地域志向の研究・教育に関わる多くの方々の基礎的・応用的研究や実践的な取り組みの報告の媒体となり、「地域志向学研究に投稿したい」と学内外の多くの方に思っていただけるよう、今後も改善を重ねてまいります。

地域が直面する課題はますます複雑・広範化しており、単一の領域科学では解決のできない課題が多く生じています。地域協学センターでは、来年度から経営統合される名古屋大学とも交流を深めつつ、複数の学問分野の学際的な協働、横断的・融合的な連携の強化、自治体・NPO・地域団体・民間事業者等との超学際的な「協学」を進め、地域の課題解決に貢献する統合的な研究・教育活動を『地域志向学研究』の刊行を通じて支援していきます。

第4巻の発行にあたり、貴重な論考をお寄せくださった著者の皆様にあらためて心から御礼を申し上げます。

2020年3月
地域志向学研究 編集委員長
(岐阜大学地域協学センター 副センター長)
岩澤 淳

目次

1. 卷頭言-----	1
	岐阜大学 岩澤淳
2. 総説-----	3
2-1. 災害時におけるペットへの責任—ペットと共生するコミュニティに向けて—	
	名古屋学院大学 川村隆子
3. 調査研究-----	15
3-1. 地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な体制整備に向けた推進方策について —岐阜県内の先進事例に基づく地域側からのアプローチ—	
	岐阜県環境生活部環境生活政策課 堀智考 他
3-2. 岐阜市「地域活動指導員」としての実践を通した学校と地域との連携に関する調査 研究	
	岐阜市立長森東小学校 松田雅裕 他
3-3. 地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組と市町村における地域と学校の 連携・協働の組織化の方向性についての考察	
	岐阜県環境生活部環境生活政策課 石原学 他
4. 短報-----	47
4-1. 地域学校協働活動を推進する地域人材の育成 —ぎふ地域学校協働活動センター推進員等育成研修の課題と意義—	
	岐阜県環境生活部環境生活政策課 安藤由美子 他
4-2. 岐阜市の絶滅危惧植物ヌマダイコンの生産体制確立と機能性解析	
	岐阜大学 濱本明恵 他
4-3. 学生の地域での学習活動と地域の選定に関する試論 —学生に期待する学習内容と地域における取組状況との関係	
	岐阜大学 塚本明日香
5. 実践報告-----	67
5-1. 高等学校での大学模擬講義「接客言語行動からコミュニケーションを考える」	
	岐阜大学 清島絵利子
6. 平成30年度地域志向学プロジェクト報告-----	75
7. 地域志向学研究 投稿募集-----	104

2. 総説

2-1. 災害時におけるペットへの責任—ペットと共生するコミュニティに向けて—

名古屋学院大学現代社会学部 川村隆子

災害時におけるペットへの責任 —ペットと共生するコミュニティに向けて—

川村隆子¹⁾

¹⁾名古屋学院大学 現代社会学部 (〒456-8612 名古屋市熱田区熱田西町1番25号)

要旨

ローマ法時代から動物に関する法制化は行われてきたが、わが国の動物関連の法律は数えるほどである。現在、犬や猫などのペット動物に対する愛護の精神が広がりをみせているが、その一方で、災害発生時にはペットが問題の発生源となることがある。これは法律だけでなく、社会やコミュニティの課題であり、当然、ペット飼い主の責任の自覚が重要となる。今後も起こり得る災害の準備と対策、そして、ペットへの責任を考察する。

キーワード

ペット 災害 同行避難 しつけ 愛護

1. はじめに

令和の時代に入り、わが国は新たな息吹に包まれた。これから迎える時代に期待を抱きつつ、自国の歴史に触れる機会が増えた。それと同時に自身の過去を懐かしむ時間も増え、大きな喜びや感動に改めて心踊る場面も多かっただろう。

その一方で、自分の力では為す術もなく、癒えることの無い悲しみに心を痛め続ける人も多い。いつの時代にも絶えずわが国を襲う自然災害。その激烈な自然の猛威は、直接的な被害をもたらすだけでなく、我々の心にも大きな傷を残していく。私たちは、苦難な状況に思いを寄せつつ、最善の対策として、その経験を未来に生かしていくかなければならない。

毎年のように自然災害に見舞われ、そのすべてが大きな転機となるが、特筆すべきは耐震に目を向けさせた阪神・淡路大震災であり、津波の脅威を再確認させた東日本大震災であろう。熊本地震では前震・本震という地震の構造を知らしめた。また、台風・大雨の被害も深刻であり、平成30年7月豪雨や令和元年に発生した大雨による被害は、治水の問題点を浮き彫りにした。

こうした災害時において、人命救助が第一であることに異論はあり得ない。ただ、平成の時代が始まる前後からペットブームが起り、ペットは「家族」と捉えられるようになると、災害時のペットの救助や保護は、ごく自然に受け入れられるようになった。動物に対する愛護の精神が広がりをみせ、動物と人との関係や、ペットに対する社会的認識は少しづつ変化を続けている。

しかし、残念な事に、大きな災害が起り、多くの人が本来の生活の場である家を離れ、避難生活を強いられる状況になると、家族の一員としての地位を確立したペットと被災者との間で大小のトラブルが発生している。

平常時においては、生活環境の中にペットが存在し、ペットを飼っている者と飼っていない者が、互いに良好な距離を保ちながら共生できる社会を築いている。にもかかわらず、災害時においては、ペットの存在が問題視される事態が発生しているのである。

ただ、これはペットを飼っていない者の不理解だけが問題であるとは言い切れない。そもそも、現代社会において、ペットと呼ばれる「動物」の飼養に関する責任は、意外なほど不明確、もししくは不徹底な場合が多く、それが災害時に大きな影響を及ぼしているのではないかと考えられる。そこで、今後も発生が予想される災害への対策とペットへの責任を含む問題を考察したい。

2. ペット飼い主の責任

2.1 人と動物との関係

人類誕生から、人は動物を含む「自然」の中で、様々な創意工夫を繰り返し、その存在を維持・継続してきた。現代のような便利な社会では無かった時代、人が日々の生活を営むためには、並々ならぬ苦労があつただろう。無論、地震や台風、大雨といった災害が発生すれば、程度の差こそあれ、生活再建への困難は、今も昔も変わらない。

そうした自然との対立関係の中、人は狩猟生活から農耕を基礎とした定住生活を獲得していった。そして、これまで敵対してきた「動物」が、いつしか「家畜」として有益な存在となり、まったく異なる形で人の生活を左右するようになつた。

人が最初に「家畜化」した動物は「犬」だと言われている。愛犬家には受け入れ難い言葉かもしれないが、言葉の響きは兎も角、人と敵対する関係から、人と共生する関係を築くことができた稀有な動物が「犬」だったとされている¹。これは、現代社会が受け入れている「ペットである動物が身近にいる生活」を歴史的な側面からも納得させる理由の一つになると考えられる。

2.2 動物の法的位置付け

「家畜化」により人と動物との関係が劇的な変貌を遂げると、人の社会の中で生きていく動物に対して法的な位置付けが必要となる。

人の社会において、動物は法的に「有体物」である「物」として扱われる（民法第85条）。命ある動物を「物」と表現することには異論もあるが、人が作り出した社会や人が考え出す法は、人を中心に据えており、人ではない存在を「人」と同等に扱うことは難しい²。

また、動物は通常の物とは異なる性質を持つため、完全に「物」として扱うことにも限界がある。つまり、動物には「動物が持っている特有の危険、すなわち人間のような理性に基づく行動のコントロールができないという危険³」がある。しかも、自ら行動できる動物が何らかの損害をもたらした場合、動物自身に責任を問い合わせ、責任を課すのは現実的ではない。

そこで、民法では第718条において「動物の占有者等の責任」として、通常よりも重い責任を占有者等（以下では分かりやすく「飼い主」とする）に課している。

なぜ、「重い責任」を課す必要があるかについては様々な理由が考えられるが、前述のように、動物は「理性に基づく行動のコントロール」ができないという点に大きな要因がある。人よりも力が強く、強靭で俊敏な身体を持つものが多いため、咬みつく、引っ搔くなど動物特有の攻撃もしくは自己防衛本能により、容易に損傷を与えることが可能である。こうした動物の能力に関して、飼い主は、危害を及ぼさないように責任をもって管理しなければならないのである。

勿論、動物の直接的な攻撃能力への対応だけでなく、公衆衛生の観点からも飼い主は責任を負う。たとえば、狂犬病予防法⁴では、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならないと規定し、義務化することにより、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図っている。

以上のように、動物の特有の性質に対して、しっかりと責任をもった対応が必要となるため、民法第718条は、飼い主に「重い責任」を課すことになる。これは「動物の占有者または保管者に一般の場合より重い責任を課した規定であり、このような動物責任に関する特則は、ローマ以来広く各国で認められている⁵」ように、歴史的にも世界的にも支持される飼い主の責任である。

では、どのように「重い責任」を飼い主に課すのかを簡単に説明すると、通常、怪我をした被害者Xは、「加害者Yの行動で、このような怪我を負い、責任はYにある」ということを証明する必要がある（立証責任）。ところが、加害者Yの犬（動物）が、被害者Xに怪我を負わせた場合、この立証責任が逆転する。つまり、加害者Yが「自分Yには責任がない」ことを証明しなければならない。これは、民法第718条のただし書きに「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは」飼い主は責任を負わない、と規定されているからである。要は、飼い主が「相当の注意」を払い飼養していたことを証明できれば、飼い主の責任は問われないのである。一見すると、飼い主に有利に感じられるが、そもそも「自分に責任がない」ことの証明自体が難しく、しかも、動物の飼養について「相当の注意」をしていたという証明は容易には認められないため、かなり高い「注意」をしながら飼養していても飼い主の責任を問われることが多い。そのため、飼い主には、通常よりも「重い責任」を課す結果となるのである（中間責任）⁶。

2. 3 裁判例から見る飼い主の責任

昭和・平成という時代を通して、基本的に動物飼い主の責任は重く判断されている。つまり、飼い主が「相当の注意」を主張しても、それが認められることは少なく、責任の追及は一般的に想像されるよりも厳しく判断される。ここでは、実際の裁判例からペット犬に着目し、飼い主に求められる責任の水準を理解して欲しい。

たとえば、咬傷事件として、噛み癖のある犬には口輪をするなどして危害を未然に防止する処置を講ずる義務があるとした判決（東京控訴院昭和12年4月28日、新聞4142号5頁）や、散歩中に大型犬2頭を制御できなかったことに対して注意義務を怠ったとした判決（東京地判昭和33年12月27日、判時174号21頁）などは、一般的に考えても飼い主の責任を問うことに疑問は少ない。また、人が出入りする玄関近くに、約2メートルのロープで犬を繋いでいたことが著しく注意義務を怠っていると判断したもの（大阪地判昭和42年5月4日、判時503号5頁）は、飼育環境による飼い主の責任として参考になる。

このように、犬が損害を与える場合、その多くが咬傷事件、つまり、犬が咬むなどして怪我を負わせるという事件が多いが、直接、咬むという行為がなくても飼い主の責任が問われる場合がある。たとえば、手綱をつけた状態で大型犬を散歩していたところ、その大型犬が、道路脇に立っていたAに向かって一度吠えた。Aは大型犬が接近していることに気付いておらず、驚愕し転倒した。この事案に対し、「一種の有形力の行使であるといわざるを得ず、犬の吠え声により、驚愕し、転倒することは、通常ありえないわけではない」から、「犬の飼い主には、犬がみだりに吠えないように犬を調教すべき注意義務があるというべきである」とした上で、「動物を飼っている者は、その飼育から生ずる一切の責任を負担すべきであり、また、犬を調教することによって、これを達成することも可能であるから、酷であるとも言い難い」と判断している（横浜地判平成13年1月23日、判時1739号83頁）。多くの飼い主にとって「酷」と思える判断かもしれないが、「相当の注意」を払いながら動物を飼うということは、ここまでレベルが求められることも有り得ることを知っておく必要がある。

また、散歩中などに手綱（リード）をつけることは飼い主の常識であり、手綱をつけていない状態、もしくは、手綱から手を放した状態で犬が損害を与えた場合、「相当の注意」をしていたと判断されることは難しい。たとえば、ランニングをしていた人が犬を避けようとして転倒した事案に対し、「本来、犬を含む動物は、飼い主を含めて予想できない行動をとり、人の身体等に損害を及ぼすこともあり得るから」動物の飼い主は「動物を散歩させる際、動物を係留する義務を負う」のであり、「突然、本件犬が走り出したことにより手を放してしまい」事故を発生させたのは「動物を占有する者としての基本的な注意義務に違反したもので、過失の程度は重いといえる」と判断されている（大阪地判平成30年3月23日、判時1451号184頁）。本件の場合、手綱を放してしまったとはいって、犬は直接、ランニングしていた人に飛びかかったわけでも咬みついたわけではなく、接触すらしていない。しかし、犬を避けようとして転倒したことが認められ、結果として一千万円を超える賠償が認められている。飼い主にとって、日常的に行われる散歩の中に、手を放してしまうことは起こり得る事柄かもしれない。しかし、それは飼い主としての義務に反しているということを認識しておく必要がある⁷。

動物の飼い主としての責任がどのように判断されるかを一部紹介したが、一方で「当たり前」の責任として認識されるのに対し、他方では「そんなことでも責任を問われるのか」と驚きをもって受け止められるのが動物飼い主の責任である。飼い主として、危険を回避するための準備や危険を予測した対応、つまり、「相当の注意」を払った飼養を満たしていないと考えられる場合が多いというのが現実ではなかろうか。その結果、平常時だけでなく、災害が発生した緊急時においても、様々なトラブルが発生してしまうと考えられるのである。

3. 災害とペット

3. 1 多発する自然災害とペット

日本では自然災害が絶えず発生し、その都度、人的・物的に甚大な損害を被っている。様々な対策や準備が行われているが、人口の密集度や居住地の変動、建築物の構造、地球温暖化をはじめとする自然環境の変化など、検討すべき課題は枚挙に暇がない。

災害が発生すれば、人命救助が第一であり、救出や医療などの提供・確保・支援などが何よりも重要になる。そして、生活支援、感染症対策などの公衆衛生、母子への支援、高齢者支援、精神的なケアなどと共に、復興への取り組みが成されていく。こうした支援は、日本全国だけでなく海外からも支援の手が届く場合も多く、自然の脅威に対する人類の「絆」が垣間見られる。

ただ、災害発生直後は、被災者が被災者を救助するという現実を忘れてはならない。最愛の家族を失い、または家族の生死が不明である者が、家族全員無事に避難してきた人たちを、時には手当てし、時には励ますこともあり得るという事実から目を背けてはならない。被災地においては、誰もが被災者であり、誰もが救助者になるという姿勢がなければ、被災直後の混乱期を円滑に乗り切ることは難しい。このことを端的に理解し、普段当たり前のことが、当たり前ではなくなることを心に留めておく必要がある。

さて、こうした災害時の人命救助と共に、近年、被災したペットについて、救助や保護、支援の声があがるようになり、対策も考えられるようになった。しかし同時に「ペット受け入れ拒否」という事態も発生する。今後も起こり得る災害の準備として検討すべき問題である。

3.2 災害時のペット対策（自治体等の役割）

ペットに対する災害時の対策として、環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン」が平成30（2018）年3月に発行された⁸（以下、便宜上「新ガイドライン」とする）。

これは、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災を受けて作成された「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン⁹」（平成25年6月発行。以下、「旧ガイドライン」）を改訂したものである。この旧ガイドライン作成後に発生した熊本地震（平成28（2016）年4月14日前震、16日本震）の経験を踏まえ、わずか5年で新ガイドラインに改訂されたという時系列になる。

この新ガイドラインでは、冒頭で「大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが必要である¹⁰」としている。そのためにはペットと共に避難行動を行う「同行避難」が基本となる。

この「同行避難」は、旧ガイドラインの冒頭において「これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられる様になってきている¹¹」とされているように、東日本大震災前からその必要性が認められつつあった。

ここで同行避難とは「災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること」であり、「ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない」と定義されている¹²。本稿では「同行避難」という文言だけでは意味が掴みにくいため、他の論考等と同様に「ペット同行避難」と表現する¹³。

ペット同行避難は、災害時の動物救護において、動物愛護の観点から望まれているだけではなく、飼い主の心のケアの観点からも重要と考えられている。また、飼い主とはぐれた放浪動物による人への危害防止や公衆衛生上の環境悪化などの面からも重要と考えられている¹⁴。たとえば、東日本大震災後、放浪しているペットを保護する際、「震災の影響等により、通常よりも警戒心・攻撃性が強くなっている犬が多く、困難を要する捕獲¹⁵」が多かったことが報告されており、とくに子どもや妊産婦、高齢者などにとって危険性が高いことは容易に想像できる。

このようなペット同行避難の重要性を踏まえ、新ガイドラインには、飼い主の役割、自治体・地方獣医師会などの役割、そして、平常時・災害発生時の対策など細かな指針が示されている。

まず、自治体の役割として、平成23年に災害対策基本法に基づく「防災基本計画」が改定され、災害時の動物の災害応急対策として、「避難場所及び仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載¹⁶」などが追加された。次いで平成26年の「防災基本計画」の修正により、「飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加¹⁷」されるなどしている。ここで「家庭動物」とは、一般的にペットとして家庭等で飼養されている犬や猫などの動物を指す¹⁸。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動愛法）が改正され、「災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に定めることが追加¹⁹」されるなどした。これらの改正により、家庭動物への対応は、法的に定められた各計画と

いう根拠を明確に持つことになった。

そして、住民の命や身体などを守る立場にある自治体が行う「ペットの災害対策には、平常時に行う人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備と、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある²⁰」とされている。

つまり、「飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提」であり、その上で災害はどのような状況で何が起こるか分からぬ不測の事態が発生するので、飼い主自身の責任を前提とした「個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要²¹」と考えられているのである。ここに飼い主の責任と自治体の支援が明確にされており、自治体が行う災害時のペット対策について、「災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護」であり、「ペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援」することなどに意義があるとされている²²。そのため、自治体として必要な平常時・災害時の対策が示されている。

たとえば、平常時においては、「ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発」、「ペットとの同行避難も含めた避難訓練」、地方獣医師会や他の自治体との連携体制の整備（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等）、避難所、仮設住宅における関係市区町村等との調整、ボランティア募集、必要物資の備蓄等が求められている。

そして、災害時には発災当日から翌日の対応として、避難者の対応、被害状況の把握、現地動物救護本部等の設置の検討などを行い、二日目以降の対応として、ペットに関する情報窓口の一元化、関係団体等の連絡と支援要請、負傷動物や放浪動物等への対応、物資支援、適正な飼養の支援・指導、動物由来感染症の予防など²³が事細かに示されている。

勿論、災害発生時においては、自治体だけですべての対応を行うことは難しいため、各地方の獣医師会の役割、民間団体・企業の役割そして国の役割など、多くの協力と協働も重要となる²⁴。

このような準備は、上手く活用できなければ意味はなく、ましてや、その準備の存在すら知らないという状況であれば、助けられる命も助けられない。ガイドラインの重要性を鑑み、自治体等は平常時の準備を怠らず、災害時には自治体等も被災した状況になることを念頭に、協力体制の確認と円滑な支援が滞りなくできるように目を配っておくべきである。そして、最低限、動物の飼い主は、自治体等に動物支援の準備がされていることを知った上で、平常時から自分たちが成すべき準備を整えておかなければならぬのである。

3.3 災害時のペット対策（飼い主の役割）

災害発生時、「家族の一員」と表現されるようになったペットを、責任をもって守り、管理し、そして、ペットが発生させた損害に責任を負うのは、当然、ペットの飼い主である。前述のように、飼い主の対応の限界に備えて自治体等が支援するのが基本であり、飼い主自身の準備と行動が重要になる。そのため、新ガイドラインにおいても細やかな役割などが記されている。

まず、災害時の対応として、新ガイドラインでは、「自助」「共助」「公助」という言葉が用いられている。「自助」とは、自分で自分の身を助けること、「共助」とは、互いに力を合わせて助け合うこと、そして、「公助」とは、行政機関などの公的機関の援助という趣旨である²⁵。災害発生直後は、「自助」により自分を助けることが最重要となる。これはペットの飼い主も同様であり、「ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている」ことから、「ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務」である。そして、「ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる²⁶」ことになる。

こうした「自助」を求めた上で、飼い主の役割として、自治体等による「災害時のペット対策

での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっており、「動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に」、ペット管理のルールを遵守し、「健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策」となり、「飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する『十分な備え』をするとともに、常に飼養者の責任を果たす『心構え』をもつことである²⁷」としている。

ただ、飼い主にとっては、飼い主の「自助」も飼い主の役割も「当たり前」の事柄のはずである。ところが現実には、「避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例²⁸」も見られるなど、飼い主側の「準備不足」が、ペット同行避難や動物救護の問題点となっている事実が露わになっている。

たとえば、東日本大震災の事例として、アンケート調査の結果、「犬の鳴き声や臭いなどの苦情」が多く寄せられると共に「避難所で犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」「子供への危害が心配」「ノミが発生」といった「飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られた」とされている。また、アレルギー体质の方などに対する健康への影響や他の避難者とのバランスを考慮せずに自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた²⁹とされるなど、動物が持つ特有の問題だけでなく、飼い主としての「責任」が果たされていない事例が現実に散見されたのである。

災害時だけでなくペットの鳴き声などは問題となる場合もあるが、飼い主とペットを取り巻く生活環境、つまり、日常的なコミュニティにおいて、余程、異常な状態でない限り、飼い主は自分の果たすべき「責任」を理解した行動をとり、コミュニティはその「責任」が果たされていることを認識した上で、身近に存在する「動物」を受け入れている。そうでなければ、「子供への危害」などが日常化している生活環境をコミュニティが受け入れるはずはなく、勿論、行政においても危険の放置は有り得ないことである。こうした平常時の環境から考えたとき、いかに避難生活の中で、ペットが異常な状態のまま放置されているかが見て取れる。

また、熊本地震においては、飼い主不明として保護された犬のほとんどが、狂犬病予防法で義務付けられている鑑札や毎年義務付けられる予防注射による狂犬病予防注射済票を装着³⁰していなかったことが報告されている³¹。通常、コミュニティにおいて問題視されるべき事項が置き去りにされた結果、混乱する災害時に更なる混乱の種を生み出すことは火を見るよりも明らかである。こうした事実は、災害時において大きな問題になることを明確に認知しておかなければならない。

そこで、新ガイドラインには「飼い主への普及啓発」として細やかな項目が示されている。これは「ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もあり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しい場合」があり、また、「迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分」な現状への懸念などから、「飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養をすることに他ならない³²」ことから、普段からの特別ではない当然の準備を飼い主に求めているものである。

まず、平常時の備えとして、「防災対策」を求め、「ペットのしつけと健康管理」として、災害時にはペットもパニックになる可能性があり「人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバックなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、『待て』、『おいで』などのしつけをしておく必要」があり、「人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバックに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減」できるとされている。また、「他の動物との接触が多くなることから、感染症リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保」することなどが記載されている。その他、マイクロチップの装着や「犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札（自治体が発行する登録の証明）と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある」とこと、「避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある」とこと、そして、避難所の場所の確認やペットを連れて避難所に行く訓練をしておくことなどが記されている。

次に、災害発生時には、安全確保・状況確認をはじめ、避難の判断、ペットとの同行避難、環境の確保、そして、「咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることも」あるので、衛生的な管理を含む「ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う」ことが明記³³されている。

いずれも、ペットを飼養する上で特別な事柄といえるものではないが、飼い主に対して改めて求めなければならないのが現実だということである。つまり、自治体等の受け入れ体制がいくら整備されたとしても、そこに受け入れられる側のペットに準備ができていなければ、ペット同行避難は成り立たない。こうした事実を包み隠さず公表していくことが、普及啓発の第一歩と言えるのかもしれない。

3.4 被災動物対応記録集から見る問題点

ここで環境省から出されている東日本大震災および熊本地震における「被災動物対応記録集³⁴」から、今後、検討すべき点を見ていきたい。

まず、自治体等において、東日本大震災以前からペット同行避難について方針を定めていたのは、被災地などの15都県市（宮城県、仙台市、福島県等）の内、半数以下の7自治体であった。また、ペット同行避難について市町村担当部署と取り決めを行っていた自治体は無かった³⁵。

この点だけを見ても、東日本大震災の発生時、被災ペットに対する自治体等の支援体制は、統一された方向性があったとは言えない状態であった。しかし、これは、被災したペットに対する対応が無かったという意味ではない。たとえば、震災当日には獣医師会による治療等が開始され、翌日には負傷動物の応急治療を可能とする拠点病院を確保し、順次、災害時動物救護本部が設置される³⁶など、各自治体等の対応は、それぞれ比較的迅速であったと評価することができる。

一方、ペットの飼い主については、「しつけをされていない犬、攻撃的な犬」の対応への苦労や「同行避難を前提とした動物のしつけや、ケージ訓練やトイレ訓練」の啓発と普及の必要性、「馴化していないものも多く、咬傷事故や逃亡の防止に関して工夫が必要」、「感染症の蔓延」を防ぐための対応など、「しつけができていなかったため周囲に迷惑をかける等のトラブルが発生した」という報告が数多くあり、また、犬同士の「闘争による負傷・死亡事故が何度か発生」するなど、飼い主が責任をもって準備しておくべきしつけ等に問題があつたことが多く記録されている³⁷。

このような状況から、東日本大震災後に策定された旧ガイドライン（平成25（2013）年）が、自治体等をはじめペット飼い主にも普及することが望まれていた。しかし、わずか3年後の平成28（2016）年4月、熊本地震が発生。残念ながら、この期間では普及は難しく、しかも、運命の悪戯か、「熊本県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受け入れ方針について、市町村向けに『ペット受入れに関する避難所運営の手引き』を平成28年3月に作成し、同年4月に県下全市町村に配布する予定」であった。そして、それに伴い、ペット同行避難訓練等の実施を予定していたが、「その前に熊本地震が発生したため³⁸」、県下の市町村に周知される直前に、被災したペットへの対応を余儀なくされることになったのである。自然災害は、いつどこで発生するか分からぬため、1日でも早い準備の必要性を強く訴えかける事実であるといえよう。

熊本地震において、旧ガイドラインが活用されたとは言い難かったが、それでも地震発生後のペット同行避難は、避難所の6割以上でみられたとされている。また、周知する直前に地震が起こったため、ペット同行避難についての方針は定まっていなかったが、熊本地震の以前から、「避難所でのペットの受け入れについての方針」を、18の自治体の内、6自治体で定めていた。決して高い割合ではないが、徐々に認知されていく途上にあったと言えるかもしれない。災害時、支援を行うべき自治体等自身が、どの程度の被害を受けるかは分からない。とくに、発災直後は、支援を行うべき者も被災者であることを考えれば、準備の必要性の周知徹底は急務と言える。

一方、ペット飼い主に対しても東日本大震災の教訓が十分に生かされたとは言えず、たとえば、避難所においては、「ペット飼養者と非飼養者の間での、避難所内でのペット飼養に関する」トラブルが発生し、「一部では、避難所職員からの注意を無視した、飼養者の身勝手な行動が問題」になっていたことが報告されている。また、ペットを持ち込めない避難所室内にペットを持ち込んでいる、犬の無駄吠え、走り回りにより他の避難者に過度のストレスを与えたなどの報告もされている。そして仮設住宅においても、「犬が放たれていた」、「排便がそのままであった」、犬同士

の咬傷事故、リードをしていない大型犬がいるなどといったトラブルが報告³⁹されている。

報道やインターネットの普及により、東日本大震災の圧倒的な脅威を目の当たりにしたことでも様々な準備の必要性が発信され続けたが、残念ながら、一部のペット飼い主の行動を改善させるには至らなかつたようである。平常時の飼養やそれを円滑に見守るコミュニティの崩壊は、ペット飼い主の「責任」を簡単に瓦解させる。こうした脆さを念頭にした準備が必要になる。

また、災害時、『庁舎の避難所においては、登録及び狂犬病予防注射をした犬のみを受入れ、それ以外の避難所では受入れはしない⁴⁰』という方針を定めていた自治体もある。この背景として、たとえば、狂犬病予防注射は毎年の義務であるが、平成30年度の注射率は全国で71.3%という驚くべき低水準⁴¹であることなどが考えられる。しかも、この注射率は、登録されている犬が予防注射を受けた割合であることから、登録されていない犬の頭数によって注射率は絶望的に低下する。これは、ペット飼い主の「準備」ができていない、もしくは、準備する意思のない飼い主の存在を示す数字的な事実として見逃すことができない。

4. おわりに

令和という新しい時代を迎えたわが国は、祝賀ムードを謳歌する間も無く、台風・大雨の自然災害に見舞われた。個々が「自助」により自らを助け「共助」により助け合いの輪を広げていき、「公助」の支援を受けながら立ち上がっていく。「絆」という言葉を胸に、明日への希望を忘れてはならない。そして近年では、その「絆」の中にペットが含まれることも不思議なことではなくなつた。震災後、ペットが居て良かったという調査結果や、「ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声⁴²」があるのは事実であり、人とペットの「絆」は無視できないものである。

こうしたペット飼い主を含めた支援の準備を万全にしておくことが自治体等に求められている。しかし、ガイドラインという対策の枠組みができていても、その存在自体を知らない自治体がある⁴³など、自治体等の準備が整っていない事実は真摯に受け止めなければならない。これまでの経験による教訓を生かし、ペット同行避難をはじめとした新ガイドラインの活用を強く期待したい。

そして、こうした自治体等の「支援」を受ける前提となる「しつけ等」を、ペット飼い主は責任をもって平常時から準備しておく必要がある。

ここで、「動愛法」の目的を見てみよう。動愛法第1条は、「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする」としている。つまり、愛護法は、愛護だけでなく、人と動物の共生社会を目的としており、そのためには、無駄吠えをしない、他人に飛びつかない、普段からケージに慣れている、飼い主の指示に従う、餌や水など必要なものを準備しておく、糞尿の処理を飼い主がすべてできる、法律上義務とされる狂犬病の予防注射を必ず行う、子どもや妊産婦、高齢者などに対して公衆衛生上の問題になるような感染症に罹患させない、そして、当然、人を咬まないなどの準備ができるからこそ、愛護を伴う共生社会が実現することを謳っているのである。

ちなみに、飼い主とペットが共に避難することを想定し、ペット同伴の避難訓練を企画した際、より現実的な避難状況にするため、飼い主にケージ等を準備した上で避難訓練に参加することを呼びかけたところ「参加者がいなくなってしまったという話がある⁴⁴」。これが現実である。

平常時、トラブルが起こらない限り、ペットを飼っている者と飼っていない者が生活する社会は、お互いに適度な距離を保ちながら維持されている。しかし、災害による避難という特別な状況下において、同じ空間、もしくは、普段よりも密接な距離に両者が存在せざるを得ない状況になつた時、ペットの飼い主が優先されるものでも、ペットを飼っていない者が優先されるものでもない。ペットを飼っていない者たちの不理解がトラブルを発生させることも当然あるだろうが、ペット飼い者が、避難生活という緊急事態に対して「準備」をしてこなかつた結果、トラブルを発生させているという事実を見過ごすことは出来ない。

勿論、ペットとしての動物（犬）と身体障害者補助犬法に基づいて認定されている補助犬（盲

導犬・介助犬・聴導犬) とは対応が異なる。しかし、補助犬の存在を知らない被災者にとっては、同じ「犬」であることから、ペット飼い主への「準備」の普及と共に、補助犬に対する認識と理解も普及させていくことが、災害時の無用な混乱をなくすことに役立つだろう⁴⁵。

また、近年では、インターネットの普及によって被災地の情報が瞬時に得られるようになった。しかし、残念なことに、誤った情報がまことしやかに拡散されることもあり、ペット同行避難ができないという誤情報がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で「拡散されたことで、被災地に混乱が生じた⁴⁶」ことも報告されている。とくに、SNS 上で大きな影響力を持つインフルエンサーたち（情報伝達に大きな影響力を持つ者）による「ペット受け入れを拒否するのはヒドイ」という趣旨の投稿が拡散され、被災地域が更なる混乱に陥ることも危惧される。勿論、「ペットを救いたい」という善意の声であるが、被災地が直面している状況に思い至る必要もあるだろう。是非、インフルエンサーたちには、発災時だけでなく、平常時においても、自治体等への叱咤激励と共に、飼い主に対してしつけ等の重要性を発信し続けて欲しいと切に願うものである。

動物の中でも「ペット」については、どうしても「愛護」という考えが先行する。しかし、愛護だけでは共生社会は実現できない。動愛法に見られるように、愛護の精神が強いほど、しつけ等に対する責任意識は高く、社会はそうした責任が果たされるからこそ、動物との共生を受け入れるのである。ただ、残念ながら、前提となる「しつけ」や責任についての議論は尽くされておらず、また、救護対策についても十分な検討が成されているとは言えない⁴⁷。その結果、愛護を理解し、責任あるしつけをしている飼い主が不満を募らせる場合もある。たとえば、「十分な準備を行ったことで被害が小さくなった人よりも、今まで何の準備もしてこないで被害を受けた人の方がより多くの支援を受けられるということに疑問⁴⁸」の声が上がるるのは当然である。また、飼い主以外の者にとっては、ペット同行避難の甘受を強いられていると感じることもあるだろう。場当たり的な対応を繰り返していくには、災害のたびに同じような批判が繰り返されるだけである。

平常時において、当たり前の準備をしておく。飼い主同士や飼い主のコミュニティ、自治体、ペット業者、獣医などが、災害時だけに結束するのではなく、平常時から「準備」の必要性を共有し、「準備」のできていない飼い主の問題を自分たちのコミュニティの問題として解決する必要がある。すべての飼い主に危機感を持って責任をまとうさせる環境づくりが急務なのである。そのためには時には厳しく毅然とした態度が必要となる。たとえば、狂犬病予防注射をしていない犬は、ペット同行避難を拒否する。現実に対応する者には、かなり厳しい局面になるだろうが、平常時から周知の事実として毅然と公表しておけば、飼い主の意識も向上するだろう。厳しい言い方にはなるが、ペットを共生させない状況を作っているのは一部の飼い主であり、その飼い主の責任を問うことを躊躇し、避けるようにしてきた社会の風潮である。その結果、最も大きな被害を受けているのが「ペット」であることを、今一度、心に留めておかなければならない。

（注・引用文献・参考文献）

¹ 秋篠宮文仁・林良博編「家畜の文化」ヒトと動物の関係学第2巻2～14頁参照（岩波書店、初版、2009年）、江口保暢「動物と人間の歴史」18～19頁参照（筑地書館、初版、2003年）ほか。諸説はあるが、犬の祖先とされるオオカミの一部が飼い犬として定着したとされる。

² たとえば、「携帯電話」を「人」と仮定すると、落として壊せば「傷害」であり、防水機能が無ければ水没は「殺人」となる。そして、根本的に購入や契約する行為は「人身売買」にあたる。これを動物に当てはめれば、「物」という位置付けが理解しやすいかも知れない。

³ 澤井裕「テキストブック事務管理・不当利得・不法行為[第3版]」337頁（有斐閣、第3版1刷、2001年）

⁴ 狂犬病予防法第4条第3項：犬の所有者は「鑑札をその犬に着けておかなければならない」、

同法第5条第1項：犬の所有者は「狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない」同条第3項：犬の所有者は「注射済票をその犬に着けておかなければならない」

⁵ 加藤一郎編「注釈民法(19) 債権(10)【五十嵐清】」316頁（有斐閣、初版9刷、1973年）

⁶ 拙稿「動物占有者の責任に対する再確認」76頁参照（名古屋学院大学論集社会科学篇 Vol48No2、2011）ほか。

⁷ 他にも多くの判決がある。拙稿「動物占有者における『相当の注意』の現状」三重中京大学地域社会研究所報第23号参照。また、被害者側に行方に着目したものとして、和田真一「動物占有者責任における被害者の行為等に基づく減免責について」（立命館法学2018年5・6号）

⁸ 一般財団法人自然環境研究センター編「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省、2018年）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

-
- ⁹ 一般財団法人自然環境研究センター編「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省、2013年）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506/full.pdf
- ¹⁰ 本稿注8、1頁
- ¹¹ 本稿注9、1頁
- ¹² 本稿注8、5頁
- ¹³ 加藤謙介「平成28年熊本地震における『ペット同行避難』に関する予備的考察-益城町総合運動公園避難所の事例より-」34頁（九州保健福祉大学研究紀要18、2017年）ほか。
- ¹⁴ 本稿注8、11頁、28頁および本稿注9、7頁参照
- ¹⁵ 一般財団法人自然環境研究センター編「東日本大震災における被災動物対応記録集」114頁
(環境省、2013年) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2508c/full.pdf
- ¹⁶ 本稿注9、12頁
- ¹⁷ 本稿注8、14頁
- ¹⁸ 本稿注8、2頁参照 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示第82号）第2定義(2)
家庭動物等は「愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物
並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう」。
- ¹⁹ 本稿注9、3頁14・15頁および本稿注8、15頁参照
- ²⁰ 本稿注8、52頁
- ²¹ 本稿注8、11頁
- ²² 本稿注8、8・9頁
- ²³ 本稿注8、52頁から115頁参照 本稿では詳述できないが、是非、一読されたい。
- ²⁴ 本稿注8、21頁から27頁他参照
- ²⁵ 本稿注8、3頁参照
- ²⁶ 本稿注8、7・8頁
- ²⁷ 本稿注8、16・17頁
- ²⁸ 本稿注8、1頁
- ²⁹ 本稿注9、8頁参照
- ³⁰ 本稿注4参照
- ³¹ 一般財団法人自然環境研究センター「熊本地震における被災動物対応記録集」36頁ほか参照（環境省、2018年）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3003/full.pdf ある自治体において368頭の
保護された犬の内、鑑札または狂犬病予防注射済票の一方または両方の装着は、わずか16頭だった。
- ³² 本稿注8、52頁
- ³³ 本稿注8、32頁から51頁参照 平常時・災害時の飼い主への普及啓発が詳細に記載されている。
- ³⁴ 本稿注15および注31
- ³⁵ 本稿注15、15頁参照
- ³⁶ 本稿注15、41頁参照
- ³⁷ 本稿注15、58頁・73頁・100頁・241頁・117頁
- ³⁸ 本稿注31、47頁
- ³⁹ 本稿注31、26頁から31頁、69・85頁、183から185頁参照
- ⁴⁰ 本稿注31、82頁
- ⁴¹ 「都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等（平成25年度～平成30年度）」（厚生労働省、2019）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/01.html>
- ⁴² 本稿注31、181頁および本稿注9、35頁ほか
- ⁴³ 本稿注31、40頁に、熊本の6自治体が旧ガイドラインの存在を認識していなかったことが報告されている。
- ⁴⁴ 中田真琴・小林豊和ほか「家庭動物（ペット）の緊急時対策に関する国内調査およびアニマルケアセンター内の被災動物の保護体制に関する検討」206頁（帝京科学大学紀要Vol.15、2019年）
- ⁴⁵ たとえば、本稿8、73・74頁には、身体障害者補助犬について言及されている。
- ⁴⁶ 本稿注31、11頁
- ⁴⁷ 今野晃嗣・大森奈保子ほか「コンパニオンアニマルセンターに暮らす動物たちの災害対策を再考する」227頁
参照（帝京科学大学紀要Vol.14、2018年）
- ⁴⁸ 本稿注44、206頁

3.調査研究

3-1. 地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な体制整備に向けた推進方策について

—岐阜県内の先進事例に基づく地域側からのアプローチ—

岐阜県環境生活部環境生活政策課 堀智考

岐阜大学地域協学センター 益川浩一

3-2. 岐阜市「地域活動指導員」としての実践を通した学校と地域との連携に関する調査研究

岐阜市立長森東小学校 松田雅裕

岐阜大学地域協学センター 益川浩一

3-3. 地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組と市町村における

地域と学校の連携・協働の組織化の方向性についての考察

岐阜県環境生活部環境生活政策課 石原学

岐阜県環境生活部環境生活政策課 堀智考

岐阜県環境生活部環境生活政策課 安藤由美子

岐阜大学地域協学センター 益川浩一

地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な体制整備に向けた推進方策について 一岐阜県内の先進事例に基づく地域側からのアプローチー

堀智考¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒600-8570 岐阜市薮田南2-1-1）

²⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

要旨

社会環境の大きな変化に対応して、地域と学校が連携・協働し、子どもたちの学習や成長を支える体制づくりが求められており、岐阜大学及び岐阜県では「ぎふ地域学校協働活動センター（以下、「活動センター」と呼ぶ。）」を設置し、地域と学校との連携・協働の推進に向けた支援活動を展開している。

本調査報告では、これまでの地域と学校との連携・協働に向けた動向を踏まえ、県内の地域と学校との体制づくりの現状と今後の動向、先進事例を紹介するとともに、これらを踏まえた地域側の体制整備の状況や今後の進め方、地域と学校との一体的な体制整備に向けた基本的方向性、活動センターの今後の活動方策を提示する。

キーワード

地域と学校、体制整備、協働活動、推進員、人材育成

1. 地域と学校との連携・協働に向けた動向

1. 1. 地域と学校との連携・協働の背景

人口減少や少子高齢化、グローバル化等の進展に伴い社会環境が大きく変化する中、地域では社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭の孤立化、教育力の低下などが進展するとともに、学校ではいじめや不登校、貧困、教員の多忙化など学校が抱える課題は複雑化・多様化してきている。これらの課題解決に向けて、地域と学校がパートナーとして、連携・協働する仕組みづくりが求められている。

このため、国は2017年3月に「社会教育法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、地域側の推進体制として地域学校協働本部（以下、「協働本部」と呼ぶ。）の設置を規定するとともに、学校側の推進体制として学校運営協議会（以下、「運営協議会」と呼ぶ。）の導入を努力義務化している。また、2018年10月に文部科学省内の組織再編を実施し、学校教育と社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する総合教育政策局を設置するとともに、2020年度より協働本部と運営協議会の一体的な整備促進に向けて補助制度を改正するなど、地域と学校の連携・協働体制の確立を目指している。

1. 2. 岐阜県における連携・協働体制づくり

岐阜県は、2019年3月に「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」及び「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する教育大綱」、「第3次岐阜県教育ビジョン」¹⁾を策定し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりとして、地域と学校との協働活動を推進する人材育成や連携・協働体制づくり及び協働活動への財政支援など総合的な対策を推進している。

また、2019年4月に岐阜大学と共同による活動センターを設置するとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（以下、「推進員」と呼ぶ。）等の人材育成や地域と学校との連携・協働体制づくりへの支援、先進事例等の調査研究や普及啓発に向けた情報発信などを推進している。

1.3. ぎふ地域学校協働活動センターの支援状況

活動センターによる地域と学校との連携・協働体制づくりへの具体的な活動支援メニューとしては、要望のある市町村や各種団体等に対して、大学教員やコーディネーター、有識者等を派遣し、①地域と学校との連携・協働体制づくりに向けた中長期的支援、②協働活動の理解促進に向けた短期的支援の2種類の支援プログラムを展開している。

このうち、中長期的支援は、3市町（郡上市、瑞浪市、輪之内町）の要望に応じて、講演会やワークショップ、検討会議等を開催し、地域の実情に応じた協働本部と運営協議会との一体的な体制整備に向けた継続的な支援を実施している。

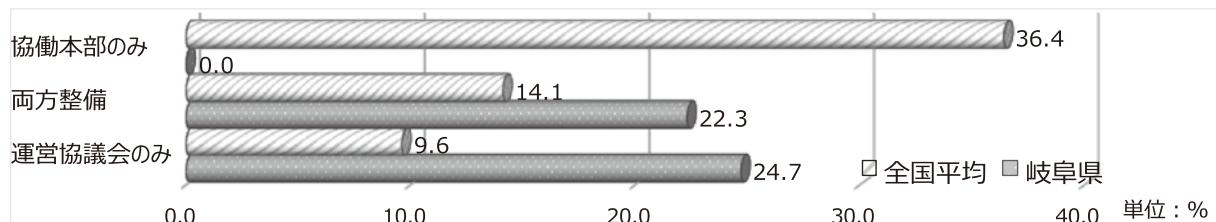
また、短期的支援は、9市町3社会教育団体向けに出前講座や研修会等を開催し、地域や学校、社会教育団体等の幅広い関係者向けに協働活動や体制整備の重要性などへの理解を深め、県内各地で自主的な協働活動を促進している。

2. 岐阜県内の連携・協働体制づくりの現状と今後の動向

2.1. 地域学校協働本部及び学校運営協議会の現状について

2019年5月に実施した「地域と学校の連携・協働体制の状況調査」（文部科学省）によると、県内の小中学校における協働本部は、9市町村（市町村設置率21.4%）、121本部（学校設置率22.3%）で設置されており、全国平均（学校設置率50.5%）に比べ低い状況にある。一方、運営協議会は、23市町村（市町村導入率54.8%）、255校（学校導入率47.0%）で導入されており、全国平均（市町村導入率39.6%、学校導入率23.7%）に比べ高い状況にある。

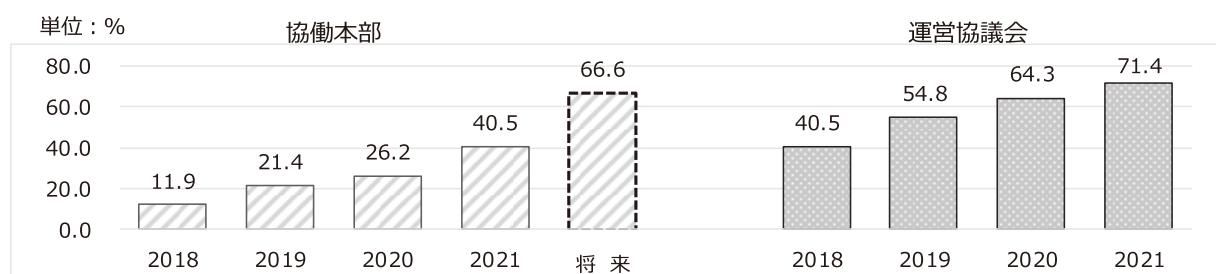
また、協働本部と運営協議会の一体的な整備状況については、9市町村（学校整備率22.3%）で一体的に整備されており、全国平均（学校整備率14.1%）に比べ高い状況にある。本県の特徴として、協働本部のみを設置している市町村は、全国平均では3割（学校整備率36.4%）を超えていが、県内には全くない状況にあり、運営協議会のみ又は一体的な整備のいずれかの状況にある。



2.2. 地域学校協働本部の今後の動向について

次に、市町村の協働本部及び運営協議会の整備動向をみると、今後4年間（2018年～2021年）で、協働本部の市町村整備率は28.6ポイント（11.9%→40.5%）、運営協議会は30.9ポイント（40.5%→71.4%）上昇が見込まれるなど、双方とも着実に整備されていく予定である。

また、2019年11月に実施した「地域学校協働活動の実施状況調査」（岐阜県）によると、協働本部を設置済の市町村は9団体（21.4%）、設置予定の市町村は19団体（45.2%）となっており、将来的に3分の2の28市町村が協働本部を設置することが見込まれている。



このうち、組織形態としては、既存組織を活用する市町村は18団体（運営協議会13団体、まちづくり協議会3団体、社会福祉協議会1団体、青少年育成組織1団体）、運営協議会を中心に新たに組織化する市町村は4団体、未定の市町村は6団体となっており、運営協議会を母体とした組織が17団体（60.7%）を占めるなど、既存組織を活かしながら、地域の実情に応じた組織形態を目指していることがわかる。また、地域と学校をつなぎ役となる推進員は24団体（89.3%）で配置され、22団体（78.6%）で委嘱されるとともに、14団体（50.0%）で報酬が支払われる見込みとなっている。

一方、協働本部の設置予定がない市町村は14団体（33.3%）となっているが、その理由としては、「地域と学校との良好な関係」「類似制度あり」「推進員等の人材不足」「設置方法がわからない」「学校負担の増加」「協働活動の効果が不明」の順となっている。

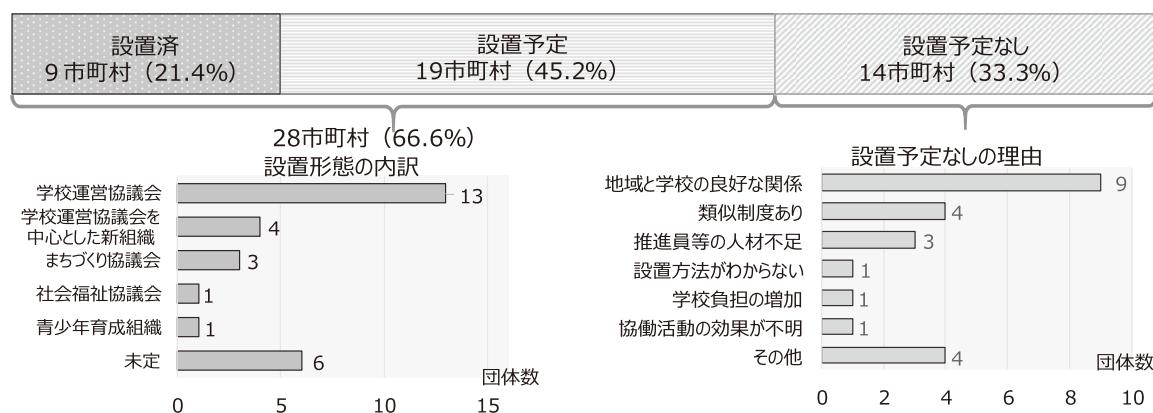


図3. 協働本部の設置状況

出典：地域学校協働活動の実施状況調査(岐阜県)

3. 地域と学校との連携・協働体制づくりの先進事例

活動センターとも連携して、モデル的に地域と学校との連携・協働体制づくりを推進している2市町（瑞浪市、輪之内町）の取組状況や今後の方向性等を紹介する。

3.1. まちづくり協議会と学校との連携・協働体制づくり —瑞浪市—

3.1.1. 地域と学校の連携・協働に向けた考え方

瑞浪市は、2019年3月に「瑞浪市教育振興基本計画みずなみ教育プラン・後期計画」（計画期間：2019年～2023年度）を策定している。教育プランの計画期間は10年間としているが、策定後に生じた新たな課題への対応が必要となったため、現行プランの基本理念や基本目標を継承しつつ、具体的な施策の見直しを行い、後期計画として策定している。

後期計画では、人口減少や少子高齢化、親世代の多忙化など著しく変化する社会情勢の中で、子どもが健全に育つためには、地域の教育力を高めていくことが重要であり、学校での運営協議会の導入や地域における協働活動の推進など連携・協働体制づくりを推進し、地域での子どもの学習・発表や体験・交流機会の提供、子どもをまちぐるみで見守る体制づくり、地域連携によるキャリア教育などに重点的に取組むことを目指している。

3.1.2. 地域と学校との連携・協働の現状

瑞浪市では、2006年までに市全域で旧小学校区を単位としたまちづくり推進協議会（以下、「まちづくり協議会」と呼ぶ。）が設立されており、まちづくり協議会を核とした住民と行政との協働のまちづくりを推進している。

このため、瑞浪市は2008年に夢づくり地域交付金制度を創設し、まちづくり協議会の主体的な活動への財政的支援を実施している。さらに、人的支援として、実践活動を運営支援する集落支援員²⁾や担当支援職員を地域ごとに配置するとともに、まちづくり活動拠点として、地区公民館に指定管理者制度を導入し、協議会の自主運営を促進するなど地域内分権を推進している。

また、まちづくり協議会は、①地域コミュニティ力の向上、②各種団体との連携、③自立した

地域づくり、④行政との協働など各種活動を展開し、地域課題の解決に向けた実行部隊として役割を果たしている。このうち、地域との学校と連携として、まちづくり協議会の部会活動等を通じて、小中学生との交流事業や各種イベント等への児童生徒のボランティア参加、登下校時の見守り活動など、幅広い活動を実践している。

3.1.3 まちづくり協議会と学校との連携・協働体制に向けて

瑞浪市は、2020年度から小学校2校でモデル的に運営協議会と協働本部の一体的な整備を予定しており、市全域を統括する統括推進員も配置し、将来的な全小中学校への拡大を目指している。

このうち、協働本部はまちづくり協議会内に学校と連携する専門部会を設置し、その役割を担っていく予定としており、地区公民館を活動拠点に位置づけ、夢づくり地域交付金を活用した協働活動を展開するとともに、推進員には集落支援員を充てることを想定している。また、各学校の運営協議会委員には、地域を代表する社会教育委員も参画し、社会教育の側面からも、指定管理を受けている地区公民館の活性化、連携強化につなげていく予定である。

なお、学校との連携体制として、まちづくり協議会を選択した理由としては、地域内分権の受け皿として、まちづくり協議会が担ってきており、まちづくり協議会内の各種部会活動等を通じて、学校との交流が盛んであること、活動拠点として指定管理を受けている地区公民館が有効活用できることにある。

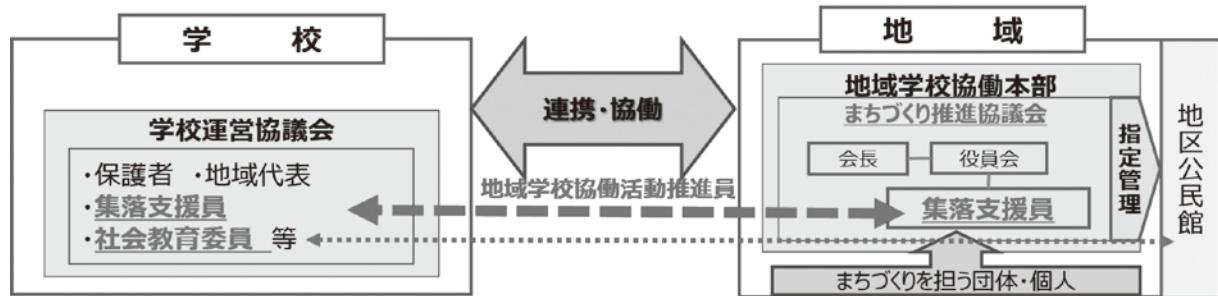


図4. まちづくり協議会の活用方式（瑞浪市）

3.2. 学校運営協議会を母体とした連携・協働体制づくり —輪之内町—

3.2.1. 地域と学校の連携・協働に向けた考え方及び現状

輪之内町では、教育施策を体系化し、中長期的に着実に推進していくため、2015年7月に「輪之内町教育振興基本計画」（期間：2015年～2019年度）を策定している。この計画では、「未来に夢と希望をもち、生きる力を育むふるさと輪之内の教育」を基本理念としており、家庭・学校・地域との連携を図り、地域の人々と子どもがふれあう機会を充実するとともに、地域ぐるみで子どもの自立促進や「ふるさと輪之内」の学ぶ活動を支援し、地域の活性化やコミュニティの形成につなげることを重点施策に位置付けている。

このため、輪之内町では、2018年度から大藪小学校において、運営協議会をモデル的に導入するとともに、2019年度からは、町内の全小中学校にも拡大し、協働活動を推進している。具体的な協働活動として、①地域の教育力を活用した学校教育活動（活動サポーターによる学習支援、キャリア教育等）②地域団体と連携による学校教育活動（大人と子どもの交流、ふるさと教育の推進等）③地域参加による体験活動（地域行事への参加や地域貢献等）などを推進している。

3.2.2. 地域と学校との連携体制に向けて

輪之内町では、2年間にわたり全小中学校に設置された運営協議会を母体として、2019年度より輪之内町版の協働本部として、学校本部を設置している。学校本部には、学校と活動サポーターとの連絡調整や事業の企画、運営等を担う推進員（以下、「学校推進員」と呼ぶ。）を2名配置する予定である。

また、各学校本部には、学校推進員以外にも、配慮を要する児童生徒の交流活動を支援する協働活動支援員、授業や学校行事、キャリア教育など学習支援活動を行う学習活動支援員、周辺の整備活動等を支援する活動サポーターなどを配置し、協働活動の展開を目指している。

さらに、協働活動を町全体で推進する輪之内町本部を設置し、総括的推進員を1名配置するとともに、各運営協議会委員、各学校推進員及び総括的推進員で構成される「ふれあい活動連絡会」を開催し、町全体での地域と学校との連携体制を強化していく予定である。

なお、学校との連携体制として、運営協議会の発展方式を選択した理由としては、2019年度に全校に運営協議会を導入するなど、学校側の仕組みづくりが先行していたことに加えて、運営協議会委員には、日頃から学校とも交流している地域活動団体等で活躍している人材を配置するなど、実態的に地域側の事務局機能を果たす体制となっていること、町全体を活動エリアとする各種団体も多く、学校間を超えた町全体との連携体制づくりが求められたことによる。



図5. 運営協議会の発展方式（輪之内町）

4. 地域学校協働本部の整備に向けた基本的な方策について

県内で地域と学校の一体的な体制整備に取組んでいる11市町村（整備済9市町村、モデル2市町）の先進事例や実態調査等を踏まえ、本章では地域側の体制整備の状況や今後の進め方、次章では地域と学校との一体的な体制整備に向けた基本的方向性を提示する。

4.1. 地域側の体制整備の現状と今後の進め方について

国及び県の調査結果によると、協働本部及び運営協議会は、今後着実に整備されていく見込みである。しかし、運営協議会に比べて、地域側の体制づくりは遅れており、将来的に3分の1の市町村では設置意向がない状況にある。また、本県の特徴として、協働本部を単独設置している市町村ではなく、運営協議会単独又は一体的整備のいずれかの状況にある。

運営協議会は将来的に法改正による必置化も見込まれる中で、協働本部が未設置の33市町村に対して、協働本部の重要性や果たす役割等の理解促進に向けた働きかけを推進するとともに、運営協議会が未設置の19市町村には、①運営協議会と協働本部を一体的に整備する方式、運営協議会が設置済14市町村には、②運営協議会を母体として協働本部を整備する方式、又は③既存組織を母体として協働本部を整備する方式が想定され、学校との連携・協働状況や活動実態等を踏まえ、適切な役割分担や事務局機能、活動範囲などの組織のあり方を追求することが求められる。

4.2. 運営協議会と協働本部を一体的に整備する方式

協働本部と運営協議会がともに未設置の市町村においては、地域の実情に応じて、地域と学校の協働活動や今後の方向性などを十分に議論しながら、学校側の運営協議会の導入時に併せて、地域側の協働本部を整備するなど組織的・継続的に推進する体制を構築することが重要となる。

「地域とともにある学校づくり」の推進に向けて、学校側の体制となる運営協議会（事務局機能は学校）は、学校運営の基本方針の承認機能や、学校運営及び教職員の任用への意見具申機能を持った合議体である。また、運営協議会で話し合われた学校運営への支援活動として、ゲストティチャーや学習支援など教育課程内の協働活動や、安心安全サポートーや環境整備作業など教育課程外の協働活動などの学校内での協働活動は、学校の業務改善や教員の多忙化解消につなげる観点からも、地域側が主体的に担うことが望ましいことから、学校側が事務局機能を担わないよう適切に役割分担していくことが求められる。

一方、「子どもを核とした地域づくり」の推進に向けて、地域側の体制である協働本部（事務局機能は地域）は、活動範囲として、学校内の協働活動に加えて、放課後子ども教室や地域未来塾、公民館事業など地域内の協働活動を担っていくことが重要となる。

また、運営協議会で求められる学校内の協働活動や、地域内の協働活動を一体的に推進する機能を発揮するため、運営協議会に参加するとともに、協働本部内のコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置することが重要となる。

4.3. 運営協議会を母体として協働本部を整備する方式

既に運営協議会が設置されており、協働本部が未設置の市町村において、運営協議会に地域で活動する既存組織が委員として参画しており、従来から学校の支援活動が展開されている場合は、運営協議会委員を母体としながら、運営協議会とは分離した地域側の新たな体制として、協働本部を組織し、より幅広く協働活動を推進するように発展・拡充していくことが求められる。

このためには、従来、学校側が担ってきた事務局機能を、学校から分離し、地域側が代わって役割を担うよう転換を図るととともに、学校運営への支援活動以外にも、地域内の協働活動も包括するなど活動範囲を拡大し、協働本部内のコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置するなど、地域全体で協働活動を推進する体制を再構築していくことが重要となる。

4.4. 既存組織を母体として協働本部を整備する方式

既に運営協議会が設置されており、協働本部が未設置の市町村において、従来から主たる既存組織（まちづくり協議会、公民館、青少年育成組織、社会福祉協議会など）によって学校との協働活動が行われている場合は、既存組織を協働本部として位置づけるとともに、さらに協働活動を活発化できるよう機能を強化していくことが期待される。

このためには、学校との連携・協働を推進する事務局機能として、既存組織の体制強化を図るとともに、従来担ってきた地域の協働活動や教育課程外の協働活動に加えて、運営協議会で協議された教育課程内の協働活動を実施できるよう活動範囲を拡大し、協働本部内にコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置するなど、地域全体で協働活動を推進する体制へと転換させることが重要となる。

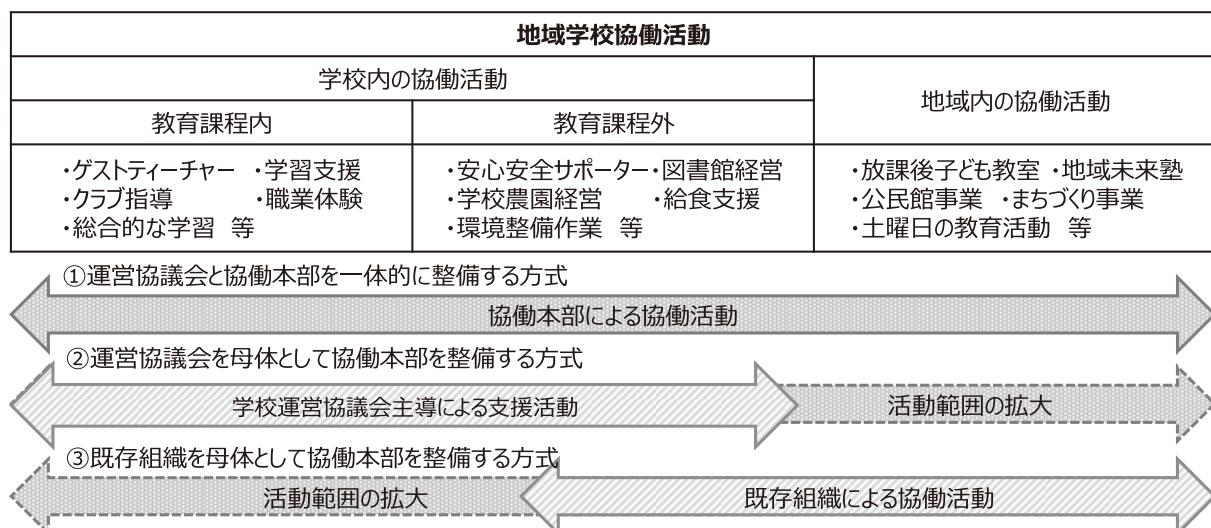


図6. 協働本部の3整備方式による活動範囲

5. 地域と学校との体制整備に向けた基本的方向性について

5.1. 市町村教育委員会による今後の目標や計画等の明確化

市町村教育委員会は、「子どもを核とした地域づくり」や「地域とともにある学校づくり」の実現に向けて、域内ごとの地域と学校の連携・協働の状況や現状の体制、活動等の実態を的確に

把握するとともに、教育大綱や教育振興基本計画などにおいて、双方による協働活動を通じて、相乗効果を発揮できるよう、地域の実情に応じた協働本部や運営協議会の整備に向けた方針を明確化していくことが重要となる。

県内の地域と学校との一体的な体制整備に取組む多くの先進自治体では、明確な目標や計画を立てており、この方針の下で、教育委員会はリーダーシップを発揮して、学校関係者や地域住民、保護者、活動団体等に対して、体制づくりの必要性やその効果、参画へ協力等の理解促進に向けた普及啓発活動を展開するとともに、制度の具体化に向けた要綱や規定等の整備や協働活動の促進や人材の確保に向けた予算化などを推進していくことが求められる。

5.2. 関係者間で十分な理解や信頼を高めること

地域と学校との連携・協働体制づくりの第一段階として、市町村域全体で地域側と学校側のそれぞれの幅広い関係者が目指すべき子どもの姿や連携・協働体制、責任や役割、取組みの方向性等に関して、十分に理解を深めながら、体制づくりの推進につなげていくことが求められる。

そのためには、学校教育担当課が学校側の関係者への制度説明や理解を促進する役割を担う一方、社会教育担当課やまちづくり担当課が地域側の関係者への制度説明や理解を促進する役割を担うとともに、地域と学校の幅広い関係者向けに講演会や研修会などを開催したり、広報活動を充実させていくことが重要となる。

また、第二段階として、域内ごとに地域と学校との相互理解や信頼関係を深めるため、学校運営協議会やワークショップなどを通じて、地域や学校とともに育てたい子どもの姿や目標、ビジョン、体制づくり、協働活動の取組内容等について、幅広い関係者が当事者意識を持って、活発な議論を重ねながら、検討を進めることが重要となる。このうち、地域側の体制づくりは、制度設計の段階から幅広い関係者の参画を心がけるとともに、一部の関係者だけに過重な負担がかからないような適切な役割分担を整理していくことが求められる。

なお、域内ごとに地域や学校の実情が異なるため、市町村域全体で一律に体制整備を推進していくことは困難であるため、多くの先進自治体では、条件が整った地域や学校においてモデル的に整備しつつ、その実績や効果等を踏まえながら、全域への展開を目指している。

5.3. 学校教育と社会教育、まちづくりの一体化した政策展開

市町村教育委員会における学校教育担当課と社会教育担当課、まちづくり担当課は、相互の取組みや協働による相乗効果への理解を十分に深めながら、学校教育と社会教育、まちづくりを一体化した政策として再構築しながら、地域全体で将来を担う子どもを支える仕組みづくりにつなげていくことが重要となる。

地域側で協働本部を設置し、協働活動を展開することは、住民自身の生きがいや自己実現、住民同士のつながり強化や地域の教育力の向上等への効果も期待されており、地域側に負担増を想定させる新たな学校との体制づくりや取組みを求めるのではなく、学校とも交流が深い既存資源（組織や人材、拠点など）を活かして、交流活動をさらに深化・発展させ、地域活性化につなげる社会教育やまちづくり政策として、展開していくことが求められる。

このため、多くの先進自治体の実践事例のとおり、まちづくり団体や社会教育団体、公民館等の既存組織による協働本部の受け皿づくりや、従来からの学校との交流促進による協働活動の活性化、教員OBや公民館関係者、各種団体コーディネーターなど地域と学校をつなぐ協働人材の登用、公民館やコミュニティセンターなど安全・安心な協働活動の拠点づくり等を十分に検討していくことが重要となる。

なお、県外の先進事例³⁾として、公民館に協働本部を設置し、学校との調整役となり、公民館活動団体等と連携した学習支援や、学校協働につながる講座の開催や担い手を育成・確保し、自主活動の活性化につなげた好事例もあり、新たな社会教育の活性化手法としても期待される。

5.4. コーディネート機能の発揮に向けた仕組みづくり

地域と学校との連携・協働体制の下で、効果的かつ円滑に協働活動を展開していくためには、両者をつなぐコーディネート機能が不可欠であり、その中心となる人材として、推進員の配置が

重要な役割を果たすこととなる。このため、協働本部の体制づくりにおいて、推進員の人材確保や配置方策、その役割等を十分に検討することが重要となる。また、多くの先進自治体では、教育委員会からの推進員の委嘱や報酬等の根拠規定を整備しており、推進員に責任を持って役割を果たせるような環境づくりも望まれる。

また、地域と学校のコーディネート機能の更なる強化に向けて、地域と学校との連絡調整や地域側の調整役となる推進員の配置とともに、学校側の窓口や調整役となる地域連携担当教員⁴⁾を配置することが望まれる。県内での先進事例⁵⁾はまだ少ないものの、学校側で地域連携担当教員を校務分掌で位置付けるとともに、学校内のニーズに基づき、地域側とも計画的な調整を図りながら、地域の教育資源を活用した実践的な協働活動を効果的に展開していくことが期待される。

6.まとめ

活動センターは、2019年4月より地域と学校との連携・協働に向けた総合的支援機関として、多様な活動を開始しているが、11月現在県内市町村における認知度は34団体(81.0%)、活用度は25団体(59.5%)に留まっている。今回、提示を試みた地域と学校との一体的な体制づくりに向けた基本的方向性を踏まえ、活動センターが重点的に取組むべき活動方策としては次のとおり整理される。

第一として、活動センターの普及啓発機能として、先進事例や研究報告を行う地域学校協働活動フォーラムや、市町村・各種団体等のニーズに対応した講演会や出前講座の開催、多くの社会教育関係者が集う社会教育推進大会での活動報告など多様な機会での情報提供を通じて、地域側と学校側の幅広い関係者向けに市町村域全体での整備方針の明確化や体制整備の重要性などへの理解を深めながら、体制づくりの具体化につなげていくことが求められる。

第二として、活動センターの調整機能として、地域の実情に応じた地域と学校との一体的な体制整備に向けた講演会やワークショップ、検討会議等を開催するなど、地域側と学校側の幅広い関係者間で十分な合意形成を図りながら、既存資源(組織や人材、拠点など)を活かして、地域に適合した体制づくりを推進し、協働活動を通じて地域再生につなげる仕組みに結びつけていくことが期待される。

第三として、活動センターの人材育成機能として、地域と学校との連絡調整や地域側の調整役となる推進員や、学校側の窓口や調整役となる地域連携担当教員、地域側での協働活動の推進や拠点づくりを担う公民館職員などを育成したり、スキルアップする研修を企画・開催するなど、地域と学校との体制整備に向けた支援活動に加えて、両者をつなぐコーディネート機能を強化する人づくりの推進が求められる。

地域と学校との連携・協働に向けた体制づくりは、組織的・継続的な協働活動に不可欠であるとともに、人口減少・少子高齢化の下での持続可能なまちづくりにもつながる取組みであり、総合的支援機関として、活動センターの役割はますます重要になると想われる。今後、活動センターによる体制整備や人材育成などの多様な支援活動を通じて、県内各地で組織的な協働体制が構築されるとともに、魅力・特色ある協働活動が展開されていくことを期待するものである。

(注)

- 1) 「清流の国ぎふ」創生戦略では「1「清流の国ぎふ」を支える人づくり(2)未来を支える人⑤学校教育と社会教育の連携」、「岐阜県教育大綱」では「目標4 基本方針(1)地域や企業等と学校の連携の強化」、「第3次岐阜県教育ビジョン」では「基本方針5目標28家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進」に記述。
- 2) 集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落の推進に関してノウハウ・知見を有した人材であり、市町村から委嘱され、集落の巡回、状況把握や活動支援等を実施している。
- 3) 滋賀県竜王町公民館で先進事例があり、協働本部は公民館に設置し、町内全域(幼稚園2園、小学校2校、中学校1校)を対象に統括推進員1名、推進員4名を配置し、協働活動を展開している。
- 4) 地域連携担当教員とは、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、中核となる教員のこと。
- 5) 岐阜市で先進事例があり、2006年度から市内全小中学校の地域側の窓口として、「地域活動指導員」を校務分掌に位置付けている。

岐阜市「地域活動指導員」としての実践を通して学校と地域との連携に関する調査研究

松田雅裕¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾岐阜市立長森東小学校（〒500-8223 岐阜市水海道2丁目10-1）

²⁾岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

要旨

平成18年3月12日に、岐阜市教育長決裁で作成された「少年教育推進活動実施要項」において、各校の校務分掌の一つとして地域活動指導員を設置することが定められた。その活動には、(1)児童・生徒の社会教育活動の実態を把握する、(2)児童・生徒の社会教育活動について校内職員に正しい理解の普及を図る、(3)社会教育活動参加者の活動の評価、激励をする、(4)児童・生徒の地域における活動へ指導・助言をする、(5)加入促進、参加奨励、と記されている。本研究は学校現場での実践を通して、その校務分掌が学校と地域との連携に資する可能性を探る。

キーワード

地域活動指導員　学校と地域との連携　地域学校協働活動　学校の窓口

1. 実践研究の構え

平成28年度、筆者（松田）の勤務校である岐阜市立長森東小学校において、校務分掌として地域活動指導員を担当することになった。そこで、実際に地域活動指導員として実践をしながら、研究を進めることにした。しかし、その校務分掌は、実施要項において(1)児童・生徒の社会教育活動の実態を把握する、(2)児童・生徒の社会教育活動について校内職員に正しい理解の普及を図る、(3)社会教育活動参加者の活動の評価、激励をする、(4)児童・生徒の地域における活動へ指導・助言をする、(5)加入促進、参加奨励のように五つの活動内容が規定されているものの、過去の担当者にはそれらの内容が明確に認識されておらず十分に活動されてこなかった経緯がある。¹⁾そこで、自分がその活動内容を念頭に置きつつも、具体的にはどのような活動ができるかを探りながら、できることをやっていくという方法で実践を進めるようにした。

そのため、この実践研究は、地域活動指導員として参与観察をし、実践中のメモや写真などの記録や、実践後の追記から実践の分析をしていくという構えで進めていった。

2. 地域活動指導員としての主な具体的役割

地域活動指導員の主な具体的役割として、インリーダーへの指導がある。インリーダーとは、子ども会の中にいながら、指導的な役割を担う子供のことである。筆者（松田）の勤務地である岐阜市長森東地区では、小学校5、6年生から希望者を募集し、インリーダーを決定する。特に条件があるわけではなく、全ての希望者がインリーダーになることができる。

インリーダーになった子供は、年に数回実施される研修会に参加したり、田植えなどの体験活動を行ったりする。一定の回数、参加すると、年度末に修了証を受け取ることができる。

インリーダーは、研修会への参加や、色々な体験活動を通して、同じインリーダーの仲間や他校のインリーダーとの関わりをもったり、地域の方々と共に活動したりする。このような活動において培った仲間と協力する力やコミュニケーション能力を生かし、校区内の各地区に設けられている単位子ども会において、リーダーシップを発揮し、単位子ども会に参加する小学校1年生から6年生をまとめていくことが期待されている。

繰り返しになるが、地域活動指導員には、インリーダーになった子供が、単位子ども会²⁾でリーダーシップを発揮できるよう、研修会や色々な体験活動中に指導していく役割がある。指導の

構えとして、子供たちの主体性を大切にすることが求められる。

3. 具体的な実践

(1) 地域の活動への参加

先述したように、地域活動指導員の活動としては大きく五つある。そのうち、

(1)子供・生徒の社会教育活動の実態把握

(4)子供・生徒の地域の活動への指導・助言をする

という二つの地域活動指導員としての活動を具現するためには、子供たちが地域の活動へ参加している現場に足を運ばなければならない。そこで、可能な限り、活動現場に足を運ぶようにした。以下、筆者（松田）が参加した活動を挙げながら、その内容の概要を記す。

1 インリーダー開講式への参加（4/16/土）

当該年度、インリーダー（地域のリーダーとして活動する小学校5,6年生）として活動する27名の開講式が長森東公民館であり、そこに参加して、担当教員として挨拶した。

「地域活動指導員」という名称も浸透させたいと考え、その名称を用いて自己紹介した。役員の方々には「子供への指導で困ったら、いつでもお手伝いします。」と声をかけた。



【インリーダー開講式での挨拶の様子】

2 子ども会役員総会への参加（4/16/土）

インリーダー開講式と同時進行で、同じ長森東公民館内で開かれていた子ども会役員の総会にも顔を出し、挨拶した。多くの役員の方々との顔つなぎができ、「顔が見える連携」の第一歩となった。この会に参加して感じたことは、改めて子ども会の活動に多くの地域住民が関わっているという事実である。

3 「第5ブロック子どもフェスティバル」の準備への参加（4/16/土）

岐阜市の子ども会活動は、五つのブロックに分かれて活動をしている。毎年、それぞれのブロックに属するインリーダーが一堂に会する「子どもフェスティバル」が開かれており、各校のインリーダーがそれぞれ遊びのブースを開き、遊びを通して交流を図るようにしている。長森東小学校は第5ブロックに属しており、当該年度は会場校であった。

開講式後、そのフェスティバルに向けての準備が行われた。例年、地域活動指導員は開講式への参加のみであったようだが、今回は、こちらの準備にも参加し、子供たちと一緒にブースで紹介する「コロコロコロリン」（ゴムに粘土を付けて回転させ、ゴムが戻る力を利用して紙コップを動かす遊び）の試作を行った。

4 「歩け歩け大会」への参加（5/8/日）

地域の行事である「歩け歩け大会」に学校の代表として参加した。校長に代わり、開会式での挨拶も担当した。この大会に参加したことでも、子供たちの健全な育成のために、多くの地域住民が関わっていることが実感でき、子供の教育や人間形成は学校だけが担っているのではないことを思い知らされた。

この会に参加することによって、地域の自治会の役員の方々など、諸団体の方々と顔見知りになれたこと、学級担任をしていない子供や子供の保護者と話ができたことなど、多くの収穫があった。また、地域の交通安全協会などの諸団体が連携・協力し合いながらこの大会を運営しており、地域のつながりの強さや、そのつながりこそが地域の大きな財産であること、つまり「ソーシャル・キャピタル」であることも理解することができた。勤務時間外での活動ではあるが、多くの教員が同様に参加すれば、教員の地域との連携に関する意識も向上するのではないかと考えた。

5 「第5ブロック子どもフェスティバル」への参加（5/21/土）

(1) -3で示した「第5ブロック子どもフェスティバル」に参加した。子供たちは、準備で試

作してみた「コロコロコロリン」を他地区のインリーダーに紹介し、作り方を教え、楽しんでもらうためのブースを設け、受付役や教え役を担当しながら、ブースを営んでいた。

他地区の子供と関わっていると、筆者（松田）が担当しているインリーダーの子供たちが抱える課題が見えてきた。例えば、自分で考えて動く姿や、知らない相手に対するコミュニケーション力などである。インリーダーの子供たちは、先述したように、各単位子ども会ではリーダーとして動かなければならない立場にある。そのような役割を果たすためには、今後のインリーダーとしての活動の中で上の二つの力などを高めていくため、筆者（松田）が指導していかなければならぬと感じることができた。

6 「田植え活動」への参加（6/18/日）

この活動は、6年ほど前から続いている活動のようである。この活動を実現するためには、地元の子ども会育成協議会の方々をはじめ、農政推進委員やJAのスタッフ、市役所の職員などの協力がある。この活動も、地域の中の人と人とのつながり（ソーシャル・キャピタル）があつてこそ、実現できる活動である。

子供たちの中には、初めて体験する子供もあり、後述するインリーダーの子供たちに行ったアンケート「1学期のインリーダーの活動をふりかえって」でも、「1学期のインリーダーの活動で、楽しかったこと」として、この田植えを挙げる子供も多かった。地域活動指導員として、前半は、子供たちと共に田んぼに入り、田植えをした。また、後半は、活動の様子の撮影や子供たちへの励ましなど、活動を見守ったり、声をかけたりしながら参加した。

さらに、活動をしていると、苗を植える目安とするひもの位置を守らずに植えてしまう子供や、指導者がそのひもの位置を変えていないのに、目安のひもがない場所へも植え始めてしまうなど、約束を守れなくなってしまう子供も出てくる。子ども会指導部員の方々は誰も田んぼに入っておらず、指導ができないので、筆者（松田）が指導していった。

7 「デイキャンプ」計画会①への参加（7/9/土）

この活動については、詳しく後述する。

8 「デイキャンプ」計画会②への参加（9/17/土）

デイキャンプに関わって、行先や活動内容など、細かな確認をする会があり、参加した。

9 「デイキャンプ」への参加（10/8/土）

2回に渡って計画してきたデイキャンプに参加した。活動は、五平餅作りとクラフトの二つであった。決定までに糾余曲折はあったグループではあったが、当日は、役割分担にしたがって、進んで動く子供たちの姿があった。

当日、感じたことは、子ども会指導部の方々のご苦労である。この活動の計画・準備をはじめ、学校近くの駅から最寄りの駅、そして会場であった各務原市青少年自然の家までの往復の引率など、子供への指導経験がほとんどない地域住民が、この一つの活動を成立させるために、並々ならぬ労力を使わねばならない。しかも、ボランティアでの活動である。

10 「デイキャンプ」の反省会への参加（10/15/土）

上に記したデイキャンプの反省会に参加した。「五平餅を初めて焼いたけど、おいしくできてよかったです。」「クラフトでは木を削るのが大変だったけど、最後まで削り、完成できた。」などの感想が出された。このような振り返りを行う際には、当日の写真を見ながら振り返るや、活動の様子を見ていた大人が子供たちの姿や動きのよさを価値付けるなどの支援があるとよい。このような点において、教師が指導部を務める地域住民に助言できるとよいと考えた。

11 「稻刈りをしよう」への参加 (10/20/土)

(1) —6で示した「田植えをしよう」で植えたもち米の稲を、その時と同様に各種団体の援助を受けながら稲刈りの活動をした。

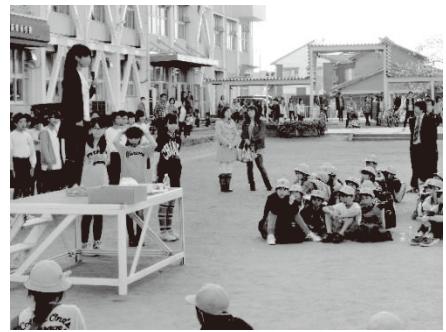
この活動も、指導部はほとんど支援することなく、各種団体の方々に指導は任せられ、活動は進んでいった。収穫したもち米は、後述する「収穫祭」で餅つきをして「きなこ餅」にし、収穫祭に訪れた人々に振る舞ったり、自分たちで食べたりすることになる。



【自分たちが植えた稲を刈る子供】

12 「夢づくりふれあいフェスタ」への参加 (11/5/土)

この「夢づくりふれあいフェスタ」とは、地域の各種団体が学校の教室や体育館、運動場などを使って「スライム作り」や「ストラックアウト」などの様々なブースを設け、小学校に在籍する子供たちにそのブースを回りながら楽しんでもらう催しである。それぞれのブースの運営は各種団体に任せられているが、開閉会式や会全体の進行はインリーダー及びその指導にあたる子ども会指導部が担当することになっている。開催日は、岐阜市の中学校が原則として月に1回、実施している土曜授業日の午後に行われた。勤務校である長森東小学校では、終日、勤務日とし、全教職員が参加した。



【開閉会式を進行する子供】

13 「収穫祭」への参加 (11/24/日)

この活動は、JA北長森の全面的な協力を得て、近隣の長森西小学校とも協力しながら行っている。「収穫祭」であると同時に「感謝祭」とも呼ばれ、田植えや稲刈りなど、貴重な体験活動を提供してくれた地域の方々に感謝の意を子供たちが表すため、野菜の販売やJAの職員などが調理したフライドポテトや豚汁、そして自分たちが育てたもち米で作る「きなこ餅」をつき、振る舞うといった活動を行った。

(3) —5で示した「第5ブロック子どもフェスティバル」では、他地区の子供たちはうまくコミュニケーションがとれなかった子供たちであったが、当日は、豚汁などを受け取りに来た地域住民に自分から話しかけたり、長森西小学校の子供たちとも協力し合ったりしながら、活動が進められていた。学校では実現しにくい多様な人々との関わりを何回も経験できたことの積み重ねが、子供たちの力を伸ばしたのではないかと推測した。

同様のことは後述するが、このような子供たちの成長を、指導する側がどれだけ意図し、計画して指導にあたることができるかが、大きな課題であろう。指導する側として、めざす姿が明確であれば、それに少しでも近づけるように指導するであろうし、めざす姿に子供たちが近づいたとき、的確に評価することもできる。子供たちの成長を確かなものにするためには、子供たちが自分の成長を自覚することが大切である。子供たちの姿は確実に成長したと捉えた。では、周りの大人がその成長を認め、子供たちに自覚させ、子供たちは自信をもってこの活動を終えることができたであろうか、と考えた。



【自分たちで育てたもち米をつく子供】

14 「新年子供大会」の練習への参加

1月22日(日)に、長良川国際会議場を会場として開催される「新年子供大会」の発表の練習に参加した。この練習は、12月中の土曜日に3回、1月中の土曜日に2回、行われる。この「新年子供大会」とは、各子ども会のインリーダーが、1年間の活動の報告をし合う会である。活動の

報告以外にも発表の時間があり、当該年度は前年度に引き続き、ダンスの発表をすると決め、練習に取り組んでいる。活動の総括ということもあり、発表内容や練習計画、実際の練習も、子供たち、特に6年生が主導して進めることができ、子ども会指導部員も見守るという姿勢で練習に臨んでいた。

(2) 通信による校内職員への啓発

地域活動指導員の五つの活動のうち、

(2) 子供・生徒の社会教育活動について校内職員に正しい理解の普及を図る。

という活動が弱いという筆者（松田）の主張を踏まえて通信を作成し、4月の最初の職員打ち合わせ（週に1回開催）で配付した。その後は不定期ではあったが、月に1回程度の頻度で配付し、校内職員に対して地域活動指導員の仕事や地域におけるインリーダー、子ども会の活動、地域の方々の仕事ぶりや率直な思い、担当としての意見等を職員に伝えるようにした。

(3) インリーダーの活動を紹介する掲示の作成

地域活動指導員の五つの活動のうち、

(3) 社会教育活動参加者の活動の評価、激励をする。

(5) 加入促進、参加奨励

に関わって、校内にインリーダーの活動を紹介する掲示を作成した。

掲示板に活動が紹介されることは、そのこと自体が活動への評価や激励につながると考えている。また、掲示を目にした他の子供や教師、保護者からも評価されたり激励されたりする機会を生むことにもつながると考えている。

加えて、この掲示は、4年生の教室が位置付けられている勤務校の校舎3階に作成した。次期インリーダー候補である4年生の目に留まりやすい場所に掲示することが、社会教育活動への加入促進、参加奨励にもつながると考えている。



【インリーダーの活躍を知らせる掲示板】

(4) 地域活動への参加から見えてきたこと

1 「デイキャンプ」の計画会①から

(1) -7でも示したように、7月9日（土）、インリーダー研修会に参加した。

内容は、10月に予定されていた「デイキャンプ」の計画会となっていた。長森東のインリーダーは、決められた予算内で日帰り旅行をする「夢冒険」と「デイキャンプ」を隔年で行ってきた。したがって、前年度もインリーダーを務めた6年生も「デイキャンプ」は経験しておらず、インリーダー全員が初めての経験となる。

以下、会がどのように流れて行ったか、会の概要を、研修会中のメモや、研修会後の追記をもとに記述する。

◇開会の言葉

これから第4回インリーダー研修会を始めますという宣言があった。

◇デイキャンプで行うクラフトの選択

最初に、インリーダーの中のリーダーとサブリーダーが司会を務め、デイキャンプでクラフトをやることを伝えた。そして、四つの活動から選ぶことが示され、考える時間がもたれた。子ども会育成協議会指導部長から、四つの活動について簡単に説明があった。子供たちが考えている間、指導部員の大人たちは、会場の端で集まり、デイキャンプの打ち合わせをしていった。しばらくして司会者から希望の活動に挙手するように言われ、挙手多数で「小枝のペン」に決定した。

◇クラフトを行うためのグループ決め

インリーダー開講式で、全27名を4グループに分けたが、クラフトを行う会場のテーブル

が小さいため、6, 7名のグループでの活動ができないため、デイキャンプのクラフト用に、改めて5グループを作るよう、司会者から指示があった。グループ決めは、以下のように進められた。

- ① 全員に対し、5, 6年生が混ざった5グループを作るよう指示あり。しかし、うまくグループ決めができない。司会者が、指導部員の大人に相談。
- ② 5年生、6年生がそれぞれ5つに分れ、次に5年生が作ったある一つのグループと、6年生が作ったあるグループをくっつける案が示された。そのため、学年ごとに分かれて、5グループを作ることになった。しばらくの間、話し合いがもたれていた。しかし、うまくくついたグループと、いつまでたってもできない子供たちがいた。司会者の2人は、また、指導部員の大人に相談を行った。
- ③指導部員の一人が、5年生は人数が多いから6グループを作り、6年生は最初の4グループのままでし、それぞれの代表者がくじを引いて最終グループを決定する案を出し、くじを作り始めた。5年生には、6グループになるように指示が出た。②の過程でうまくグループができるところも、やり直しである。結局、A・B・C・D・Eの5グループを作るが、Eは5年生だけのグループにすることになった。しかし、この方針は全員には伝えられず、案を出した指導部員の近くにいて話を聞くことができた子供しか聞かなかつたため、一部の子供たちは何が起きているのか把握できず、いつの間にか、せっかく決めたグループとは違うメンバーでグループを組まされていたことになった。

◇閉会の言葉

これで第4回インリーダー研修会を終わりますという宣言があった。13時30分に開始され、15時までの予定であったが、終了した時刻は14時20分であった。50分の活動時間で、内容はクラフトの選択とクラフト用のグループ決めの二つであった。

今回の計画会の途中や計画会後、子供たちへ「どこへ行くの?」「どうやって行くの?」「クラフト以外に何をするの?」「どんなことが楽しみ?」「どんな目当てで行くの?」と尋ねても、返答ができなかつた。今回の計画会中に、デイキャンプの全体像や見通しが示されなかつたので、当然である。

指導者である大人が、その活動を成り立たせるために決めておかなければならぬことを決めるだけの計画会になつており、子供たちに見通しをもたせたり、活動への意欲や課題意識・目的意識を高めたりしながら、子供たちの主体的な活動を促すための計画会にはなつていなかつた。

2 地域活動を指導する子ども会指導部員の意識について

確かに、岐阜市中央青少年会館のHPには、「子ども会育成会の役員として」という助言が掲載されており、次のように記されている。(註)

子供に関係する活動計画は子供のリーダーに決定させることが大切

育成者としての計画を立てたら、子供に関係する部分を子供のリーダー(5, 6年のインリーダーなど)と相談しましよう。育成者だけに関係することは自分たちで決めて構いませんが、子供に直接関わることは、子供のリーダーたちが決定していくことを支える立場にまわりましょう! そうすることが子供たちのやる気を生み出し、子ども会活動が活発になるきっかけとなります。

- ・日にちや時間など大まかなこと=育成者が決める。
- ・具体的な活動内容や活動場所=子供のリーダーが決める

活動内容についてははじめから全て子供たちに考えさせるのは無理です。「こんなことができるよ!」という例示をいくつか示してあげると、子供たちはそこから発展して考えていくことができるのです。

□子供たちと打合せをしながら準備をすすめることが大切

子供たちが会を進めると、なかなかうまくいかないことがあります。見ているとじれつたくなるので、はじめから育成者が司会進行をやってしまうなんていうことがあるかもしれません。しかし、育成者が前に出すぎると、子供たちが育たないばかりか、「やらされている子ども会」という意識をもち、子ども会嫌いになってしまいますこともあります。子供が間違つ

ても当たり前。会がスムーズに流れることが大切なのではありません。子供たちがいろいろ経験することそのものに意味があるのです。

- ・子ども会を自分から進行しようとする子供を育てる
- ・自分たちの力で進行できたことに満足感を味わう子供を育てる
- ・失敗から学び、もう一回やってみようと思う子供を育てる

指導部の方々は、このマニュアルをしっかりと守り、活動をしていることは分かる。しかし、「子供たちの主体的な活動」を、子供たちが会を進めること、大人が会の中でできるだけ口を出さないこと、との誤解があるのではないかと考える。

＜註＞ 岐阜市中央青少年会館HPより「子ども会育成会の役員として」

<http://www.city.gifu.lg.jp/4862.htm> (最終情報取得日 平成29年1月9日)

3 地域活動指導員としてのさらなる活動

活動が自発的、自主的なものでなくても、子供たちは主体的に活動することはできる。しかし、子供たちの主体性を發揮させるためには、大人の「しあげ」が不可欠である。例えば、計画会の最初に「今度のデイキャンプでは、バーベキューをみんなでするんだよ。」や「大きなアスレチックがあって、楽しそうな場所だよ。」と投げかけるだけでも、子供たちの意欲は違ってくる。

今回の計画会に参加し、地域活動指導員が担う五つの活動内容のほかに、指導部の方々への支援・援助、つまり教師として身に付けていた指導力を、インリーダー指導にも活用してもらう工夫をしていく必要があると考えた。

しかしながら、指導部の方々の意図や思いとは違った動きにならないように動くには、事前の了承や共に事前の計画・打ち合わせをすることが大切であろう。なかなか時間が取れない中、どう実現していくかが課題である。改めて時間が取れないようであれば、活動直前の短い時間の中で子供たちへの指導の共通理解を図る場を設けることも考えられる。

ただ、指導部の方々が、どのような意識でいるのか、つまり、どこまで地域活動指導員を担う教員に口を出してほしいと考えているのかを捉えないと、次の一手が打てない。そこで、1学期の終わりに、子ども会育成協議会指導部6名へ地域活動指導員実践報告を配布し、それと同時にアンケートの回答も依頼した。

4 子ども会指導部員6名へのアンケート調査の概要と結果

問1 別紙の活動報告を見ていただき、今後、さらに地域活動指導員として取り組むとよいことがありましたら、お書きください。

この問い合わせへの回答としては、「今まで通りの活動をしてほしい。」という意見が多く、そのほかには、積極的に教員が活動へ参加することに対して評価する記述や、掲示板を作成したことに対するお礼の記述があった。

問2 インリーダーの活動中の地域活動指導員の姿勢として、期待したい姿勢を選び「○」をつけてください。できましたら、理由もお書きください（例えば、7月9日の「デイキャンプの計画」の会では、地域活動指導員として、どこまで踏み込んで指導すればよいか迷いましたので、担当者としてのお気持ちをお聞かせください）。

- () 参加するだけで十分なので、子供たちの様子を見守ってほしい。
- () 気付いたことがあれば、今まで通り、子供たちに声をかけてほしい。
- () もっと子供たちに声をかけたり、指導したりしてほしい。

この問い合わせへの回答としては、三番目を選択する回答が多いと予想していたが、結果は6名全員が二番目を選択した。「子供の主体性を大切に」という役員としての活動への心構えが縛りとなつた回答であったかもしれない。

問3 そのほか、学校へのご要望など、何かありましたらお書きください。

この問い合わせへの回答としては、「学校への要望」ではなく、以下のように、役員としての思いを率直に書いた方もいた。

- ・どこまで指導部員として子供の活動へ口を出していいかという迷い
- ・半ば強制的に仕事が回って来る現状への不満
- ・和を乱すような言動をする子供への対応への困り感

このような記述を見ながら、公私ともに忙しい中、くじを引いて当たったために1年間の役員を引き受け、大勢の子供たちへの指導など経験がないのに懸命に指導している方々の思いも伝わってきた。

一方で、子ども会育成協議会の会長と会話していると「子供たちが失敗しても構わない。指導部の大人も力を付けてほしい。」と話されていた。

今後の活動では、自分が指導者として出過ぎないように配慮しながら、しかし教員としての指導力を生かして子供たちへ声かけをするだけでなく、活動中の指導部の方の声掛けの仕方を褒めるなど、指導部の方々にも成功体験を積み重ねながら指導者として育ってもらい、何よりも、よりよいインリーダーの活動を創り出しながら子供たちが育っていくように、できることをやっていきたいと考えるようになった。

5 地域活動指導員として指導部へ積極的に指導・支援する場の選択

しかし、インリーダーの活動すべてに対して、一律に指導部の方へ指導・支援するべきではないと考えた。表1のように、田植えなど、地域の各種団体の方々の手厚い指導・支援がある場では、特に指導部の方への指導・支援は必要とされない。先に詳細に取り上げたディキャンプの計画会など、指導部の方のインリーダーへの指導が中心となる活動の際、地域活動指導員として子供たちへの指導・支援のみならず、指導部の方へのそれらも必要となってくると考えた。もちろん、地域での活動であるから指導部の方の指導・支援の妨げにならないように配慮することが大切である。

表1 地域活動の特質別の地域活動指導員の役割

主な活動	田植え	ディキャンプ計画会
指導者	地域の指導・支援が充実	指導部員だけで指導
役割	地域活動指導員として子供への指導・支援にできるだけ専念	地域活動指導員として指導部への指導や助言・評価・激励も必要
その他の活動	歩け歩け大会 稲刈り 収穫祭	開講式 子どもフェスティバルの準備と当日 ディキャンプ当日と反省会 新年子供大会

6 今後の地域活動指導員としての構えと活動

今後の活動では、子供たちや保護者が見通しをもって活動に参加できるよう、指導部の方には活動の案内文書を、遅くとも1ヶ月前には配付するように依頼し、実現した。また、指導部長と電話等で連絡を取り合い、事前に活動の打ち合わせをするようになった。加えて、毎回、活動前には指導部長と活動の内容についてさらに打ち合わせを重ね、その際に「この活動にかける時間は長くなりすぎない方がよいですね。」「この活動はグループで行うのですか？」など、気付いたことを筆者（松田）から助言・確認をするようにし、活動の充実を図るようにした。さらに、ディキャンプなどの活動中の子供たちのよさを指導部の方に伝えたり、指導部の方の計画や準備、指導のおかげで活動が円滑に進んだことなどに対する評価やお礼を述べたりするようにした。これらの取り組みも地域活動指導員の活動の一つとして認識し、今後も活動していくことが重要であると考えている。

(5) 地域活動指導員として実践研究のまとめ

1 地域活動指導員として実践したことによって得られた見解

地域活動指導員としての実践を通して、次のような見解を得た。

まずは、子供たちの教育（人間形成）、育成には、学校だけでなく、多くの保護者や地域の方々が関わっていることが認識できたことである。また、想像以上に多くの方々が関わっていること

を知ることができたことも大きな成果であった。

加えて、子ども会の役員など、多くの地域の方々との顔つなぎができたことも成果として挙げられる。今後、様々な形で連携していく上で大きな財産である。

さらに、子ども会の役員の方々が子供たちの指導に当たる際の課題についても見えてきた。一つ目は、学校とは違い、よく言えばリラックスして活動に参加している子供たちに対し、強く指導できないということ。二つ目に、主体性を大切に指導する構えはよいが、活動を子供たちに任せすぎてしまったり、逆に活動案を与えすぎてしまったりすることがあり、指導方法のバランスが取れていないということ。

三つ目に、活動の目的や見通し、制限時間などを示さない中で活動を進めてしまっているため、子供たちの活動に対する課題意識が薄いということ。とりわけ、これらの三点が課題として挙げられると感じた。

子供たちへの指導に関しては、学校の教員はプロであるから、役員の方々の指導を補助したり、時には前面に出て指導したりするなど、教員として支援できるところは少なくないこともつかむことができた。

最後に、地域活動指導員へのアンケート調査で、この職が抱える多忙感や負担感を挙げる教員が少なからずいたことは、前述の通りである、確かに、「インリーダー開講式」や「歩け歩け大会」など、地域の行事は土日や祝祭日に開催されることが多く、そこに教員が参加するとなると、休日出勤を余儀なくされるのが現状である。この点については、今後の課題として残された。

2 地域活動指導員として実践してきたことによる成果

地域の活動に参加していると、顔見知りが多くなり、色々と地域の方から声をかけられるようになり、地域の情報が自分に集まるようになってきた。例えば、「第5ブロック子どもフェスティバル」の最中に、子ども会育成協議会長から、「夏休み中のラジオ体操は、例年、お盆前に終わっていましたが、当該年度は試みとして、夏休みの最終5日間も実施しようと思います。子供たちが生活リズムを整えてから登校できるようといいと思います。」との話があった。他の教職員は知らない話であったため、自分から、職員会で紹介し、周知を図ることができた。

管理職に対するアンケート調査³⁾でも、地域活動指導員に期待することとして「学校と地域のパイプ役」があった。地道に地域の活動に参加し、地域の方々と関わり合うことがパイプ役の責を果たすための重要な下地であると考えるようになった。

3 付記 学校支援本部事業への参加について

学校運営協議会で承認された学校運営方針等に基づき、学校を支える実働部隊として、勤務校の学校支援本部事業である「学校支援推進委員会」が設置されている。平成28年度は、地域活動指導員と共に、この委員会の統括役も筆者（松田）は務めてきた。

この会の委員長は、学校のPTA副会長で、地域コーディネーターは、学校に隣接して設置されている公民館の公民館主事が担当している。

平成27年12月21日に、中央教育審議会から「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推方策について（答申）」が出されたが、今後は、地域に「地域学校協働本部」を立ち上げ、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心に、学校との連携・協働を模索していくことになる。しかし、何もない所からの立ち上げは難しいため、おそらく、既存の「学校支援推進委員会」を元にして立ち上げていくことになるであろう。その立ち上げにも、地域活動指導員が寄与できるのではないかと考えている。

注)

- 1) 松田雅裕、益川浩一（2017）。学校と地域の連携を促す岐阜市「地域活動指導員」としての教員の意識に関する調査研究。地域志向学研究、3, p.54.
- 2) 本章では、「単位子ども会」や「子ども会指導部員」、「子ども会育成協議会会长」のような子ども会内の役職に関わる名称が出てくるため、下に「子ども会育成会の組織」や「長森東子ども会育成協議会」について整理して示しておく。

子ども会育成会の組織	長森東子ども会育成協議会
☆全国子ども会連合会（全子連）	○顧問（2名） ○会長（1名）
↓岐阜県子ども会育成連合会（県子連）	○副会長（2名） ○書記（3名）
↓岐阜市子ども会育成連合会（市子連）	○会計（3名） ○監査（2名）
↓第1～5ブロック子ども会育成会 ＜長森東は第5ブロック＞	☆指導部　・部長（1名）　・副部長（1名） ・部員（4名）
↓地域子ども会育成会 ＜長森東子ども会育成協議会＞	⇒ インリーダー指導担当
↓町内（単位）子ども会 ＜長森東校区は6町内＞	◇各町内（単位）子ども会担当（6名） 各町内名：天池・琴塚・新田・樹木・水海道・岩地

- 3) 松田雅裕, 益川浩一 (2018). 学校と地域との連携についての学校管理職の意識に関する調査研究. 地域志向学研究, 2.

地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組と市町村における地域と学校の連携・協働の組織化の方向性についての考察

石原学¹⁾・堀智考¹⁾・安藤由美子¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1）

²⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

要旨

令和元年4月に岐阜県と岐阜大学で共同設置した「ぎふ地域学校協働活動センター」では、初年度、3つの中心事業以外に、対象者を絞った3研修会を開催した。本調査研究では、その研修会の成果について考察するとともに、具体事例として岐阜市内の小学校の取組みを取り上げる。2つの検証から、地域学校協働活動の継続的発展のために、本センターの方向性の1つである、人材育成のための専門的な研修の必要性を確認した。

キーワード

ぎふ地域学校協働活動センター、社会教育、地域学校協働活動、公民館、推進員

1. 地域と学校の連携・協働をめぐる現状

岐阜県では、平成31年1月の岐阜県・岐阜大学の連携協定において、地域学校協働活動の推進を目的に、岐阜大学内に「ぎふ地域学校協働活動センター」（以下「活動センター」と呼ぶ）を共同設置することを決定し、同年4月1日から活動を開始して事業の推進に努めている。

本調査研究では、活動センター事業を運営する中で、県教育委員会や各種団体と連携して実施した研修と、地域学校協働活動の具体的な事例を通して活動センターの役割や方向性について報告する。

活動センターは地域学校協働活動を推進するための「人材の育成と確保」を担っており、（1）地域学校協働活動推進員等育成研修（2）ボランティアの育成・確保（3）地域学校協働活動支援プログラムの3事業を実施している。この中心となる事業以外に、地域の要望や課題解決に向けて、次に示す対象者を絞った3つの研修会を企画・実施した。

2. 地域と学校の連携・協働の促進に向けた支援の取組

（1）社会教育委員・公民館関係者研修

社会教育法が改正され、地域学校協働活動を推進することや地域学校協働活動推進員の設置等が教育委員会に求められるようになった。しかし、市町村社会教育委員会や委員においては、法律改正の背景等についての認識は活動をとおして把握はしているが、改正の内容や進むべき方向等についてはまだまだ認識されていない現状がある。

市町村社会教育委員は県内で420人が任命されている。学校教育・社会教育関係者と学識経験者、及び各種団体の代表等で組織されているが、会議の開催数は平均3.25回／年であり、「会議の形骸化」や、「意見を施策に反映させる仕組みがない」、「活動が明確にされていない」などの課題が事務局・委員双方からあげられている¹⁾。社会教育委員には、地域学校協働活動推進員やコーディネーターとして、地域と学校、家庭をつなぐ中心的な役割や、教育委員会に対して地域と学校との連携体制づくりや協働活動の促進に向けた積極的な意見具申・提案ができるようになることが期待されている。

また、地域の人材や各種情報が集まる公民館は県内に273館あり、地域学校協働活動を推進するためには重要な役割を担うが、学校運営協議会制度や地域学校協働活動についての情報は十分ではない。「学校以外で安全・安心に協働活動を実施できる場の機能」が果たされ、「子どもの学習活動や体験活動、家庭教育支援等につながる各種プログラムを企画・運営し、地域と学校、家庭との連携を推進」することが期待されている。

両者が地域の基本的な支援の基盤となって活動が推進されることを願って、市町村社会教育委員及び公民館長・職員と教育委員会社会教育行政担当者を対象とした研修会を実施した。

① 研修概要

【ア：社会教育委員対象】

岐阜県社会教育委員連絡協議会と協力して、県内6地区の社会教育委員連絡協議会地区会長から市町村社会教育委員へ連絡・周知し、研修会を開催した。研修会は、学校運営協議会を設置して地域学校協働活動を積極的に推進している坂祝町からの事例報告と、前文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動担当）による社会教育法の改正やその背景を中心とした内容の講演を行い、各市町村における事業企画・推進に参考となるよう企画した。

- a 主 催 岐阜県社会教育委員連絡協議会（共催：岐阜県公民館連合会）
(協力：ぎふ地域学校協働活動センター)
- b テーマ 「地域学校協働活動の効果的な進め方」
- c 会 場 加茂郡坂祝町中央公民館（加茂郡坂祝町黒岩）
- d 日 時 令和元年8月27日（火）13:00～16:30
- e 内 容 実践報告「坂祝町の実践発表」
発表者：坂祝町教育長 高橋正郎 氏 CSディレクター 宮内智鶴子 氏
講演「地域よし、学校よし、子供よし」
講師：山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班主査
相田 康弘 氏
- (前文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長)
- f 受講者 127人
- g アンケート結果 （※回答者65名 回答率51%）

実践報告	講演
<u>○学んだこと、考えさせられたこと</u> ・幼児期からの一貫した取組（20） ・周到な準備とスタートまでの歩み（7） ・地域における話し合い（4） ・当事者意識（4） ・メンバーの人選・他団体との関係（3）	<u>○学んだこと、考えさせられたこと</u> ・明確な目標と共有（20） ・地域へのわかりやすい説明（8） ・「協働」のとらえの共有（8） ・対話・協議（6） ・社会の変化・子ども達の未来（5）
<u>○今後取り組んでいきたいこと</u> ・学社融合（8） ・各団体への説明方法（7） ・人選をいかに行うか（5） ・行政の理解をいかに得るか（4） ・めざすものを明確にする（4）	<u>○今後取り組んでいきたいこと</u> ・基本的な考え方の共有（14） ・目的・目標の明確化（10） ・学校への働きかけ・方針の理解（7） ・「協働」の本質を踏まえる（5） ・地域との積極的な関わり（4）
<u>○もっと知りたい、学びたいこと</u> ・意識の変容・これからの変容（9） ・無関心な方への対応（4） ・実行までの準備の具体的な歩み（3） ・めざす姿・具体的な取組や内容（3）	<u>○もっと知りたい、学びたいこと</u> ・実際の具体例（11） ・学校・地域の合意形成（10） ・10年後の教育（4） ・コーディネーターの資質（3）

（自由記述式：内容を整理し、記載した人数の多い内容から順に5項目（※2人以上の記載があるもの））

【イ：公民館長及び公民館主事対象】

岐阜県公民館連合会と協力して、県内各市町村教育委員会を通して、所管する公民館長及び公民館主事に連絡・周知し、研修会を開催した。

岐阜県内の多くの地域は、人口減少や高齢化、貧困問題、地域の担い手の減少、つながりの希薄化やそれに伴う高齢者や若者の社会的孤立等、様々な課題に直面している。公民館には、従来の役割に加え、持続可能な地域づくりや共生社会の形成、地域活性化・まちづくりの拠点、防災拠点など幅広い役割が期待されている。また、改正された社会教育法では、地域学校協働活動の推進が求められており、地域においては公民館がその中心的な役割を担うことが期待されている。研修は、地域事情が岐阜県と似ている文部科学省優良公民館表彰受賞館から、先進的な活動をしている公民館の運営者を講師に招き、各市町村公民館運営の一助となるような内容で企画した。

a 主 催 岐阜県公民館連合会（共催：岐阜県社会教育委員連絡協議会）
 ぎふ地域学校協働活動センター
 b テーマ 「地域学校協働活動における公民館の役割」
 c 会 場 岐阜県図書館 2 F 研修室（岐阜市宇佐）
 d 日 時 令和元年11月13日（水）13：30～16：00
 e 内 容 講演1「地域の人財を公民館・学校、そして、地域の応援団に」
 講師：前滋賀県竜王町公民館長 関川 雅之 氏
 （竜王町地域学校協働本部統括マネージャー）
 講演2「公民館の可能性を信じて～学びのカフェ物語～」
 講師：広島県大竹市玖波公民館 河内ひとみ 氏
 f 受講者 60人
 g アンケート結果（回答者42名 回答率70%）

講演1

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・学びを地域に還元する、地域の人財を生かすという明確な目的と工夫（14）
- ・講座とカルチャーセンターとの違いを明確にした体験型講座を実施、自主事業につないでいく手法（12）
- ・組織や体制（統括マネージャー、コーディネーター）が確立している（8）
- ・学校、公民館が無理なく互いにプラスになる試み、継続力（5）
- ・学校の意向を聞き、精選する（3）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・学校の希望を公民館へつなぐ（9）
- ・体験型講座の開設とサークル移行（8）
- ・学校と公民館双方が協働できる内容の吟味と整理（7）
- ・体験型講座の開設とサークル移行（8）
- ・学校と公民館双方が協働できる内容の吟味と整理（7）
- ・中学生のボランティアやコーディネーターの育成（5）
- ・学びを生かす具体的な取組を社会教育の場で実践できるよう保障（5）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・運営協議会の中での事業の広がりの実態、地域学校協働活動の違い（4）
- ・コーディネーターの発掘、学校との連絡調整（4）
- ・学校と公民館が双方向でできる協働活動の内容（3）
- ・ボランティアの個人差への対応（3）
- ・学校の意向確認、依頼の仕方（3）

講演2

○学んだこと、考えさせられたこと

- ・新しい様々なアイデア・発想・戦略、実践力・行動力、企画力（26）
- ・志の高さ（12）
- ・男性の参加増、町民を巻き込んだ参加型交流の推進（6）
- ・地域課題をしっかりとらえ、改善を図る仕組みづくり（6）
- ・展望をもち、地道な積み重ね（6）
- ・タイムリーな企画や題材（5）

○今後取り組んでいきたいこと

- ・小さなことから地道に行い、結果をすぐに求めず、ぶれない（9）
- ・公民館に人が集まる（人と人とをつなぐ）企画の実施（7）
- ・公民館のテーマソングや「くばコレ」など地域づくりのアイデア（6）
- ・自身のまちの良さを見つめ直し、自信と誇りをもつ（5）
- ・青年を対象とした講座、地域課題を洗い出す講座の開設（5）

○もっと知りたい、学びたいこと

- ・中学生をはじめ、特に20～40代の世代が公民館に足を運んでもらうにはどうするか（5）
- ・たった一人でここまで粘り強く行うことができた生き様（4）
- ・公民館と地域の連携づくり（2）

（自由記述式：内容を整理し、記載した人数の多い内容から順に5項目（※2人以上の記載があるもの））

② 考察

研修アのアンケート回答では、「中長期的な事業計画の大切さ」や「事業の目標共有の必要性」について挙げられている。これは、「社会教育委員としての活動」そのものに対して、委員自らが感じている「現状の課題」と置き換えて回答されていることも可能性として含まれており、市町村事務局と共有していく必要がある。

また、自発的な地域学校協働活動を推進することの意義についての記載も多く、当事者意識を大切にして取り組まなければならないことについての理解はある程度深まった。しかし、市町村

における社会教育委員の具体的な活動場面が設定されないと、地域と学校の連携に委員が寄与できないことも想定されるため、市町村事務局に具体的な情報提供をしていく必要がある。社会教育委員自らが当事者意識を持ち、地元での活動を基にして提言等を実施できるようにすることが、社会教育委員の役割の明確化につながり、やりがいを高め、ひいては地域の活性化につながる。

研修イのアンケート回答では、公民館の本来の役割である「地域住民の学びの場」についての大切さを再確認する記載が殆どであった。公民館の担うべき役割を確認したことで、活性化の一助となればと願いたい。公民館の職員体制や予算等については十分ではないが、組織や体制を整理することや以前から取り組んでいたことの視点を変えることで大きな力を発揮することができると理解されている。講師の実践内容もすばらしいものであり、参加者の満足度も高く、意義ある研修となった。

しかし、別の見方をすると、公民館の大切な機能である住民の学習活動が計画的、意図的になっていないこと、継続性だけでなく発展性も大切にする必要があることも読み取れる。日常的な公民館運営だけでなく、地域学校協働活動のように市町村行政の動きを踏まえた活動については公民館活動の柱のひとつとして活性化につなげたい。

また、研修で先進事例を学びたい、具体的な事例が知りたいという回答は多いが、それぞれの地域事情は異なり、学んだことをそのまま実施することは難しい。実態に合うように工夫・改善するための助言・支援が必要であることを研修及び活動センター事業の市町村支援をとおして実感する。

(2)学校関係者研修

岐阜県では、社会教育法で定める「地域学校協働活動」については環境生活部環境生活政策課(活動センター)が所管するが、地教行法で定める「学校運営協議会制度」については、教育委員会学校支援課が所管している。そのため、県における事業推進、市町村教育委員会の事業推進に関する指導助言等について、総合的に行えていない現状があり、課題となっていた。

文部科学省の組織改編・国の補助事業推進における一体化や今後の地教行法附則による見直し(令和4年度)等を踏まえ、学校教育と社会教育の両担当課が一体的推進を図ることとし、県教育委員会と活動センターの共催事業として学校関係者への研修を企画した。

学校(関係者)においては、教育委員会や学校教職員、社会教育委員や地域団体、住民等との調整や意見交換・情報収集により、下記のことを課題として捉えた。

○地域との連携は、学校のアプローチにより連携が図られていると認識している。

- 地域との連携は十分に行えている。これ以上の地域との連携は学校の負担(感)が大きく、働き方改革にもつながらない。
- 学校を核とする取組が少子高齢化や人口減少社会に対応する地域づくりにつながっていくところまで役割を担えない。

○学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することによる、学校の変化や教育活動への効果や影響についての認識があまり十分でない。

- 教育の主体は学校であり、責任も学校にある。地域からの意見も学校評議会等をとおして学校教育に反映されている。
- 学習指導要領の示す「社会に開かれた教育課程」を学習内容や方法から考えて、学校以外の教育力の活用や、マネジメントにまで広がらない。

そのため、研修対象者を管理職及び学校の運営に携わる教員として、学校のもつ社会的な役割と、学習指導要領との関連をもとにしたこれからの教育に求められることを中心とした内容で研修会を企画した。

① 研修概要

- a 主 催 岐阜県(ぎふ地域学校協働活動センター)・岐阜県教育委員会
- b テーマ 「地域に開かれた学校から地域とともにある学校へ」
- c 会 場 【午前】瑞浪市産業振興センター(瑞浪市上野町)
【午後】岐阜大学サテライトキャンパス(岐阜市橋本町)
飛騨サテライト会場: 飛騨総合庁舎(高山市上岡本町)

- d 日 時 令和2年1月27日（月）9：30～11：30 14：00～16：30
- e 内 容 講演「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の未来」
講師：山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班主査
相田 康弘 氏
(前文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課地域学校協働活動推進室係長)
- f 受講者 午前の部 93人 午後の部 60人(飛騨サテライト会場15人)
合計 168人 (内訳：教委等：61人 学校管理職：100人 教諭等：7人)
- g アンケート結果 (回答者143名 回答率85.1%)
- Q：研修を受講して学校運営協議会制度・地域学校協働活動に対して、理解が深まったこと（複数回答可）

項目	意義	仕組み	具体やイメージ	自校の見通し	学校と地域の連携	学校運営効果	働き方改革の効果	その他
回答数	127	90	77	34	103	55	9	3
割 合	88.8%	62.9%	53.8%	23.8%	72.0%	38.5%	6.3%	2.1%

○主な意見【内容的な要素】

- ・様々な言葉の関係性や意味が全体像としてつながり、明らかになった。
- ・目的や目標の共有が必要であると感じた。
- ・学校・教頭としての立ち位置を明確に理解できた。
- ・地域側からどう見えるかという視点が新鮮であった。

○主な意見【対応・姿勢的な要素】

- ・疑問に思っていたことが明確になった。考えが全く異なっていたことに気づいた。
- ・学んだことを自分の言葉で説明できるようにしたい。
- ・学校運営協議会に移行するちょうどよい時期に話が聞けてよかったです。

○主な意見【不安要素】

- ・軌道に乗るまで教頭の仕事が増え大変な時期を乗り越えなければならないと不安になった。
- ・立ち上げから動き出すまでの具体的な例や注意点について研修したい。
- ・地域学校協働本部の説明や県や地区の方向性も示してほしい。

② 考察

研修については、十分に講師と事前打ち合わせを行い、学校や地域の課題と背景、法的な根拠、学校と地域の認識の違い等を、「しくみ」と「子ども」という学校と地域の共通の視点から考える内容とした。対象を管理職中心としたため、概要についての理解は進んでおり、研修に対する満足度も高く（4段階評価：4と3で96.5%）、効果的であった。しかし、理解は深まったが、実際の実施に向けての具体的な不安も示され、今後の活動センター研修の必要性も明らかとなった。市町村教育委員会の学校運営協議会制度・地域学校協働活動に対する取り組み状況は、図1に示すとおりであり、すでに「実施している」「現在計画中」「今後検討する」と、市町村の教育委員会や教員の理解や認識が異なるため、進捗状況に応じた研修内容の工夫を要する。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に当たっては、学校側に「学校内の組織体制と協働文化の構築」「学校の教育力を向上させるための工夫」「学校関係者が持つ専門性やネットワークを生かした学校経営」等が求められる。学校運営協議会制度をより充実させるためにも、学校としての事前準備が必要であり、そのための研修を充実させる必要がある。

図1：コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施調査
(2019.5 文部科学省調査)

岐阜県の状況

□学校運営協議会設置

2019年度	2021年度予定
260／543校 (47.9%)	348／543校 (64.2%)
23／42市町村 (54.8%)	29／42市町村 (69.0%)

□地域学校協働本部設置

2019年度	2021年度予定
121／543校 (22.3%)	176／543校 (32.5%)
9／42市町村 (21.4%)	17／42市町村 (40.5%)

□地域学校協働活動推進員配置

2019年度
85／543校 (15.7%)

3. 市町村における地域と学校の連携・協働の組織化の方向性

活動センターの地域学校協働活動推進員等育成研修は、推進員としての知識・技能の習得を中心据えている。しかし、それぞれの活動の場となる市町村や校区の状況は異なり、推進員としての活動内容は様々となる。推進員に期待される役割等を、具体事例をもとに考察する。

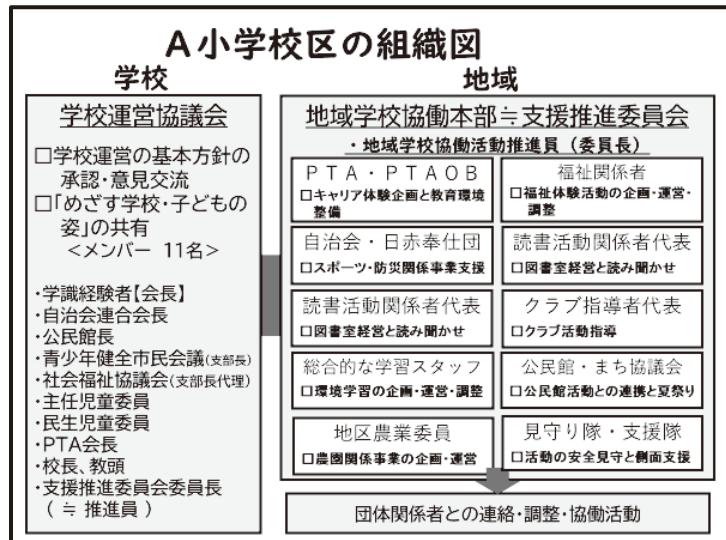
事例：岐阜市北部地区 市立A小学校

(1) 地域の状況

- ・校区は、田園地帯が急速に都市化し、児童は古くからの集落と年代層の同じ世帯の大規模団地、急激な宅地化に伴う転入家庭が各1／3で構成されている。
- ・『ふるさと』という地元意識が薄く、地域住民の交流や自治会加入率は低調で、地域のつながりの弱さを危惧している」という住民からの声がある。

(2) 組織

A小学校区の学校運営協議会と地域学校協働本部(支援推進委員会)は、図2のようになっている。本部は、地域の活動団体等の代表で組織され、基本的には地域学校協働活動の事業ごとに、それぞれの団体等が担当し、推進員(支援推進委員長・副委員長)とともに、学校と調整して事業を実施しており、大きな事業に際しては全体会で情報共有がなされ、スタッフ等については協力体制ができている。



(3) 学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会を中心に企画し、地域学校協働本部(支援推進委員会)が実施した活動については、下記のように願いを共有している。

○願い「ふるさとを語れる子どもを育てる」

※顕著な自然や歴史、文化がないため、ふるさとを「そこに暮らす人の営み」と定義。

地域：学校や地域活動、地域課題に目を向け、(当事者として)主体的に協力し、地域学校協働活動を推進するとともに、活動に参加する人を増やす。

学校：児童の学校生活が充実すると共に、自分たちの地域(ふるさと)やそこに生きる人を大切にできるよう、地域を教材とした感謝の気持ちや、人との繋がりが深まる活動を積極的に推進する。職員の勤務に際し、新たな負担を増やさず、協働の仕組みの中で実施する。

(4) 具体的活動事例

① 「地域と一緒に防災訓練」(学校防災教育と自治会活動の連携)

- ・防災体験や啓発だけでなく、地域の人と顔の見えるつながりができるように、自治会と協力して「防災訓練の日」を2年毎に実施する。
- ・校区では水防団、消防団、日赤奉仕団等の活動が熱心に行われているが、地域住民にはあまり認知されていない。体験だけに終わらないよう地域を支える人の営みが地域住民や学校に具体的に伝わるよう工夫して取り組む。

【各地区避難集合場所から住民と避難】

保護者→ 自治会の存在意義を示すことができた。

地域 → 自治会には、保護者の自治会加入率の低さで住民の把握ができていない

という課題が明らかになった。

【全体訓練（救出訓練・消火訓練参観）】

【参加団体訓練活動に全校児童が参加】

高学年：水防団の土嚢作り訓練・日赤奉仕団の応急処置訓練

中学年：各種消火訓練

低学年：避難所体験、防災設備・防災倉庫見学

【防災食の昼食】 ※ここからは学校だけの企画

【学校プログラム】

高学年：通学路D I G訓練 低・中学年：防災講話・防災ゲーム

児童 → 防災意識を高めるだけでなく、力を合わせる「地域の人」を知る。集団

登校ではなく、自治会の避難場所から地域の人と学校に避難（登校）する。

自治会→ この企画に消極的であったが、終了後の評価は高かった。

【活動協力】行政等 : 消防署 市役所

地域団体等：自治会 消防団 水防団 日赤奉仕団 女性防火クラブ 防災士

【推進員の役割】防災訓練実行委員会の組織化と運営、関係機関への依頼、関係団体と学校の
それぞれの活動のねらいの確認及び周知、各自治会との役割の確認、関係団体の活動内容調整、学校との時間枠調整



写真1 防災訓練の様子

②「環境を守る～『産業廃棄物不法投棄事案』を題材に～」

- 重大な環境破壊として全国的に有名になった「産業廃棄物不法投棄事件」が発覚して12年、終結宣言から3年が経ち、平穏が戻ってきた。校区自治会が中心となって、国や市に働きかけて解決につなげてきた経緯がある。
- 4年生 総合的な学習の時間・社会「水源を守る」をテーマに環境学習として教材化。
- 地域の環境を守るための運動を進めてきた人たちは、10年以上が過ぎた現在も運動を「現場から校区（水源地）に流れこむ河川の水質調査」という形で、毎月継続して行っている。
- 事件は「負の遺産」であるが、その解決に取り組み、今も活動を続けている人々の営みは「地域の財産」であり、地域と学校で協力して教材化に取組む。

【事件の概略と住民の取組をつかむ】（※地域住民の協力）

- 校区内で起こった事案について、問題の解決と環境浄化に取り組んだ地域の方から、事件の概要と解決までの歴史を学ぶ。

児童 → 自分たちが暮らすふるさとで、環境を脅かす大きな事案と地域住民の解決に向けた取組があつたことを知り、驚きを持って受け止める。

【事件現場に立ち校区を見る】（※市役所環境事業部の協力）

- 不法投棄の現場から、ふるさとを眺める。

児童 → 自分たちの生活する地区が、現場の下流に位置することが分かるとともに、市行政の環境改善に向けた取組を知り、安心感をもつ。

【水質調査に同行する】（※市環境推進協議会の協力）

- 不法投棄現場の環境保全上の問題が解消した後も、万が一に備えて、現場から校区の水道水取水地（水源）に向かって流れる河川の水質調査を続けている地域の方々に児童が同行して、水質検査をさせていただくと共に取組を継続してきた人々の思いを知る。

児童 → 今まで地域の安全に尽力してきた故郷の人々に感謝の思いをもつことができるとともに、自分の生き方を考えはじめる機会となる。

【新水道施設建設現場を見学する】（※市役所上下水道事業部の協力）

- 市の施策として、校区の水道水として長良川の伏流水を導入するため、新たに建設してい

る「配水池」と現在の「水源地」を比較しながら見学し、暮らしを支えている市役所の仕事を学ぶ。

児童 → ふるさとの暮らしを多くの人が支え、守っていることに気づき、地域の一員としての自覚をもつことにつながる。

【活動協力】行政等 : 市役所環境事業部・上下水道事業部 市環境推進協議会

地域団体等: 安全見守り隊 自治会 有志住民

【推進員の役割】市役所関係各課、学校及び支援団体と授業の指導内容及び実施時間の調整



写真2 地域環境学習の様子

③「学校農園」(体験を中心とした地域の人とのふれあい活動)

- ・地域の「子どもたちと一緒に活動したい」という願いを受け、正門前の休耕田を借り受け、5アールの学校農園を開設し、サツマイモの栽培を行う。
- ・農園担当40人の支援を受け、低学年は総合的な学習の時間（教育課程内）、中高学年は休み時間（教育課程外）を使い「苗植え」「水やり」「収穫」「収穫祭」の4活動に参加する。
- ・収穫祭は焼き芋つくりを昔ながらの稻作後の燻炭づくりとともにを行う。

【児童の学習・地域学校協働活動は7か月間の取組】

- 準備の状況(地域住民の協力の様子)等を常に映像ニュースで全校児童に知らせ、「見えない部分」を見せるために努めて「地域の人の支え」「感謝の思い」を意識させる。
- 収穫したサツマイモ2000個は学校農園で粋焼き・薪焼の2方法で焼芋を作り、その場で全校児童が食べられるようにする。
地域 → 昔ながらの体験を楽しむ児童の姿に、夜中ら準備にあたった支援者の方々も苦労が充実感に変わるすてきな時間となる。
- 粗殻燻炭作りで焼芋を行うため「田植～稲刈の学習」も同時に進める。
児童 → 多数の地域の人と継続的な交流ができた。
本物の体験活動が生みだす、児童の生き生きとした喜びの姿がある。
- 地域 → 支援者の輪が地域全体に大きく広がった。本物の体験活動が生みだす、児童の姿を見守る支援者の笑顔がすばらしい。

【活動協力】行政等 : 市農業委員会 農業協同組合

地域団体等: 農業委員 農業推進員 地主 消防団 山林組合 女性団体

【推進員の役割】関係機関への依頼、農業委員会と学校の教育課程との関連確認、栽培支援計画の調整と進捗状況確認、学校との時間枠調整、関係者との準備確認 等



写真3 学校農園活動の様子

④「地域の人による図書室運営」

- ・読書活動の充実を図りつつ、毎朝の図書室運営を地域学校協働活動として地域に委嘱する。
- ・読書サークル等の団体が企画して定期的に読み聞かせを運営する。
- ・図書室の環境整備、掲示等に、普段から多くの地域住民・保護者が参画できるようにする。

- 児童 → 教員以外の大人と接する機会が増え、認めてもらえる環境等ができる。
 教員 → 結果的に朝の多忙な時間帯に児童に付くことができ、指導に専念できる。
 地域 → 団体活動の実践の場となるとともに、児童と楽しくふれあうことができる。
 集団登校時に同行できる。

【活動協力】地域団体等:公民館 読書サークル
ボランティア

【推進員の役割】団体との調整、参加者募集



写真4 図書室運営の様子

- ⑤「地域活動団体・公民館のクラブ・サークル講師や会員による地域学校協働活動・授業協力」
 ・公民館サークルによる合唱（音楽）や絵手紙、習字の指導支援を計画的に授業に位置付ける。
 児童の活動に必然性をもたせ、公民館で実施する各種つどい、サークル発表会、文化祭等の機会を見つけて発表等を位置付けるなど、双方向の取組とする。

児童 → 教員ではない視点で指導や励ましを受けることができる。

地域 → 公民館活動の活性化ややりがいのあるクラブ・サークル活動へ発展する。

- ・「見守り隊」を組織し、登下校時と子どもたちが学校外の活動に出るときは同行・ポイントでの見守りで安全安心を支える。

学校 → 学校外での安全が飛躍的に高まる。

地域 → 健康づくりのウォーキングを兼ねた同行と地域拠点での見守り交流ができる。

- ・「高齢者女性団体」による参観日の託児や各種活動で準備協力や児童の活動支援を行う。

地域 → 世代を超えた交流等による生きがい、若い保護者にとっての支援とする。

【活動協力】地域団体等:公民館 各種活動団体 ボランティア

【推進員の役割】公民館職員・活動団体との指導・支援内容の確認 学校との授業日程の調整



写真5 公民館活動団体による授業・授業支援の様子

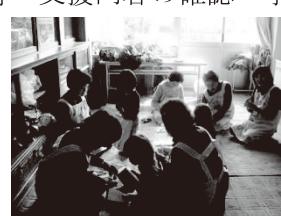


写真6 託児支援や見守り活動の様子

⑥「放課後子ども教室」

- ・下級生と上級生の下校時間に差がある日に、図書室で「自主学習の場」を運営する。
- ・地域住民・大学生等の協力を得て、上級生の下校時間まで自主学習を行う。

学校 → 学習支援だけでなく、上級生と一緒に下校でき、児童の安全性が高まるとともに、働く保護者の支援になる。

地域 → 地域住民のやりがいや、教職を目指す大学生の資質向上につながる。

【活動協力】行政：教育委員会 地域団体等：ボランティア（大学生）

- 【推進員の役割】業務支援事務 ボランティア等の募集 学校との参加児童の連絡・調整



写真7 子ども教室の様子

⑦保護者の協力によるキャリア教育（職業体験）やPTAOBによる教育環境整備支援活動

- ・10種類の職業体験ができるドリームワークを参観日に実施する。
- ・学校の教育環境整備を企画運営する。

学校 → 教員では準備できない企画による体験や教育環境を児童に提供できる。

地域 → 専門性を生かした協力と、集うことで地域でのネットワークづくりとなる。

【活動協力】地域団体等：PTA 行政機関 地域企業

【推進員の役割】外部講師等との交渉 活動内容・予算事務処理
学校との内容調整 等

写真8 職業体験の様子



(5) 考察・分析

社会教育法で定義される地域学校協働活動は、活動の仕組みや考え方は明確にされているが、教育活動に地域の方の協力を得ることはすでにほとんどの学校で取り組まれている。「子どものために」という学校からの依頼は、団体でも個人でも、心情的に協力を得やすい。多くの人の参画を得て、地域が主体となる持続的な活動として育んでいくためには、その活動の願いを確認する必要がある。学校での活動に参加した人たちにとって、地域や職場とは異なる自己有用感を得てやりがいにつながっている。「子どものために」という依頼は、多少の困難や苦労があっても、地域住民にとっては協力しやすく、結果的に住民のつながりを深め、社会教育活動や地域づくりの充実につながってきている。祖母世代の女性たちが学校で積極的に活動したことは、男性の参画にもつながり、協力・参加させてほしいという祖父世代の団体からの依頼もくるようになった。

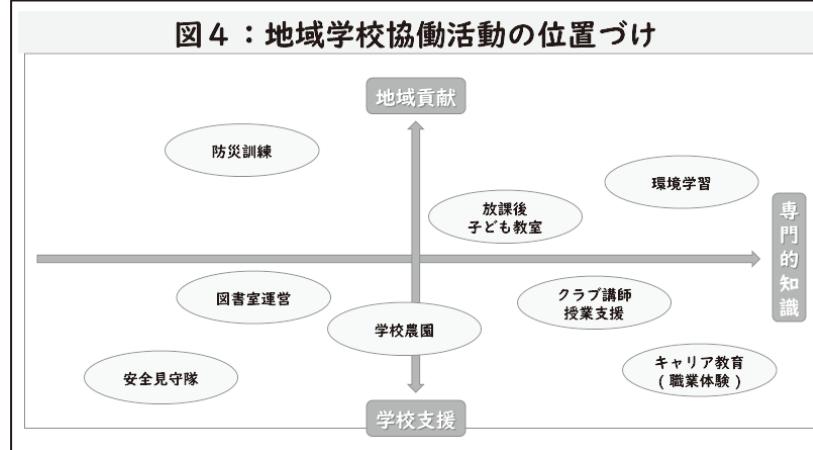
自治会を中心に各種団体と議論を経て実施した地域防災訓練の実績は、まちづくり協議会が実施する地域の夏祭りの企画にも変化を及ぼし、小さな子どもを中心に住民が楽しめる企画を協議会と中学生が企画運営するようになったり、途絶えていた神社の祭礼を復活させる取組になったり、地域の活性化につながりつつある。社会教育施設である公民館が学校とつながることで双方の活動がうまれ、必然ができることで、地域課題の解決とまではいかないが、公民館活動の活性化にもつながる。これは、公民館が学校の教育活動の内容を理解したうえで、協働体制づくりの工夫や配慮をしたことによる。学校が地域とつながりやすい環境を整えるだけではなく、地域が学校とつながりやすい環境を作ることの大切さを示している。公民館は地域住民側の活動場所であり、助言や協力を得られる公民館主事の存在も大きな役割を担っている。

図3に示す①～⑦の具体的な事例は、すべて中心となって活動する団体や組織があり、それぞれの活動を行っている。推進員は、その中核となる人たちと学校を結びつつ、活動内容を吟味しながら調整を図る。教育課程内の活動は、指導者である授業者（担任）との打ち合わせまでを確実に行い、関わる人たちと共にすることが求められる。教育課程外の活動については、時間の枠や子どもの動きを学校の代表と調整することで実施可能となり、学校外の活動については募集や連絡調整が役割となる。学校の教育計画や指導内容との関連について、ある程度の経験や知識があるとより良いコーディネートができる。地域学校協働活動が盛んになるにつれて、図4で示すような専門的知識が必要となる活動も多くなり、情報収集や人脈が必要となる。また、地域づくりや地域貢献的な活動は、学校や子どもが関わりやすい設定が必要となる。求められる推進員がどこの地域にもいるわけではなく、活動を重ねたり、研修に参加したりすることで育っていくことが期待される。

図3：地域学校協働活動と学校教育の関連

学校内の協働活動		学校外の協働活動
課程内	課程外	
② ⑦	④	⑥ ⑦
① ③		
⑤		

図4：地域学校協働活動の位置づけ



(※前文部科学省地域学習推進課 相田康弘氏による分類様式)

地域が学校を核として活性化するためにも、地域学校協働活動(学校支援)に多くの地域住民が参加でき、集まった地域住民が社会教育としての地域課題を解決する地域づくり活動にまでつながっていくためには、適切な課題の設定も重要となる。推進員には、学校関係者や行政担当者等と連携するための知識や情報、活動を広げるために他事例から学ぶ機会等が求められるので、活動センターとして段階に応じた支援や研修を行う必要がある。

5. まとめ

地域学校協働活動推進員候補者には、市町村を代表して統括(的)推進員の役割を期待されている人も多く、学校区単位で活躍する推進員及び推進員の役割を担う人材の育成が望まれる。

市町村ごとの地域事情があり、地域学校協働活動を市町村や大きな地区単位で組織化するところもあれば、事例で示したような学校区単位で組織化されるところも多い。推進員の育成については、その担う役割により様々な内容に対する研修が求められる。現在、研修として実施している基礎的なスキルの他、地域で未来の推進員や支援者をコーディネートする役割も求められる。また、多くの他地域の事例を学び、実情に応じて取捨選択しながら取り入れられる内容を事業化することができるような学びも必要となる。活動センターには、学校区をまとめた市町村域の地域学校協働活動推進に向けた見通しをもちながら、人材発掘・人材育成のできる統括(的)推進員を育成するための専門的な研修も求められる。併せて、学校職員に対する研修を、教育委員会と連携してさらに推進する必要がある。学校運営において、教職員は教育における地域連携の価値をはつきりと認識しているが、学校教育ですべてを学ばせることが重視されてきたため、準備の負担等に対する抵抗感がある。考え方方が整理されれば学校運営協議会制度と地域学校協働活動は本来の意味での「社会に開かれた教育課程」につながるものであり、学校の働き方改革の大きな推進力となることを理解して、事業の推進に努めたい。

学校運営協議会が設置されても、実際の活動を担う地域学校協働本部等が設置されないと、学校の負担が増えて本来の願う姿の実現には至らないことが容易に想像できる。市町村における学校と地域の連携・協働の組織化を推進する場合、地域と学校任せにして組織の枠づくりを先行させると、地域学校協働活動が継続・発展しないことが予想される。文部科学省の示す「熟議」はもちろんであるが、組織的な動きをつくらないと、校長や学校運営協議会長が交代するたびに方針が変更になったり、活動が形骸化したりすることは当然予想されることである。そのためには、学校や地域に対して、市町村(教育委員会)は、基本方針を学校や関係者だけでなく、学校や地域に広く周知し、示す必要がある。地域全体が自分事として「関心をもつ」ことが事業の成否につながると認識しているからこそこの情報発信となっている。

また、地域学校協働本部またはその役割を担う組織に活動費等の予算が確保されていることが必要である。ボランティアや善意によって成り立っている地域住民による学校との協働活動は、学校の負担を増やすことにつながり易い。予算措置と、学校職員の負担増を防ぎ、活動を継続性のあるものにする地域学校協働活動推進員の設置は、市町村(教育委員会)の重要な役割として捉えたい。

注)¹⁾岐阜県社会教育委員の会「もっと知ろう!社会教育委員」 H28.8

<参考文献・資料>

- ・文部科学省「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくり～」。
- ・井上昌幸「地域学校協働活動をすすめるために④～地域での活動を目指すには～」(2019-7『社会教育』)。

4. 短報

4-1. 地域学校協働活動を推進する地域人材の育成

—ぎふ地域学校協働活動センター推進員等育成研修の課題と意義—

岐阜県環境生活部環境生活政策課 安藤由美子

岐阜県環境生活部環境生活政策課 石原学

岐阜大学地域協学センター 益川浩一

4-2. 岐阜市の絶滅危惧植物ヌマダイコンの生産体制確立と機能性解析

岐阜大学工学部 濱本明恵

農業生産法人 LS ふあーむ 山下智大

農業生産法人 LS ふあーむ 小坂井雅次

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 渕野裕之

岐阜大学工学部 繁瀬守

岐阜大学工学部 竹森洋

4-3. 学生の地域での学習活動と地域の選定に関する試論

—学生に期待する学習内容と地域における取組状況との関係

岐阜大学地域協学センター 塚本明日香

地域学校協働活動を推進する地域人材の育成

—ぎふ地域学校協働活動センター推進員等育成研修の課題と意義—

安藤由美子¹⁾・石原学²⁾・益川浩一³⁾

^{1, 2)} 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1）

³⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1-1）

1. 「地域学校協働活動推進員等育成研修」実施の経緯

1.1. 地域学校協働活動の必要性

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を指す。

人口減少と少子高齢化、グローバル化、A I の台頭といった社会の変化が急速に進む現代においては、地域における絆の希薄化、家庭の孤立化といった課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総掛かりで対応することが求められている。そのためには、地域と学校が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが不可欠である。また、新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めいくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していく必要がある。こうした背景を踏まえ、地域学校協働活動の全国的な推進に向けた規定の整備が行われた。

表1. 地域学校協働活動に係る規定等の整備

年 度	答申・プラン・法改正
2016年度	<ul style="list-style-type: none">・中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申・「次世代の学校・地域」創生プラン・ニッポン一億総活躍プラン・働き方改革実行計画
2018年度	<ul style="list-style-type: none">・社会教育法改正
2017年度	<ul style="list-style-type: none">・地方教育行政法改正

「ニッポン一億総活躍プラン」では、2022年度までに全小中学校区で地域学校協働本部¹⁾を設置すること、「働き方改革実行計画」では、全小中学校で地域学校協働活動を推進することが目標値として掲げられている。

1.2. 岐阜県における現状と課題

岐阜県の地域学校協働活動の実施状況は、2019年5月実施の文部科学省調査によると、地域学校協働本部を設置している市町村は9市町村で21%、2021年時点では17市町村で41%となる見込みである。地域と学校を結ぶ役割を果たす地域学校協働活動推進員²⁾（以下「推進員」と呼ぶ）を配置しているのは5市町村のみで、2021年時点の見込みでも9市町村に留まる。一方で、国が一体的な推進の必要性を説いている学校運営協議会³⁾の設置率は、2019年で23市町村、55%あり、2021年には30市町村で71%となる見込みである。地域学校協働本部の設置率は、学校運営協議会の設置率の半分ほどであることがわかる。

事業の推進に向けた課題として、「地域学校協働活動推進員等新たな指導者の養成・確保・機能強化」と回答したのは19市町村に及び、約半数の市町村が支援を必要としていることがわかった。

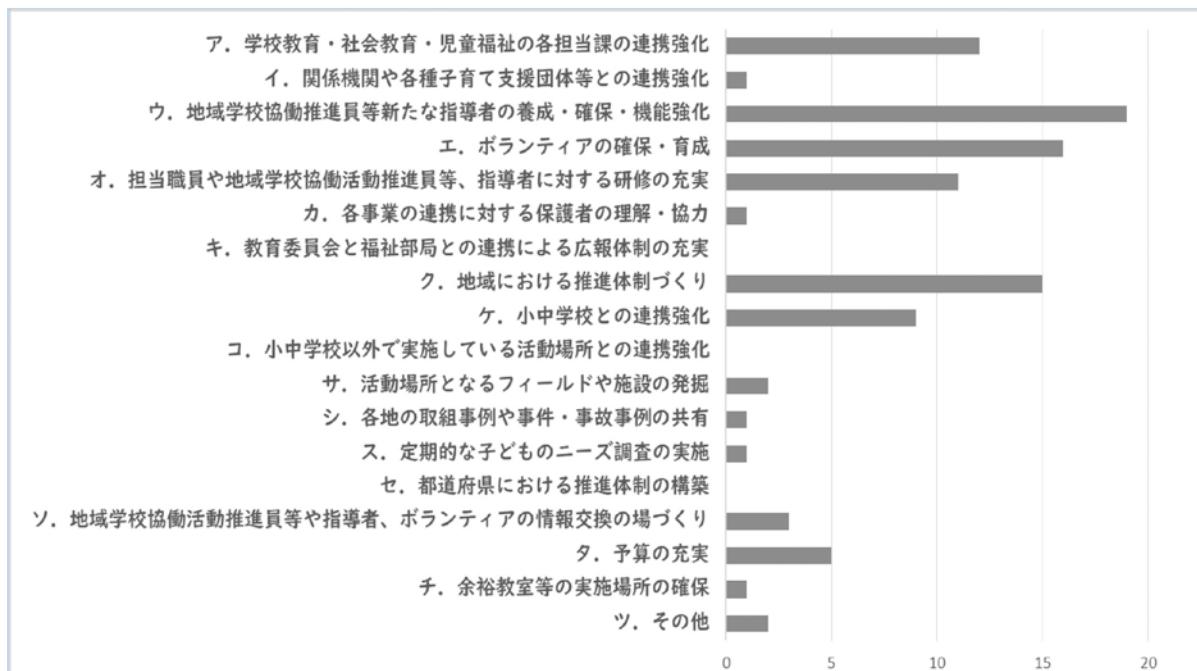


図1. 地域学校協働活動の推進に向けた課題（地域学校協働実施状況調査 2019.6 県実施）

1.3. ぎふ地域学校協働活動センターの発足

前述のような市町村からの要請に応えるべく、2019年4月、地域創生の人材育成において研究を進める岐阜大学と岐阜県が、「ぎふ地域学校協働活動センター（以下「協働活動センター」と呼ぶ）」を共同設置した。協働活動センターは、子どもの成長を支援するとともに、地域のつながりを強化し、活性化を図ることを目的に、「人材育成・確保」「調査研究」「普及啓発」につながる事業を展開する機能を担う機関であり、人材育成・確保の一環として、「地域学校協働活動推進員等育成研修（以下「推進員等育成研修」と呼ぶ）」を実施することとした。

2. 推進員等育成研修の実施

2.1. 研修の枠組

推進員として委嘱されるのは大半が地域住民であるため、受講が負担になりすぎないよう、回数は4回、1回を3時間（半日）とした。当初は前期に研修を実施し、後期は欠席者への補講対応として位置づける予定であったが、開催初年度で需要も多かったため、4回の研修を前期と後期にそれぞれ実施することとなった。

また、主会場を岐阜（岐阜大学サテライトキャンパス）に置き、テレビ会議システムで結んだ恵那会場（恵那総合庁舎）と飛騨会場（飛騨総合庁舎）を開設し、県内全域から受講できるように配慮した。

2.2. 研修の内容

研修は、協働活動の概略といった基本的な内容から、具体的な実践のヒントまでを網羅できるものとなるよう計画した。

第1回は、地域学校協働活動の背景や内容について理解することをねらいとし、元宇都宮大学教授の廣瀬隆人氏を講師に招いた。廣瀬氏は、栃木県の全公立小中学校に「地域学校連携教員」⁴⁾を配置する体制づくりに携わった経験をもち、地域づくりとしての協働活動の意義を受講生が理解することを期待した。第2回は、推進員として必要なツールを身につけるため、岡山県の公民館においてESD⁵⁾の取組を進める岡山市生涯学習課公民館推進室主査の内田光俊氏を講師に招き、施策の企画・立案の具体的な方法について演習を交えた講義を行った。第3回は、実践者の生の声に耳を傾け、実践現場の成果や課題をつかむために、岐阜県白川村で協働活動に取り組む

行政、学校、地域の代表を招き、事例紹介を行った。その後、日本女子大学教授の田中雅文氏を講師として、実践の総括となる講義を行った。また、前半の事例紹介では、行政代表として白川村の社会教育主事である新谷さゆり氏を主会場に、白川郷学園（義務教育学校）の教員2名を恵那会場に、白川村の地域住民2名を飛騨会場に配置し、全ての会場の受講者が直接、実践者と交流する機会を設けた。最終回となる第4回は、全受講者が主会場に集い、ネットワークを形成することをねらいとした。岐阜大学助教の板倉憲政氏を講師に招き、子ども理解についての講義を行った後、岐阜大学准教授の大宮康一氏がファシリテーターとなり、受講者同士の交流を深め、実践への意欲喚起を図った。

回 数	内 容	目 的	指 導 者
第1回 6月6日 11月12日	地域学校協働活動に関する基礎知識を学ぶ。 ☆講義+質疑応答（演習）	子どもを取りまく現状から、地域と学校の連携・協働の意義や取組を知る。	元宇都宮大学教授 元北海道教育大学教職大学院教授 廣瀬 隆人 氏
第2回 7月25日 12月10日	地域学校協働活動の企画・立案手法を学ぶ。 ☆講義+質疑応答（演習）	地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の実施に向けて、活動プランの企画・立案手法を習得し、プランを設計するまでの留意点を学ぶ。	岡山市教育委員会生涯学習部 生涯学習課公民館振興室主査 内田 光俊 氏
第3回 8月1日 1月14日	地域学校協働活動の実際を学び、地域学校協働活動推進員の使命や役割を理解する。 ☆講義+質疑応答（演習）	先進地における地域学校協働活動推進員等の活動や地域と学校の連携・協働のあり方を学び、地域学校協働活動の実際を理解するとともに、推進員の役割や使命を考究する。	岐阜県白川村教育委員会 社会教育主事 新谷 さゆり 氏 他 日本女子大学教授 田中 雅文 氏
第4回 9月5日 2月4日	現代の子どもの特徴や子どもとの関わり方を学ぶとともに、研修の振り返りを行う。 ☆講義+演習	地域学校協働活動の実施に向けて、子どもの特徴や子どもとの関わり方を学ぶ。 受講生同士が研修の振り返りを行うとともに、情報交流を行い、受講生同士のネットワークづくりを進める。	岐阜大学教育学部助教 板倉 憲政 氏 岐阜大学地域協学センター准教授 (ぎふ地域学校協働活動センター副センター長) 大宮 康一 氏

図2. 推進員等育成研修の概略

2.3. 受講者

推進員等育成研修は、市町村の推進員配置を目的にして実施するものである。そこで、募集対象は、原則、市町村が推進員として委嘱を予定する者とし、市町村からの推薦を要件に加えた。ただし、協働活動の認知度がまだ低いことを考慮し、事業の理解を深めるために市町村の行政担当者や学校の教職員の受講も認めることとした。また、事業の概要理解や具体的な実践紹介を内容とする回は、市町村の学校教育主管課職員にも案内し、聴講を促した。

定員は当初50名を想定していたが、前期に19市町村から53名（岐阜会場26名、恵那会場14名、飛騨会場13名）、後期に13市町村から39名（岐阜会場19名、恵那会場13名、飛騨会場7名）の推薦があり、年間で92名が受講することとなった⁶⁾。第1回と第3回の研修において、12市町村から15名の聴講があったため、それを含めると計28市町村がこの研修に参加したことになる。県内の7割近い市町村が何らかの形でこの研修を活用しており、市町村からのニーズの高さを物語っている。

受講生の内訳は、推進員3名、コーディネーター28名、まちづくり関係11名、青少年育成関係2名、社会教育委員8名、公民館職員9名、学校教職員7名、行政職員24名となり、コーディネーターについて行政職員の割合が高かった。推進員への委嘱が研修の目的であることを考えると、既に地域で活動しているコーディネーターが多くの割合を占めるのはもっともなことである。行政職員が多いのは、業務として推進員の役割を果たしていることと、事業を企画するために担当として参加したことが要因と考えられる。その他については、今後市町村がどのような立場の人々に推進員を期待しているかということが読み取れる。市町村の実態によって、まちづくり関係者、社会教育委員、公民館職員、学校教職員と多様な立場から推進員を育成しようとしている実態が垣間見える。受講者の中には、既に委嘱され、活動している推進員も3名含まれていたが、全て

教員OBであった。教員OBは学校と地域のどちらもよく理解している立場として、推進員としての活躍を期待されている。

男女比は男性66%、女性34%と男性が高く、年齢別の割合を見ると60歳以上が約半数を占めた。若い世代を推進員として位置づけようと計画的に進める市町村もあるが、仕事が一区切りついた世代に推進員として活躍の場を与えることを検討している市町村が多いのが現状である。

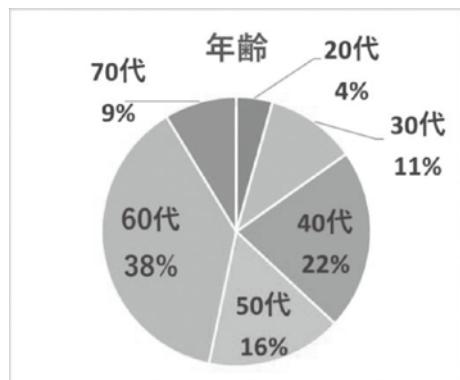


図3. 推進員等育成受講者の年齢

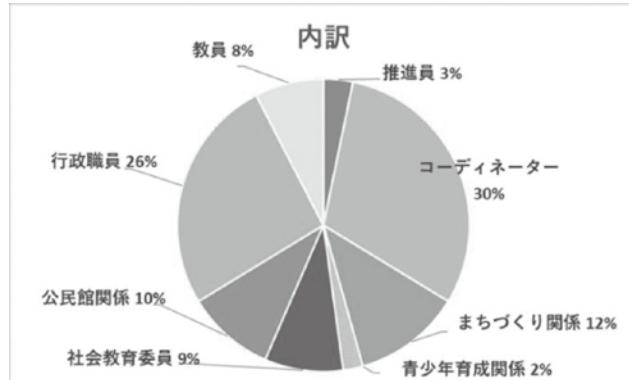


図4. 推進員等育成受講者の立場

3. 成果と課題

3.1. 受講者事後アンケートの結果

毎回研修後に実施した事後アンケートでは、「大変満足」「満足」を合わせた割合が、第1回95%、第2回84%、第3回91%、第4回92%という結果となり、受講者が概ね満足できる内容であったことがうかがえる。

記述式のアンケートでは、第1回は、国の大規模な流れの中で協働活動をとらえることができ、実践に裏打ちされた具体的な話でわかりやすい内容であったことが評価された。協働活動は地域づくりであるという視点が明確になり、地域学校協働活動のぼんやりしていたイメージがすっきりしたという声が多くあった。第2回は、具体的な立案方法を提示したことへの評価が高く、理想とする姿を想定して目的、ゴールを定め、課題達成のために活動を仕組むプロセスが理解できたという感想が多くあった。第3回は、異なる立場の実践者から直に声を聞けたことが評価され、子どもを核とした地域と学校の協働のイメージを具体的につかむことができた、地域住民の当事者意識の必要性を理解したという声が多かった。第4回は、何より県内各地の受講生と会って情報交流ができたことへの満足感が高く、同じ立場の者同士が語り合うことで、活動へのヒントと意欲を持つことができたという声が多くあった。

一方、少数ではあったが、国の政策等の内容理解や施策の企画・立案の演習が難解であった、紹介事例が自身の置かれた環境と違うため同じように取り組むことはできないという声も聞かれた。

3.2. 考察

研修の修了者には、課題レポートの提出を条件に、センター長名で修了証を授与することとなっていた。欠席者に対しては、研修を記録したDVDの視聴で対応したが、前期研修の受講者53名のうち、5名が勤務等の都合により後期も継続受講となり、1名が途中で受講取りやめとなった。最終的に修了証を授与されたのは47名であった。

岐阜県の地域学校協働活動の実施状況について、2019年11月の時点での再調査を実施した。結果から、地域学校協働本部を設置している、または今後設置する予定であると回答した市町村が28市町村で66%となった。推進員については、配置している、または配置する予定であると回答した市町村が22市町村で52%となった。どちらも5月実施の調査に比べると大幅に伸びている。

多くの市町村が抱える地域と学校をつなぐ人材の育成という課題に対応した内容の研修を仕組んだこと、受講者の研修終了後の活躍の場を確保することをねらって市町村の推薦を応募の条件としたことが功を奏し、市町村の意識を変えることにつながり、前述の調査結果の一因となっていると考えられる。

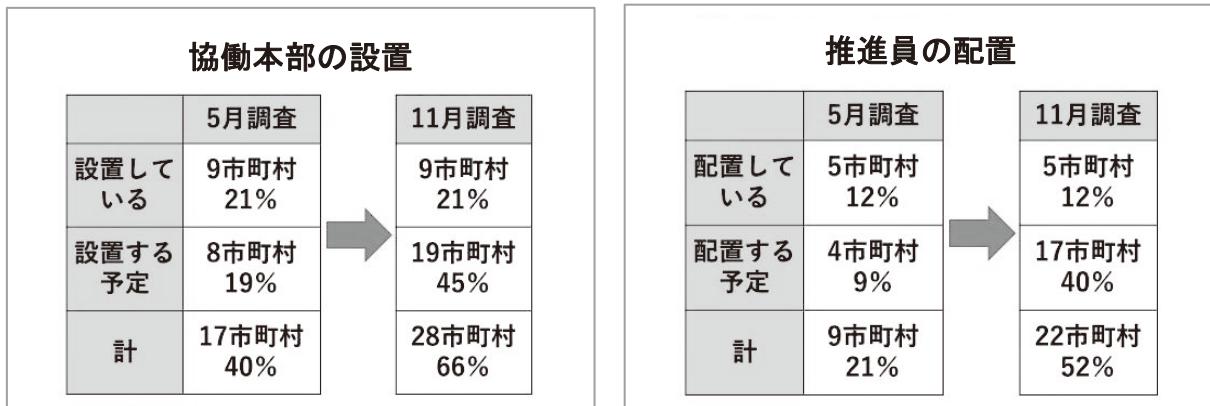


図5. 協働本部の設置状況の比較

図6. 推進員の配置状況の比較

3.3. 今後の方針

前向きに取り組む受講者の意欲を大事にし、推薦者全員が推進員としての力をつけ、修了できる研修にしたい。今年度は、開催初年度ということもあり、年度途中の申込みに対応するため、前後期の2期制で実施したが、今後は、4日間1期の開催していく。欠席者への対応として、毎回の研修終了後に、各会場でDVDを用いたセンター職員等による補講を実施する方向で調整し、欠席者も出席者と同程度の研修を受けられるように担保する。

受講者にとって実りある研修とするために、対象を絞って、研修内容を焦点化していくことも必要である。そのため、新たに推進員等育成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を加える予定である。実践的な内容をフォローアップ研修に盛り込むことで、推進員等育成研修の内容はより基礎的なものに軸足を置くことができるよう考える。

地域学校協働活動の推進は、子どもの成長と地域創生の視点から必要不可欠であるが、一朝一夕には進まないことも事実である。本研修の受講修了者が市町村に戻り、課題を乗り越えながら、地域の実態に応じた活動を推進していくことを期待している。

(注)

- 1) 2015年12月の中央教育審議会答申において、従来の「学校支援地域本部」等の活動を基盤として、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方の「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域学校協働活動を推進する新たな体制として提言された。
- 2) 2017年4月施行の改正社会教育法では、地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターを「地域学校協働活動推進員」として、教育委員会が委嘱することができることとされた。
- 3) 地方教育行政法第47条の6に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体。学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する。
- 4) 栃木県では、地域の特性を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格教員をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化し、校務分掌に位置づけている。
- 5) Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、これらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を指す。
- 6) 受講者数は、前期受講者のうち後期も継続して受講した4名を含む延べ数で記載している。

岐阜市の絶滅危惧植物ヌマダイコンの生産体制確立と機能性解析

濱本明恵¹⁾・山下智大²⁾・小坂井雅次²⁾・渕野裕之³⁾・纏嶺守¹⁾・竹森洋¹⁾

¹⁾岐阜大学工学部 (〒501-1193 岐阜市柳戸1-1)

²⁾農業生産法人LSふあーむ (〒500-8384 岐阜県岐阜市薮田南1-11-9)

³⁾国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 (〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8)

1.はじめに

ヌマダイコン (*Adenostemma lavenia* Kuntze) はキク科ヌマダイコン属の多年草であり、主に東アジアおよび東南アジアにおいて分布している（図1）。中国・台湾において「下田菊」、「風気草」、「麻芝糊」という名前で呼ばれており、ヌマダイコンの全草は生薬（清熱・解毒消腫作用等）として利用されている。加えて、台湾から米国に全草パウダー「MaZhiFu」が輸出されており、医師の許可の元で服用されている。また、虫刺されやがん予防などにも用いられている（台湾衛生福利部中医役司の紹介を参考：https://www.cmtcmp.mohw.gov.tw/PLANT_ENG.ASPX?No=0973）。

さらに、ヌマダイコンには美白作用や抗炎症作用が認められている 11α -OH-KAが豊富に含まれている（図1右）。従って、ヌマダイコンは産業面で有益である可能性が非常に高く、基礎研究および実用化のためにヌマダイコンの大量生産が必要である。しかし、岐阜市において、ヌマダイコンは生育が確認されているものの、絶滅危惧II類に指定されている（図2）¹⁾。そこで、岐阜大学COC事業地域志向学研究プロジェクトおよび岐阜市産学官連携事業の助成の下、岐阜市の農業生産法人LSふあーむと協力してヌマダイコンの生産体制の確立を目指した。

続いて、ヌマダイコンの主要な薬効成分と予想される 11α -OH-KAがどの程度含まれているかを定量し、より適した 11α -OH-KAの抽出条件および精製条件を検討した。加えて、ヌマダイコンが実際に皮膚のメラニン産生細胞やマウスにおいてメラニン合成抑制効果を示すかを解析した。さらに現在、ヌマダイコンを用いた新規機能性を有する食品の開発に向けての取り組みも行っているので併せて報告する。



図1. ヌマダイコン（左、中）とヌマダイコンに含まれる有効成分 11α -OH-KA（右）

岐阜市の注目すべき
生きものたち
岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト 2015
平成27年3月 岐阜市

ヌマダイコン
Adenostemma lavenia

キク科
絶滅危惧：絶滅危惧II類
岐阜県：二
環境省：一

＜選定理由＞希少、特種環境、環境変容

＜種の概要＞開けた場所や溝などに生育する多年草。茎は高さ30~100cm。葉は卵形~卵状長楕円形、長さ4~20cm、鋸歯微弱で両面にまばらに短毛がある。葉柄は1~6cm。花期は9~11月。開花時は径5~6mm、のち7~8mmとなる。小花は全て両性の筒状花からなる。

＜分布＞【市内】三輪北、瀬川で記録がある。
【県内】県西部、中部に分布。
【県外】本州(関東地方以南)～琉球に分布。

撮影：佐藤克則(市外撮影)

図2. 岐阜市が編集した絶滅危惧種リストと該当ページ（参考1より）

2. ヌマダイコン生産体制の確立

2018年度に岐阜大学研究室内で先行栽培したヌマダイコンから20,000粒以上の種を取得した。当初、種を発芽させるための温度や日照条件を検討したが、無処理では発芽せず、化学的休眠打破処理により、ほぼ100%発芽させるための条件を見出した。さらに、水耕栽培法を確立し、苗2,000株から岐阜大学内の川辺などで300株、LSふあーむで400株の栽培に成功し、2019年度においてヌマダイコンの葉のみで総湿重量10 kg（乾燥1 kg）の収穫に成功した（図3）。ヌマダイコンは湿地帯かつ日陰において生育でき、ヌマダイコンは水田や休耕田を有効活用して栽培することも可能であった。今後も水田などを活用してヌマダイコンの大量生産を目指す。

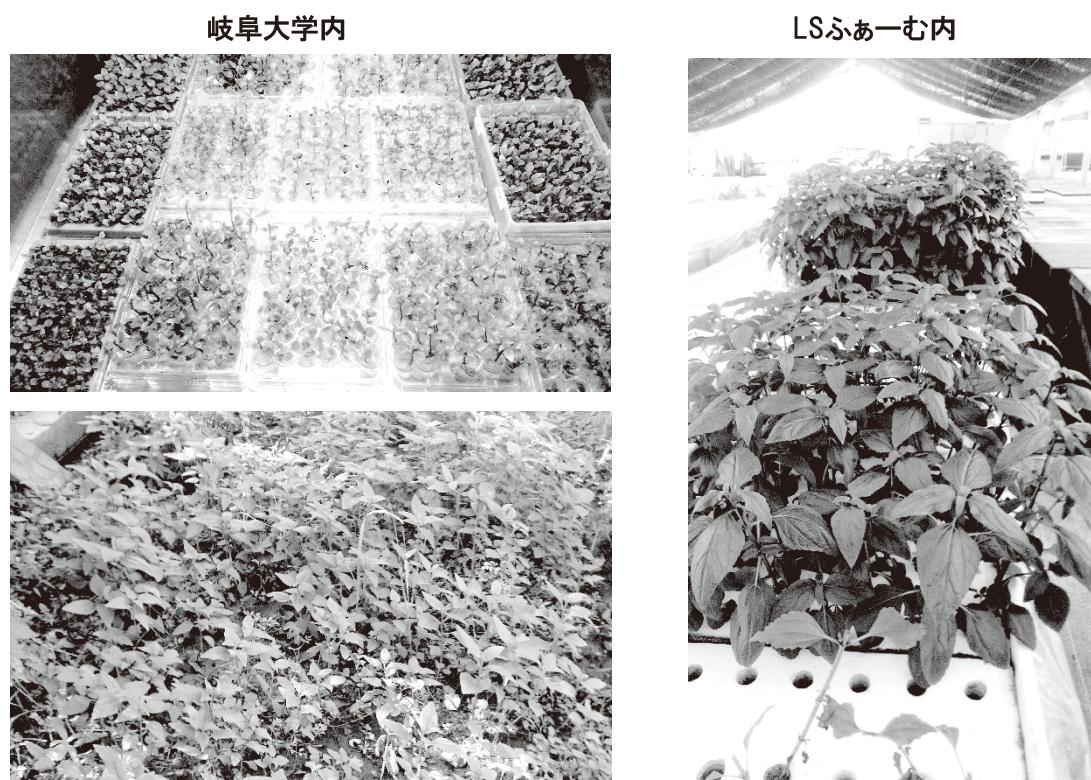


図3. ヌマダイコン栽培の様子

3. ヌマダイコンに含まれる有効成分 11α OH-KAの定量と精製

ヌマダイコンに含まれる有効成分 11α OH-KAの量を調べるために、ヌマダイコン乾燥葉を30倍の水で抽出した。高速液体クロマトグラフィーHPLC-UV解析および質量分析装置LC-MSを用いて解析を行った結果、ヌマダイコン葉水抽出物の主要な成分は 11α OH-KAであることが分かった（図4）。一見、ヌマダイコンLot間で 11α OH-KA含量にバラツキがみうけられるが、これは葉の純度に影響されたものと予想しており、少なくとも回収時期は大きな変動要素でないと考えている。一方、先行研究によるとアマクサシダにも 11α OH-KAも含まれているが²⁾、アマクサシダ水抽出の 11α OH-KA含量は僅かであると示唆された。以上より、 11α OH-KAがヌマダイコン葉水抽出物における主要成分であると結論した。

次に、 11α OH-KAの純度を高めるために、クロロホルムで分配し、 11α OH-KAをクロロホルム層へ回収し、脱気処理中に析出物を単離した。単離物の純度は80%後半であり、NMR（核磁気共鳴）解析で標準品との同等性を検証できた。

台湾ではヌマダイコン全草（葉・茎・根）が生薬として用いられているが、ヌマダイコンの葉と茎で含まれる 11α OH-KAの量が異なるか解析したところ、葉の方が圧倒的に 11α OH-KA含有量が多くかった。また、ヌマダイコン水抽出物を120°Cで20分の加熱処理や、1N HClで数日間処理しても 11α OH-KAの量は低下せず、 11α OH-KAは安定性が高いことが判明した。

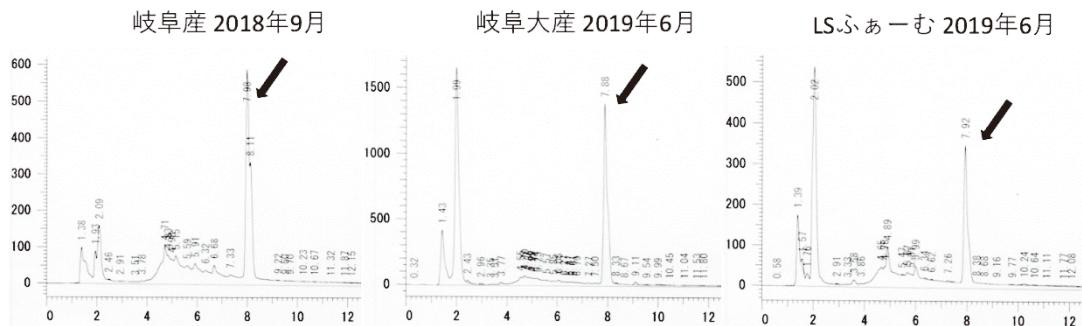


図4. ヌマダイコンに含まれる 11α OH-KA(矢印)の収穫年及び収穫場所の違い

これらのことから、最終的なヌマダイコン葉の調整法を以下のものとした。ヌマダイコン乾燥葉100 gに蒸留水3 Lを加えて55°Cで一晩振とうした後、5000 rpmで60分間遠心して上清を回収する。上清をペーパーフィルターで濾過し、しばらく保存する場合は、120°C20分の滅菌操作を行う。この時点で 11α OH-KAの濃度は約3 mMであり、培養メラノーマ細胞であれば、理論上1/3000希釈でも有意なメラニン合成抑制効果を示す。一方、直ぐに 11α OH-KAを精製する場合は、等量のクロロホルムで分配後回収する。なお、1回の分配は250 mLの上清を利用し、回収クロロホルムを最低4回再利用する。続いて、シリカゲルクロマトグラフィーにより不純物を取り除き、徐々に脱気し再結晶化する。

なお、本法で精製した 11α OH-KAを医薬基盤・栄養・健康研究所、薬用植物資源研究センターで解析したところ、 11α OH-KA以外にも15-OH体も混入していることが示唆され、今後、それぞれの分離方法と生物活性の検証も必要となった。

4. ヌマダイコンのメラニン合成抑制効果の解析

4.1. マウスマラノーマ細胞(B16F10)を利用してヌマダイコン水抽出物のメラニン合成抑制効果

皮膚の色素細胞において、黒色のメラニンはアミノ酸の一種であるチロシンが酵素チロシナーゼにより酸化され、複数の過程を経ることで最終的に合成される。我々のグループの先行研究において、 11α OH-KAはチロシナーゼ遺伝子の発現を抑制することでメラノーマ細胞におけるメラニン合成を抑制することを報告している²⁾。そこで、マウスマラノーマ細胞(B16F10)で、ヌマダイコン葉水抽出物が理論値どおりにメラニン合成抑制を行なうか検証した。その結果、1/3000希釈でも十分にメラニン合成を抑制できた³⁾。

一方、アマクサシダ葉水抽出液でも同様に1/3000程度の希釈でメラニン合成抑制活性を示した。このことは、アマクサシダ葉水抽出液の主要な活性成分は、 11α OH-KA以外のものであると考えられ、おそらく配糖体がその活性本体であると予想される。また、ヌマダイコン全草(葉・茎)よりも葉のみから水抽出した方が高いメラニン合成抑制効果を示した。この結果は、前述した 11α OH-KAが葉に特異的に含有される事実と一致する。

日本では、ヌマダイコンの近縁種としてオカダイコンが知られている。そこで、岐阜を含む国内各地からオカダイコンの葉を採取しヌマダイコンと比較検討した(図5)。その結果、ヌマダイコン葉もオカダイコン葉もほぼ同じレベルの 11α OH-KAを含有しており、それら水抽出物のB16F10細胞におけるメラニン合成抑制活性も同等であった。

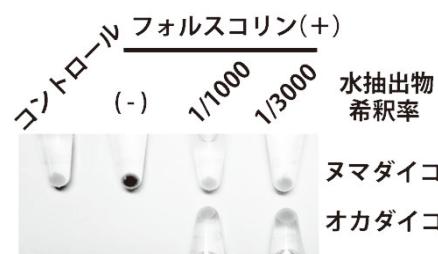


図5. ヌマダイコン葉及びオカダイコン葉水抽出物のB16F10細胞におけるメラニン合成抑制作用

フォルスコリンはメラニン合成シグナルcAMPの誘導剤。

4.2. マウスにおけるヌマダイコン葉のメラニン合成抑制効果

ヌマダイコン抽出物の生体レベルでのメラニン合成抑制効果を検証するために、まず、マウスに 11α OH-KAを経口投与した。投与量 (100 mg/kg) はヌマダイコン葉水抽出液をマウスが1日摂取したと想定した際の 11α OH-KA量とした。その結果、投与15–30分以内に 11α OH-KAが血中に観察され、60分後には低下した。 11α OH-KA は19位にカルボキシ基を有するため、体内吸収が早いが排出も早いことが示唆された。

この経口投与条件では、1日2回の投与でも有効血中濃度を維持できないと判断した。そこで、ヌマダイコン葉水抽出液を長期間自由摂取させることにした。また、台湾における全草の煎じ薬での利用も想定し、全草の水抽出液も作製した。なお、水抽出液は120°C 20分のオートクレーブ処理を行い、 11α OH-KA含量が1 mMになるように調整したものを利用することにした。この用量は当初予定していた濃度の1/2であるが、これはヌマダイコン葉水抽出液に含有される苦味成分の影響でマウスが被検飲料水を摂取しなかったためである。

マウス児の産毛は生後3–4週の間で同時期に大人の体毛に生え変わる。その後、毛の成長は一旦停止し、3–6ヶ月間をかけてランダムに毛が生え換わる。そのため、数ヶ月の処理ではメラニン合成抑制効果を評価できない。そこで、3週齢のマウスにヌマダイコン水抽出物 (11α OH-KA用量：約50 mg/kg/day) を2週間自由摂取させることでメラニン合成抑制効果を調べた。ヌマダイコンの苦味で摂取を拒む固体は試験から除外した。

その結果、ヌマダイコン葉からの水抽出物投与群はコントロール群と比べて体毛の色が明らかに明るくなり、メラニン合成の抑制を示した（図6）。この作用は、白髪化ではなく、黒色メラニンから茶系メラニンへの変換であった。一方、全草（葉・茎・根）からの水抽出物投与群ではメラニン形成の抑制を示さなかった。この理由は、前述のごとく、 11α OH-KAが葉において高含有されているためであると考えられる。これら実験方法の詳細は先行研究を参考に示した条件である。



図6. ヌマダイコン水抽出物を投与したマウス

左右のマウスは黒色であるのに対し、中央のマウスは茶色である。目は黒いままであった。

5. ヌマダイコンを用いた新規機能性食品の開発に向けて

以上より、ヌマダイコン葉の水抽出物は人にとって有益な作用を有することから、ヌマダイコンを用いて新規機能性を有する食品の開発を行うことにした。しかし、ヌマダイコンは台湾をはじめとした外国では生薬などとして用いられているが、日本では使用歴が存在しない。そこで、まずはヌマダイコンの安全性の評価を行った。これまでに栄養素解析においてヌマダイコンに含まれている成分を解析し、安全性試験においてAmes試験・急性毒性（ラット）・慢性毒性（マウス一簡易）を評価したところいずれも問題は見られなかった。現在は外国産（台湾産）との同等性を検証中である。合わせて、オカダイコンとの比較も検証中である。ヌマダイコンの安全性が証明された後は、ヌマダイコンのお茶やお菓子をはじめとした新規機能性食品の商品化を目指す³⁾。

6. おわりに

ヌマダイコンは有効な成分を有しているが、岐阜市をはじめとした日本の様々な地域において絶滅危惧植物として指定されている。本研究により、ヌマダイコンの種子採取から発芽法および栽培法の確立、収穫まで行うことが出来た。近年、主食米の需要縮小と農業就業者の高齢化に伴

い休耕田が急速に拡がりつつあるが、休耕田を活用したヌマダイコン栽培を進めることで、環境保全だけでなく土地の有効活用にも繋がる。

本研究における 11α -OH-KA の動態検討は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター ゲノム研究分野の高島茂雄先生の御協力を得た。また、岐阜大学工学部竹森研、瀬瀬研及び医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター渕野研（栽培研究室）の学生、スタッフの方々、また、現在行っているヌマダイコンとオカダイコンの比較では、高知県立牧野植物園の松野倫代研究員から分与頂いた高知県産のオカダイコンを活用しており、この場を借りて御礼申しあげます。

（参考文献）

- 1) 岐阜市の注目すべき生きものたち <http://www.city.gifu.lg.jp/secure/26893/> 概要版.pdf (2020年1月取得)
- 2) Kuroi, A., Sugimura, K., Kumagai, A., Kohara, A., Nagaoka, Y., Kawahara, H., Yamahara, M., Kawahara, N., Takemori, H. & Fuchino, H. (2017). The Importance of 11α -OH, 15-oxo, and 16-en Moieties of 11α -Hydroxy-15-oxo-kaur-16-en-19-oic Acid in Its Inhibitory Activity on Melanogenesis. *Skin Pharmacology and Physiology*, 30, 205-215.
- 3) Hamamoto, A., Isogai, R., Maeda, M., Hayazaki, M., Horiyama, E., Takashima, S., Koketsu, M. & Takemori, H. (2020). The High Content of Ent- 11α -hydroxy-15-oxo-kaur-16-en-19-oic acid in Adenostemma lavenia (L.) O. Kuntze Leaf Extract: with preliminary assays in vivo. *Foods*, 9, 73.

学生の地域での学習活動と地域の選定に関する試論 －学生に期待する学習内容と地域における取組状況との関係

塚本明日香¹⁾

¹⁾岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

1. はじめに

筆者は岐阜大学「次世代地域リーダー育成プログラム」に関わって複数の科目を担当し、初級段階と上級段階に分かれているこの教育プログラムにおいて、特に上級段階の科目についての実践分析を2018年に提出した¹⁾。その際は特に講義における重要な構成要素についての分析を行ったのだが、引き続き実践を重ねる中で、地域おこしの進捗状況と学生の取組みを合わせることの難しさを感じるようになってきた。そのため、学生に期待する学びと地域における課題解決の取組み状況とのマッチングについても考察したいと考えた。

そこで本稿では、筆者の担当する科目における学生の学びと地域に期待する役割を整理し、学生による地域活動における地域選びについてのポイントを探ることとする。

2. 担当科目の概要と地域との関わり

2.1. 教育プログラムの概要と担当科目の位置づけ

岐阜大学「次世代地域リーダー育成プログラム」は岐阜大学において全学生を対象に開かれた教育プログラムである。「岐阜を知り、岐阜の課題を見つけ、岐阜の課題解決に向けて貢献できる」人材育成を目指している。初級段階と上級段階に分かれ、初級段階において所定の8単位以上を修得した学生が認定を受けて上級段階科目を受講する。その8単位には必ず実際の地域活動を含んだ科目（地域活動科目群もしくは地域実践科目群）を履修する必要がある。

著者が特に関わっている科目のうち、実際の地域活動を含むのは初級段階の①「教養の宇宙地球科学（ESD入門）」及び「現代環境学（ESD実践研究）」、②「人と自然との関わりから見た岐阜」及び「人と自然の関わりから見た岐阜（実践）」、そして上級段階の③「地域リーダー実践（上級）Ⅰ」及び「地域リーダー実践（上級）Ⅱ」である。2科目ずつ挙げているのは前期と後期でひとつなりの科目として捉えられる面も強く、ひとまとめにする方が論じやすいためである。

表1. 担当科目の教育プログラムにおける位置づけと関係地域

番号	科目名	初級／上級	関係地域
①	教養の宇宙地球科学（ESD入門） 現代環境学（ESD実践研究）	初級	岐阜市達目洞
②	人と自然との関わりから見た岐阜 人と自然の関わりから見た岐阜（実践）	初級	岐阜市達目洞等
③	地域リーダー実践（上級）Ⅰ、Ⅱ	上級	郡上市母袋

①は著者の主担当科目、②は主担当の非常勤講師がいる中でのコーディネーター役を担い、③は複数教員で担当するうちの一人である。関わる地域は①と②が岐阜市達目洞、③が郡上市母袋である。

それぞれの科目における地域との関わり方について、まずは順に確認する。

2.2. 初級段階：岐阜市達目洞（だちぼくぼら）との関わり

岐阜市達目洞は2007年に岐阜市の条例で定められた「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」であり、管理団体「達目洞自然の会」が環境保全活動を行っている。1992年に絶滅危惧種であるヒメコウホネの成育が確認されて以来、市民有志による保全活動が行われ、2002年に「達目洞自然の

会」が発足することになった²。毎月の定例活動は「ヒメコウホネの保全、湿地環境の再生・復元、外来植物の除去、達目洞の自然観察会、休耕田でのお米づくり」を主に実施しており、ここにフィールドワークとして①と②の受講生を連れて参加している。

①は前後期とも各3回のフィールドワークを実施し、日程が合わない学生には他地域での取組みを調整することもあるが、基本的には継続して達目洞に関わっている。②では各5回のフィールドワークのうち、1~2回を達目洞の保全活動に当てている。①では継続活動の意義を実感して欲しい、②では岐阜県内の様々な取組みを広く知って欲しい、と考えているため扱いが異なっている。

①ではまず生物多様性の概要を説明し、実際に環境保全活動を行っている現場として達目洞でのフィールドワークを実施する。生物多様性の4つの危機³を題材に3回の座学（話題提供とグループワークで構成）を実施する中で達目洞の取組みも紹介し、初回のフィールドワークはその直後に実施する。座学の話題はその後さまざまに変えていくが、一つの地域に継続して関わることで、理想としての環境保全の理論と、実際にかかる労力がどう折り合えるかを考えることが、達目洞を通して学んでほしいところである。実際に学生のレポートでは「これほど大変だとは思わなかった」という趣旨の記述がよく見られ、後期まで参加した学生の場合は季節変化や年間を通じた手入れの必要性に言及するケースもある。

後期の「現代環境学（ESD実践研究）」は前期からの継続受講を促していることと、後期期間を通じた調査テーマはチームごとに決めさせていることから、達目洞についてはフィールドワーク前に簡単な説明をする程度にとどめている。

②は地域資源をいかに活用していくか、が主眼の科目であり、達目洞の他に太陽光発電所や円原水源地の見学なども、座学での当該地域の学習と合わせて実施している。達目洞については、湿地環境保全のために達目洞上方を通る道路の橋脚の構造・工法が工夫されていることも説明しており、個人の活動では届かない規模の内容に関心を持ったレポートもしばしば見られる。

①と②に共通するのは、達目洞について一定程度の説明を行ったうえでフィールドワークを実施しているということである。達目洞は管理団体が方針を決め、ボランティアを募って活動している地域である。先人たちが何を課題とし、どのように解決に取り組んでいるのか、実際にそれにはどのくらいの労力が必要なのか、という点をまずは知るための講義であり、したがってある程度方針や活動方法が確立している地域を扱う必要があるのである。

2.3. 上級段階：郡上市母袋（もたい）との関わり

郡上市母袋は全38世帯の中山間集落で、住民の半数以上が65歳以上という、いわゆる限界集落である。住民団体「母袋わくわく会」が地域おこし活動を行っており、全住民がその会員という体制になっている。「母袋わくわく会」は、地域おこし支援隊の受け入れのために再整備された団体であり、それ以前は住民有志による地域おこし団体が活動をしていた。

2016年秋から地域おこし支援隊の吉田雄輔氏が着任しており、岐阜大学地域協学センターが関わり始めたのも2016年からである⁴。2017年、2018年は吉田氏が主な受け入れ窓口となって連携してきた。吉田氏の任期満了にともない、2019年度からは母袋わくわく会事務局長の野田秀幸氏を岐阜大学地域協学センターの現地コーディネーターに委嘱し、窓口となっていたいただいている。

冒頭に述べたように、上級段階科目の実践を重ねる中で、地域おこしの進捗状況と学生の取組みを合わせることの難しさを感じるようになってきたことが大きな執筆動機であるため、一部先の実践報告と重なるところもあるが⁵改めて3年間の関わり方を確認しておく。

③の地域リーダー実践（上級）は、前期（地域リーダー実践（上級）I）と後期（地域リーダー実践（上級）II）の通年受講を前提とし、1年間を通じて「学生が地域の課題を整理し、着眼点を絞り、その解決に向けた実際の企画を立て、地域との折衝を経て実施する」という内容である。

表2. 2019年度ESD入門の概要

1	ガイダンス	9	フィールドワーク
2	話し合いの練習	10	自然の考え方(3)
3	生物多様性(1)	11	地震と防災
4	フィールドワーク	12	公害の歴史
5	生物多様性(2)	13	科学リテラシー
6	生物多様性(3)	14	フィールドワーク
7	自然の考え方(1)	15	総括
8	自然の考え方(2)		

学生は3～6人程度のチームを作り、およそ5回程度地域を訪れる。もちろん状況によって回数の変動はあるが、最初の情報収集、第一案の発表と検討、修正案実施に向けた準備、企画実施、最終発表という5つはどういった内容であれ外れにくい。

講義に先駆けて2016年12月にフューチャーセンター⁶を実施し、母袋地区にどんな資源があり、どんな活用ができるのか、ということを学生と住民とで話し合うような機会を設けた⁷。そして2017年度、6人の学生チームは「地域がどうしたいのかが分からぬ」という課題を導いた。母袋は地域おこしの活動を様々に行っているが、大方針がないのではないか、という指摘である。

この課題意識がちょうど吉田氏の意識と合致した。吉田氏が地域ビジョンを描こう、という事業に着手し始めた頃であり、先進地域見学、夢語り会、全住民アンケートと進められる活動に平行して学生の取り組めることは何かと考えた結果、「U,Iターン者への個別インタビューの実施」という企画になった。14人の住民へのインタビュー調査とその分析によって、母袋の魅力と課題点を改めて整理したことは、今後の地域を考える上での良い論点整理になったと考えている。また、この時のメンバーは複数人がその後も母袋での行事に個人的・積極的に参加しており、わずかに交流人口の増加に資することにもなった。

2018年度は先輩の実施したアンケート結果を踏まえて何ができるのかを、4人チームで考えた。同じ頃にわくわく会では母袋に残る伝説についての看板作成を進めており、それを手伝ってほしいという声もあったため、学生企画は最終的に看板7枚中2枚について挿絵のデザインコンテストを実施し、看板設置をイベント化して参加者を募るというものになった。

8月初旬の時点では看板のデザインコンテストだけでなく、重機のペーパードライバーに向けた実地研修という案も出ていたのだが、その後の夏休みで2か月の空白が生じた。限られた時間の中で実施に向けて考えた時、重機研修は具体的な内容を煮詰めるのが難しかったため、デザインコンテストの方に落ち着いた。チラシを作製して高校や大学に送付し、10枚の応募から2枚が選ばれて実際の看板に印刷された。

後の振り返りでは、やむを得ない部分も多く2か月の空白自体は避けられなかったこと、そこで気を切らさないためにはどちらの企画をやるのか方針を決定し、できれば各自に宿題を課した方が良かったという反省になった。また、看板について「地域の人がやりたいと言ったから」という理由が先にたち、自分たちでやるのだという意識を持ちづらい面があった、という声もあった。

直接現地見学を行ったのは講義初期に一回、その後は2つの企画案を持って一部メンバーが相談に行なっただけであり、実際に地域の方としっかりと接したのは看板設置の前日準備から、という状況であった。地域への愛着形成を望めるような関わり方ではなく、その状況で「地域の課題解決に資する企画を」と要求してもモチベーションが上がらないのは当然なのだろう。その点、教員の側でもっと工夫が必要だったと考えさせられた実践となつた。

2019年度の実践は2020年1月現在、全体は完了していないが、主要企画の実施は終わっているので、そこまでのことを記述する。チームメンバーは当初5人、講義開始早々に1名が履修取り消しし、前期期間終了時にもう1名が後期の履修をしないと判断したので、最終的に3人である。

母袋に関する情報提供は、一度の現地訪問と、2017年度のインタビュー結果、地域おこし支援隊の方が実施した全住民調査アンケート結果が主であった。アンケート調査の上位にあげられていた課題のうち「働く場所が不安」という点に注目して企画の模索が始まったが、学生企画で何ができるかというと良案はなかなか出なかった。仮にビジネスプランを作ったとして、それを誰に提案するのか？その提案だけで良いのか？（これについては実践が必須の講義である旨を再確認した）できそうな仕事は実際に住民がやっている状況でどうするか、と、見えない出口と情報不足に苦しんだ。

実際に母袋の中で雇用を生んでいる母袋工房、古池組の現在の経営者に話を聞かせていただいたのが7月末である。そこで古池組の方から「保育園ならぬ老育園みたいのがあつたら良いなど、俺は思っているんだ」と言っていただいたことをきっかけに、「働く場所」以外にも住民の要望として上位にあがっていた「気軽に集える場所が欲しい」という視点が加わった。どのような企画が良いか、を話し合う中で「一緒にものづくりをする」という案が生まれ、「それを通販で売れば副収入にならないか」と発言したメンバーがいたことで流れが決定した。

企画目標は副収入の可能性を探ることと、住民と若者の交流機会の提供となる。作るものを作

月に使える「しめ飾り」に決め、チラシを作つて参加を呼びかけた結果、学生参加者が6人（申し込み8人）、母袋住民の参加者はおよそ20人という予想を上回る規模での実施となった。

副収入の検証としては、作成されたしめ飾り13個を、メンバーの一人が自分で使つてゐる通販アプリの個人IDで販売を試み、1個を売ることができた。それをどう考えるかというのは現在話し合つてゐる最中であるから、別に報告の機会を持ちたい。

表3. 地域リーダー実践（上級）母袋チームの企画内容と地域との関わり方

年度	企画内容	母袋地区との関わり方
2017	U,Iターン者へのインタビュー調査	<ul style="list-style-type: none"> ・初回見学 ・14人の住民へのインタビュー（1人につき2人以上の学生で1～2時間インタビュー） ・母袋での成果発表
2018	史跡看板の挿絵デザインコンテストと看板設置企画	<ul style="list-style-type: none"> ・初回見学 ・企画提案 ・企画実施（前日入りメンバーあり） ・母袋での成果発表
2019	しめ飾りづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・初回見学 ・経営者2人へのインタビュー（1人につき全学生で1.5時間程度） ・企画宣伝のための母袋地域行事への参加（1名） ・企画実施（前日入りメンバーあり） ・母袋での成果発表

3. 学生に期待する学びと地域の役割

3.1 各講義における到達目標

地域で学生とともに活動する場合、しばしば言つていただくのが「若い人が地域のことを考えて関わってくれることが嬉しい」という言葉である。実際にそう捉えてもらつてることを疑つてはいないが、大学がその教育活動の一環として地域と関わるということを、改めて考えたい。

教育活動である以上、学生に学ばせたいねらいがある。もちろん実際の学生の学びは良くも悪くもこちらのねらいを裏切つていくので、あまり固執しても仕方ないことではあるが、教育する側の意図は意図として明らかにしておくべきであろう。

まずは講義のシラバスに記されている「到達目標」を一覧にする（表4）。

表4. 各講義における到達目標

（2019年度シラバスより抜粋、番号表記は重複を避けるために調整した）

番号	科目名	到達目標
①	教養の宇宙地球科学（ESD入門） 現代環境学（ESD実践研究）	<p>【前期】(1) ESDについて自分なりに整理して説明することができる (2) 複数の考え方を対比して自分の立ち位置を説明することができる</p> <p>【後期】(1) 常に目的意識を持って課題に取り組むことができる。 (2) 目的に応じて適切な情報収集と分析を行うことができる。(3) グループワークの中で適切な傾聴と発信をすることができる。</p>
②	人と自然との関わりから見た岐阜 人と自然の関わりから見た岐阜（実践）	<p>【前期】(1) 岐阜の自然環境に対する基礎的な知識が習得できている (2) 岐阜の自然と人の関わりが理解できている</p> <p>【後期】・岐阜の自然に対する基礎的な知識が習得できている。 ・岐阜の自然と人の関わりが理解できている。 ・前述を踏まえ、より主体的に行動ができる。</p>
③	地域リーダー実践（上級）I、II	【前期・後期共通】(1) 「岐阜を知り」、「岐阜の課題をみつけ」、「岐阜の課題解決に向けて行動する」能力（地域リテラシー）を

		備えた人材となる。（「課題発見力」、「創造的思考力」、「論理的思考力」）（2）主体的に活動し、地域の人々との協働やコミュニケーションを通して成長し、グローバル化する現代社会の中で活動ができるグローカルな人間となる（「傾聴力」、「発信力」、「状況把握力」）。（3）地域の中でリーダーシップを発揮できる人材ならびにリーダーを支援する人材となる（「計画力」、「実行力」、「管理力」）。
--	--	---

それぞれの科目の内容を想定した言い方であるから、ここだけを抜き出しても分かりにくい部分も多いと思われるが、この中で地域との関わりがどう生きてくるのかを確認したい。

3.2. 初級段階：岐阜市達目洞

①で関わる到達目標は前期「(2)複数の考え方を対比して自分の立ち位置を説明することができる」である。前述の通り、この講義では現代の問題が地球史として見た時にどう見えるのか、という視点提供を主眼にしており、達目洞の活動に継続して関わることで、理想としての環境保全の理論と、実際にかかる労力がどう折り合えるかを考えてほしいと考えている。

②の場合は前後期に共通する「岐阜の自然と人の関わりが理解できている」という項目になる。ほかに見学に行く先もすべて「岐阜の自然と人の関わり」が実際に現れている場所であり、様々な事例を実際に見ることで、自分ならどうするかを考えさせる構成になっている。

①と②に共通するのは、学生が考えるための軸を示す実例の一つとしてフィールドワークを位置づけていることである。つまり、ここでは実例として説明可能なだけの、活動の基本方針を有した地域であることが重要になってくる。

これらの科目は教育プログラムの初級段階に位置づいており、想定する受講生は、まだ複雑な問題に対する多角的な考え方慣れていない。実際に受講生はほとんどが1年生である。突然自分で考えろというのではなく、「ここではこのように考えて活動している。ではあなたならどう考えるか？」と考え方の例を提示するためのフィールドワークなのである。無用の混乱を避けるためにも、軸のある程度定まった活動を行っている地域が望ましい。

3.3. 上級段階：郡上市母袋

③の到達目標は、教育プログラムの売り文句そのままのような部分もあるため、少し分かりにくい。実際の講義でやっている内容と合わせて整理したい。

塚本ら(2018)の実践分析によれば、この講義での学生の取り組みとして重要なのは「自分たちで課題の整理をすること」と「チームとして意識を共有するために企画書を作成すること」の2点である。そして実際に企画を実施する中での学びが付随する。この文脈において、地域とは課題の提供者である。

したがって、この到達目標に書かれた文言から考え得る地域の役割は、(1)から「学生が解決に向けて行動できるような現実の課題を提供すること」、(2)から「学生の成長を促すような協働やコミュニケーションを行うこと」となる。(3)はチームワークの中で志される内容と考えられるので、地域の役割としては除外される。

つまり、初級段階科目①②における地域の役割が、解答例付きの例題とするなら、上級段階科目③における地域の役割は解答のない演習問題である。解答例を教員や地域の側でいくつか持っていてもかまわないが、学生に提示するのは最後の答え合わせの時、ということになる。だからこそ実践分析で報告されているような、こちらの想定を上回る解答が学生によって導かれるようなことも生じる⁸。

先に「地域おこしの進捗状況と学生の取組みを合わせることの難しさを感じるようになってきた」と記したことは、ここに通じる。地域の課題について、それを整理し、解決に向けて行動するという流れは、実際の地域おこし活動と全く軌を一にする。地域おこしが進めば進むほど、地域の側に解答例の用意が増え、学生の自由な解答をサポートすることが難しくなるのである。無論、そこはサポートの方法次第であるし、教員の力量を問われる部分でもある。しかし教員であ

ってもその力量を問われると記さざるを得ない点、「学生の成長を促すような協働やコミュニケーションを行うこと」を、「こうすれば良いのだ」という解答例を多く持っている地域住民にも求めることになるのは、やはり講義の構成として運用の難しさを増す。

母袋の場合、2017年度の学生も指摘した「大方針がない」という課題は、つまり母袋地区が課題提供者としていかのような解答でも受け入れ得たということにつながる。しかも地域も無策ではなく、様々な解決策を考えては行動に移していた。地域住民とよそ者の学生という、異なる立場ながらほとんど同条件で思考されるのだから、協働するときに「学生の成長を促すような協働やコミュニケーションを行うこと」は意図せずとも生じる。同じことを住民が考えるとどうなるか、という刺激を学生はふんだんに受けることができたのである。

2017年度の取組みと地域ビジョンの作成によって、母袋地域の課題はかなり分かりやすく整理された。つまり、上級段階科目において学生に期待する「自分たちで課題を整理すること」は地域の手である程度完了したと言えるのである。そしてそれに対する解決策という点でも、数十年に及ぶ住民による取り組みの蓄積がある。個々にはそこまで考え方を抜かれていたかもしれないが、課題が整理された今となってはそれぞれがどの課題に対応したものかが明らかである。

力量不足の批判を甘んじて受ける他ないが、地域ビジョン作成後、上級段階科目で母袋地区を対象としたチームを指導するとき、学生の出す案に対応する取り組みを聞き知っていると、やはり紹介するしかない。それが重なることで学生は、教員か地域が解答を持っていると、この場合には望ましくない安心感を抱きがちになる。そして大きな課題はなかなか打つ手がないから大きな課題なのであり、それに取り組もうするとどうしても出口が見えずに苦しむという、2019年度の取り組みのようになるのである。副収入という道を見出したのは学生の素晴らしい着眼点だと思うが、このまま上級段階科目として母袋に関わることは屋上屋を架けるか、かなえるべくもない難題に取り組むかということになり、適切な課題設定が極めて難しいことになるだろう。

4. 結論

実践の中で感じた難しさを整理するべく、今回の論考を執筆した。初級段階において、既に軸の固まった地域を事例として紹介し関わることは、教育する側の狙いと合致する。しかし上級段階において、地域の方がしっかりと歩を進めたことで教育環境としては整い過ぎ、学生に適切な課題提示を行えなくなってしまったことが明らかになった。

現在、紹介した事例以外に、母袋での活動を初級段階の中のインターンシップ科目に充てる試みを行っている。それが期待するような学びにつながるかどうかの結果を待って、改めて学生による地域学習と地域による地域おこし活動のバランスについて考察の機会を持ちたい。

注

¹ 塚本明日香・大宮康一・益川浩一「地域での実践的な学びに関する一考察」『岐阜大学教育推進・学生支援機構年報』第4号 2018年

² 達目洞自然の会パンフレット『達目洞の自然』達目洞自然の会 2008

³ 環境省公式 HP「生物多様性に迫る危機」http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_crisis.html 2020.01.11 最終確認

⁴ これ以前にも、別のまちづくり系の講義で学生が個別に関わったり、母袋で実施されているNPOの主催行事に学生チームが参加したりというつながりはあった。

⁵ 2017年度の取組みについては実践報告、塚本他『平成29年度地域リーダー実践（上級）実践報告』岐阜大学地域協学センター2018が発行されている。

⁶ フューチャーセンターとは、この場合岐阜大学地域協学センターが主体で開催している「多様な人々の集う対話の場」のことを示す。

⁷ 岐阜大学地域協学センター『ぎふフューチャーセンター実施報告書 平成28（2016）年度』岐阜大学地域協学センター2017

⁸ 注1の論文では、中一ギャップに注目した郡上市石徹白の取り組み、地元での情報共有不足に注目した中津川市阿木地区でのパンフレット作製が出色のものとして評価されている。

5.実践報告

5-1. 高等学校での大学模擬講義「接客言語行動からコミュニケーションを考える」

岐阜大学教育推進・学生支援機構 清島絵利子

高等学校での大学模擬講義

「接客言語行動からコミュニケーションを考える」

清島 紘利子¹⁾

¹⁾ 岐阜大学 教育推進・学生支援機構

1. はじめに

本学では、高校生に対して、大学レベルの教育研究に触れる機会促進を図るため、地元を中心とした高等学校に教員が出向く出前授業が行われている。今年度、筆者は、静岡県立掛川西高等学校（以下、掛川西高校と記す）から大学模擬講義の依頼を受けた。そこで、同じ東海地方に所在する本学と掛川西高校における高大連携および地域貢献の活動の一環となることから、「接客言語行動からコミュニケーションを考える」というテーマで講義を行った。本稿では、紙面の都合により、講義内容と生徒の感想の一部を報告する。

2. 実践の概要

2-1. 講義先と講義対象

講義先と講義対象は、次の通りである。

講義先：静岡県立掛川西高等学校 大学模擬講義「ミニ大学」

講義日時：令和元（2019）年9月11日（水）15時10分～16時10分（60分間）

講義対象と受講人数：1、2年生 36名

同校は、明治34（1901）年に開校された伝統ある進学校である。普通科と理数科が設置されており、平成31年4月1日現在で974名（うち男子494名、女子480名）の生徒が在籍している。大学模擬講義は、平成28年度から毎年9月第1週と第2週の水曜日の午後（総合的な探求の時間）を利用し、2日間にわたって行われている。各日ともに14講座（合計28講座）が展開され、生徒には事前希望調査がある。当日は希望に沿った講座を聴講することになっており、1講座30名程度の定員で、筆者の講座には36名の聴講があった。

2-2. 講義の目的

掛川西高等学校から送付された講師派遣の依頼文書によると、大学模擬講義は次の目的で実施されている。

西高（掛川西高等学校の略称）で学ぶ仲間とともに、西高で「大学の学び」を受講する体験を、近未来を見通した日常的学習への動機づけの機会とし、教室の学びに一層

の充実觀を与える機会とする。

同校での過年度の招請大学は、国立大学は全 86 大学のうち 16 大学で、今年度から本学も加わった。公立大学は 3 大学、私立大学は 14 大学招請されている。開講された講座は「ぞつとする話～『ムーミン谷の仲間たち』より」「航空宇宙材料入門 航空機・宇宙機を支える材料の話」「地域を経営するとは？－地域通貨（ポイント）をヒントに考えてみる－」など、様々な分野が網羅されている。

3. 実践内容

3-1. 導入

3-1-1. 社会言語学について

筆者の専門は社会言語学で、研究テーマを「言語行動の男女差」とし、「様々な場面におけることば遣いの男女差」に興味を持っている。真田ほか（1992）によると、社会言語学の研究部門は 9 つあり、方言や標準語、敬語、コミュニケーション行動、集団語などが含まれている。最近では、コミュニケーションツールとして普及している LINE や Twitter でのことば遣いに関する研究も進められており、高校生には非常に身近で親近感が持てる学問であると言える。しかし、これらのことば遣いに疑問や興味関心があつても、社会言語学を専門とする教員に出会わなければ、疑問を解決するためのヒントも得られない。これは、今回の講義の対象である高校生だけではなく、大学生や大人でも同様である。実際、筆者自身も、社会言語学という学問を知らずに、会社員として企業に勤務していた際、「なぜ人によって催促や依頼の仕方が違うのか」「なぜ、お客さまへの応対で方言を使った方がよいのか」という疑問の解決方法が分からぬまま業務を行っていた経験がある。その数年後、社会言語学という学問に出会い、社会の中で生きる人間やその集団とのかかわりにおける言語現象や運用をとらえようとする学問であることを知った時の感動は今でも忘れられない。会社員の言語行動の違いは、単純に、企業での慣習やビジネスマナーの問題として考えるのではなく、社会言語学という学問を通して論理的に違いの理由を探ることができると分かたからである。今回の講義の対象は、ことばやことば遣いに興味関心のある生徒たちである。友達や家族、教員をはじめ、あらゆる人々との会話において疑問に感じていることがあると想像される。そのため、生徒たちには普段の日常会話やことば遣いを研究できる学問が存在することを伝え、少しでも新たな気づきを得て欲しいと考え、講義を行うことにした。

3-1-2. 講義の目標と内容

講義では、まず、筆者がことば遣いに興味関心を持ち、社会言語学の研究を始めたきっかけから 9 つの研究部門があることを紹介した。次に、大学院の研究室で行った大阪府堺市の喫茶店における接客言語行動調査（フィールドワーク）の結果をかみ砕いて解説することで、日常生活における自分のコミュニケーションについて見つめ直すきっかけを提供した。会

社員の言語行動ではなく、喫茶店での接客言語行動を話題にしたのは、高校生も買物や飲食をする際に様々な店舗で接客を受け、店員のことば遣いや態度・表情などによって「またこの店で買い物をしたい」「もうこの店では買い物をしたくない」という体験をしているはずで、親近感を持って分析結果に耳を傾けてもらえると考えたからである。楽しく分かりやすい講義をモットーに、スライドでは適宜イラストを用い、次の3つの目標を掲げて実施した。

①高校生に社会言語学という学問を知ってもらう

②社会言語学は身近なことばを対象に、楽しく追究できる学問であることを伝える

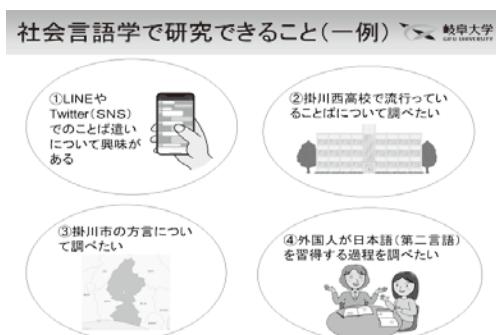


図1 社会言語学で研究できること

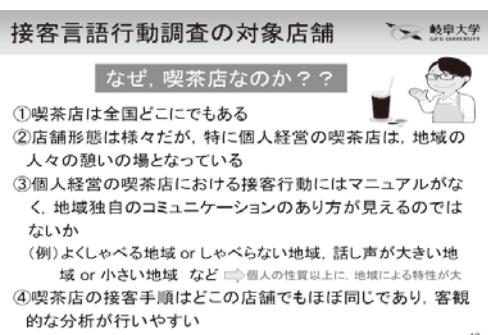


図2 接客言語行動調査の対象店舗

③ことば（ことば遣い）に興味を持ち、コミュニケーションを考えるきっかけにする



図3 研究に興味を持ったきっかけ (1)

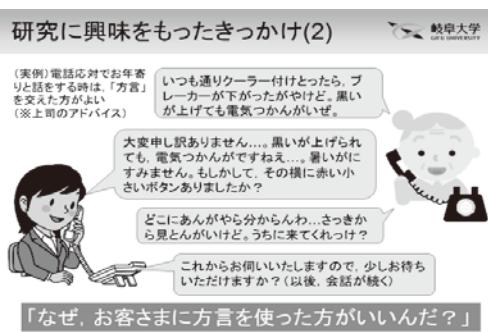


図4 研究に興味を持ったきっかけ (2)

3-1-3. フィールドワークの大切さ

加えて、生徒に伝えたかったことは、フィールドワークを行って研究することの大切さと醍醐味である。先述したが、社会言語学は、社会の中で生きる人間やその集団とのかかわりにおいて、様々な言語現象や言語運用をとらえようとする学問である。そのため、自分で現地に赴き、その土地に住む人々や言語に直に触れるフィールドワークが非常に重要となる。筆者が大学院の研究室で行った喫茶店を対象にした接客言語行動のフィールドワークでは、調査対象である土地に足を運び、土地柄や雰囲気を自分の目で見て肌で感じ、多くの人々と

触れ合って、研究を進めていたからである。フィールドワークは回数を重ねるにつれ、論文や専門書、調査対象である地域の地図、写真、インターネットの画像を読み解くだけでは得られない「人との触れ合い」から多くの情報が得られる。その醍醐味に気づくと楽しさが倍増することを伝えたうえで、現在は、個人情報保護法に則って研究を進める必要があることを確認し、今回のテーマの解説に入った。喫茶店の接客言語行動調査と聞くと、多くの喫茶店に出向き、店員に飲み物を注文して飲んで、その時の接客態度や会話をその場でスマートフォンにメモとして残して、後日分析したらよいと簡単に考えがちである。しかし、調査に至るには綿密な計画（例えば、地図と電話帳を見て、何月何日の何時に誰がどの地域・校区の店舗に効率的に訪問できるかを考えるなど）が必要であることを伝えた。計画策定に至っては年単位、調査の目的や調査店舗選定の基準、調査項目や記録表の作成、役割分担の決定などには数か月以上の時間をかけて実施に至っていることを話すと、生徒は驚いた表情を見せていました。

3-2. 調査結果の報告と解説

3-2-1. 発話量と発話内容の検証について

生徒には、調査結果を報告・解説する前に、研究を行う上で大切なことを1つ伝えた。分析を始める前に仮説を立て、先行研究を踏まえて検証し、オリジナリティのある研究にすることの大切さである。

その後、調査結果を提示して解説を行った。店員の性別と属性（年代：10～30代を若年層、40～50代を中年層、60～70代を老年層と設定）からみた発話の有無、発話量（文節数）の検証、店員の性別と属性による発話量の違いを数値データで報告した。さすがに無言で接客をする店員はないが、男女店員ともに年代が高くなるにつれて発話量が増えることを伝えると、納得したような表情を見せていた。特に、60～70代の老年層の女性店員で発話量が顕著に増えることに関しては、数値データと合わせて発話の実例をスライドで何枚か紹介し、筆者が立てた「個人経営店舗の年配の女性は話が長くておしゃべりである」という仮説が明らかになったことを示した。加えて、40～70代の中年層や老年層の女性店員は商品の注文に関する話だけではなく、暑い日に入店したら暑さを気遣って少しでも涼しい席に案内してくれたり、小雨が降ってきたら傘を持っているかどうか心配してくれたり、注文していないのにお茶やゆで卵、お菓子のサービスをしてくれて話が長くなる傾向にあったことを話した。生徒は、「こんな接客は受けたことがない」「こんな店があるんだ」という驚いた表情をしていた。筆者もこの調査で、地元密着型である個人経営の喫茶店に入店するまでは、このような接客を受けた経験は1度もなく、近所の馴染みの店に行った時のような接客が何店舗も続いたことから、「この発話は、店員の気遣いや優しさの現れだ」と思うようになったことも伝えた。そのうえで、生徒には「普段、使用しているファーストフード店やファミリーレストランなどの接客と比較して、何か違いはありましたか。それは、どのような違いですか」と問い合わせた。すると、ある生徒が飲食店などに出かけた時の接客を

思い出し、次のようにレポートにまとめていた。その一部を引用・紹介する。

- ・自分が実際に飲食店に出かけたときのことを思い出してみて、確かに、40代以上（と見られる）女性店員の方は、気さくに話しかけてくれていました。自分はそれを「嫌だ」とは思いませんでしたが、「ウチ」¹に踏み込まれるのを嫌う方もいると講義を聴いてわからました。
- ・私は今までお店に行って接客をされた際に「ちょっとなあ」と思ったことが何度もありました、相手や場所、話す内容などによるので、上手く使いわけていくことによってコミュニケーションも広がっていくのではないかなあと思いました。言葉だけでなく表情や態度も大切だと思いました。

ここに挙げたのは2名の生徒のレポートであるが、どの生徒も筆者の話を聞きながら、自分の経験と照らし合わせてコミュニケーションのあり方について考えていた。

3-2-2. 文末表現（終助詞）の使用状況について

真田・金（2004）によると、終助詞の使用は感情的なかかわりを表現し、客にカジュアルで親しい態度を表すとされている。そこで今回の調査で使用された終助詞の使用内訳を数値データで提示し、40代～70代の中年層と老年層の女性店員は発話量が多いだけではなく、感情的なかかわりを表現する終助詞も多く使用する傾向にあることを説明した。また、性別や年代を問わず「ね」「な」の使用が多く、実際の使用例も一部取り上げて解説した。

使用状況に加え、終助詞の文法的意味の理解を深めるために、佐治（1991）を参照し、終助詞の性質と分類も解説した。今回の調査で使用が多かった「ね」「な」は「話しかけ問い合わせる気持」、日常会話で使う「よ」は「呼びかけ押し付ける気持」を意味すると伝えた。生徒の一部は、終助詞の意味を知るまでは、中年層と老年層の女性店員の発話は「押しつけがましい」と感じていたようだ。しかし、終助詞「ね」「な」の意味を知ることで、初めて来店した客に対して気を遣った親しみを込めた話しかけを行っていることに気づいていた。

4. 生徒のレポートから見る講義の感想

講義を聴講した36名のレポートから、次に数名のレポートの一部を引用・紹介する。

- ・何気なく生活の中で使用する文末表現で相手に与える印象が変わるということに改めて気づきました。
- ・普段の日常生活でも思うけど、女性の方が発話量が多いのは、接客行動にも反映されていて納得しました。また女性の方が客と感情的な関わりが多いことを知った。
- ・私は普段お店に入っても、感じの良い悪いくらいしか考えていなかったから、男女や年齢によっての調査結果を見てすごく勉強になった。確かに中高年の女性は優し

く話しかけてくれる人が多く、男性は人によってすごく差があると思う。

- ・私たちが普段何気なく使っている言葉でも、そこには人間関係などが表されていて、年齢などによって、使い方が異なることを知り、言葉の力は大きいと思った。

5.まとめ

筆者は中学校、高等学校、高等専門学校で教員をしていた経験があり、高校生を前に久しぶりに講義ができるのを非常に楽しみにしていた。しかし、接客言語行動に興味のある生徒はいるのだろうか、強制的に集められたのではないかと多少の不安を抱きながら、掛川西高校に向かった。今回集まつた36名の生徒たちは、全員第一希望で選択していたと知り、とても嬉しい気持ちで講義に臨んだ。生徒たちは真剣な眼差しで、時にはうなづきながら講義を聴き、一生懸命にレポート（講義メモ）を書いていた。

後日、講義の様子を思い浮かべながら、生徒のレポートの写しを読んだ。思いのほか、生徒たちは、自分のコミュニケーションを見つめ直し、新たな気づきを得ていたようだ。普段のことば遣いが雑なので、相手のことを考えて優しい表現を使いたいという感想もあった。また、社会言語学という学問にも興味を持ってもらえた。来年度も9月に同校で講義を行うことになっている。どんな生徒が待っているのか、今から非常に楽しみである。

6.参考文献

- 清島絵利子（2008）「接客言語行動の男女差—発話量と文末表現を中心に—」未公刊
金美貞（2007）「接客言語行動における非定型表現」『待兼山論叢』日本学篇41 19-37
真田信治、渋谷勝己、陣内正敬、杉戸清樹（1992）『社会言語学』おうふう
真田信治、井上文子（1995）「関西圏における接客敬語行動：店舗形態によるバラエティ<その1>」『阪大日本語研究』7 55-65
真田信治、金美貞（2004）「関西圏における接客敬語行動—店舗形態によるバラエティ<その2>」『阪大日本語研究』16 37-49
佐治圭三（1991）『日本語の文法の研究』ひつじ書房
篠崎晃一、小林隆（1997）「買物における挨拶行動の地域差と世代差」『日本語科学』2 81-101
鈴木睦（1989）「聞き手の私的領域と丁寧表現 日本語の丁寧さは如何にして成り立つか」『日本語学』8 (2) 58-67 明治書院
鈴木睦（1997）「日本語教育における丁寧体世界と普通体世界」『視点と言語行動』45-76 くろしお出版
黄鴻信（1984）「職階による待遇表現—仙台市の百貨店における調査から—」『国語学研究』24 52-70

注

- 1) 鈴木睦（1989）の解説を行ったことによる。

6. 平成 30 年度

地域志向学プロジェクト報告

地域志向学研究プロジェクト(フューチャーセンター型)

研究課題名

岐阜市に生育する絶滅危惧植物を利用した新規機能性食品の開発

研究対象地域	岐阜市
代表者氏名／所属・職	濱本明恵／工学部化学・生命工学科生命化学コース・助教

実施体制

氏 名	所属・職	役割分担(研究分野)
濱本明恵	岐阜大学工学部・助教	生化学的実験
竹森洋	岐阜大学工学部・教授	生化学的実験
纈纈守	岐阜大学工学部・教授	化合物合成
二ノ宮真之	岐阜大学工学部・博士三年	化合物合成
LEE HUI YUAN	岐阜大学工学部・学部四年	化合物抽出
大塚英樹	岐阜県植物研究会・会員	助言
坂井規浩	岐阜市自然共生部自然環境課・副主査	紹介

研究成果の概要

ヌマダイコンはキク科の多年草であり、中国では生薬に利用されている。ヌマダイコンには美白有効成分が大量に含まれていることが示唆されたが、ヌマダイコンの生薬としての科学的な効果・効能は不明な部分も多々ある。今回の研究から、ヌマダイコン葉には美白有効成分が含まれていることが判明した。また、ヌマダイコン乾燥葉からその有効成分を2段階で高純度に精製する条件を確立した。有効成分は水で抽出され、その抽出物はヒトメラニン産生細胞やマウスにおいて、メラニン合成を強力に抑制した。さらに、ヌマダイコン抽出物には抗炎症作用があり、大腸炎の予防にも役立つことが示唆された。以上のことより、ヌマダイコンは産業面で有益な効果を有することが判明した。しかし、ヌマダイコンは岐阜市において生育が確認されているものの、絶滅危惧種に指定されている。そこで、ヌマダイコンの生産体制確立のため、ヌマダイコンから種を取得し、ほぼ100%発芽する条件を見出した。現在、その苗を大学内の川や水田(農業生産法人との協力)に移植し育成中である。今後は、ヌマダイコンの新規機能性食品への実用化を目指してさらなる条件検討を行う予定である。本研究は人々の健康促進、自然環境保全、特産品の創出と様々な面において貢献することが期待される。

研究成果

【研究の背景・目的】

ヌマダイコン(*Adenostemma lavenia Kuntze*)はキク科ヌマダイコン属の多年草であり、主に東アジアおよび東南アジアにおいて分布している(図1)。中国において「下田菊」または「風氣草」という名前で呼ばれており、ヌマダイコンの全草は生薬(清熱・解毒消腫作用等)として利用されている。さらに、ヌマダイコンには美白効果が認められている 11α OH-カウレン酸が豊富に含まれている。研究室の先行研究において、ヌマダイコン水抽出物をヒトの皮膚メラニン細胞に添加したところ、メラニンの合成が抑制され、美白効果を有することが示唆されたため、その詳細を解析する。さらに、 11α OH-カウレン酸は抗炎症作用が認められているため、ヌマダイコンにおいても同様の作用を有するか検証する。以上より、①ヌマダイコンの効用解析を行う。

上述のようにヌマダイコンは産業面で有益な成分を有する可能性が非常に高く、基礎研究および実用化のためにヌマダイコンの大量生産が必要である。しかし、岐阜市において、ヌマダイコンは生育が確認されているものの、絶滅危惧Ⅱ類に指定されている(図2)。そこで、岐阜市自然共生部自然環境課および岐阜県植物研究会会員、野生生物調査員の大塚英樹氏の御指導のもと、ヌマダイコンの生育実態調査を行うと共に、岐阜市農家と協力して②ヌマダイコンの生産体制の確立を目指す。

さらに、③ヌマダイコンの新規機能性食品への実用化のため、ヌマダイコンの有効成分を保持したお茶や食品開発などに取り組む。

【研究の方法】

①ヌマダイコンの効用解析

1) ヌマダイコン水抽出物の精製条件の確立

ヌマダイコン水抽出物からヌマダイコンに含まれる有効成分 11α OH-カウレン酸を精製するための条件を検討する。さらに高速液体クロマトグラフィーで分画しMS解析を行う。

2) ヌマダイコンの美白効果の解析

ヒトメラニン産生細胞にヌマダイコンの水抽出物を添加することでメラニン合成に対するヌマダイコンの効果を評価する。また、マウスや魚類ゼブラフィッシュにおける効果も解析する。

3) ヌマダイコンの抗炎症作用の解析

マウスの飲水に大腸炎誘発剤とヌマダイコン水抽出物を添加し、大腸炎に対する作用を調べる。

②ヌマダイコンの生産体制の確立

岐阜市におけるヌマダイコンの生育実態調査を行う。ヌマダイコンの種子を採取し、温度・日照条件など発芽条件を検討する。数株のヌマダイコンを岐阜大学内を流れる伊自良川へ移植し観察する。

③ヌマダイコンの新規機能性食品への実用化

ヌマダイコンを乾燥させた葉や水抽出物を用いてお茶やその他食品の開発に取り組む。



図1:ヌマダイコン



図2:岐阜市絶滅危惧種リスト

【研究の成果】

①ヌマダイコンの効用解析

1)ヌマダイコン水抽出物の精製条件の確立

ヌマダイコン乾燥葉から 11α OH-カウレン酸を2段階(12時間の水抽出を行い、カウレン酸をクロロホルム層に移した後、クロロホルムを蒸発させる)で高純度(>98%)に精製する方法を確立した。研究室内で栽培したヌマダイコンの 11α OH-カウレン酸含量は乾燥葉の3%を超え、輸入した台湾産の10倍以上であった。

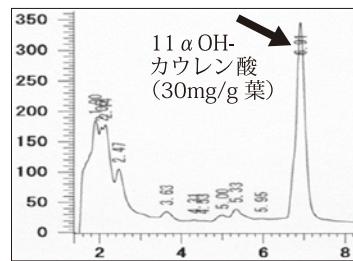


図3:ヌマダイコン成分解析

2)ヌマダイコンの美白効果の解析

ヒトメラニン産生細胞にフォルスコリン(Fsk)を添加すると細胞が黒くなる。この時、ヌマダイコン水抽出を同時添加すると、濃度依存的にメラニン合成抑制を示した(図4左)。また、マウスの飲水にヌマダイコン水抽出を添加すると、黒色メラニン色素沈着低減作用を示した(図4右)。

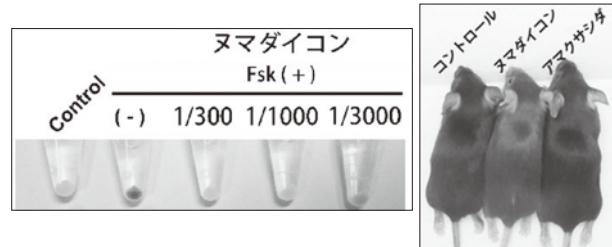


図4:ヌマダイコンによるメラニン合成抑制効果

3)ヌマダイコンの抗炎症効果の解析

マウスの飲水に大腸炎誘発剤を加えると、マウスは出血を伴う下痢をするが、ヌマダイコン水抽出物を同時摂取させることで症状が改善された(図5)。さらに、大腸炎由来の大腸の縮退も抑制し、ヌマダイコンには抗炎症作用があり、大腸炎の予防に役立つことが分かった。また、 11α OH-カウレン酸は通常とは異なる機序で抗炎症作用を示すことから、既存薬及び他の生薬と組み合わせて相乗効果が期待される。



図5:炎症性腸疾患モデル

②ヌマダイコンの生産体制の確立

岐阜市及び(社)岐阜県農業会議に相談し、ヌマダイコンを生産してくださる農家を紹介頂き、岐阜市及び隣接の瑞穂市の休耕田を活用してヌマダイコンの栽培・商用化に協力して頂くことになった。

岐阜大学で先行栽培したヌマダイコンから20,000粒の種を取得了。種を発芽させるための温度や日照条件を検討したが、それだけでは発芽せず、化学的処理によりほぼ100%発芽することを見出した(図6)。現在、その苗を大学内の川や水田に移植し、育成中である。



図6:ヌマダイコン苗の育成

③ヌマダイコンの新規機能性食品への実用化

ヌマダイコン葉を乾燥させて粉末化し、お茶にして試飲してみたところ苦味がかなり強かった。特に、直射日光照射下の過酷な条件で栽培した場合は、室内栽培に比較して苦味が数段に増していた。また、ヌマダイコン水抽出物をゼリーに加えた際も苦味は残っていた。今後は、ヌマダイコンの苦味成分を特定し、苦味の少ないヌマダイコンの栽培条件を確立することで実用化を目指す。

地域への貢献

ヌマダイコンは岐阜市をはじめとした日本の様々な地域において絶滅危惧植物として指定されている。本研究により、ヌマダイコンの種子採取から発芽法の確立まで行うことが出来た。近年、主食米の需要縮小と農業就業者の高齢化に伴い休耕田が急速に拡がりつつあるが、休耕田を活用したヌマダイコン栽培を進めることで、環境保全だけでなく土地の有効活用にも繋がる。

また、岐阜は高収入の果樹栽培が盛んである。ヌマダイコンが高収入源になるかは未だ不明ではあるが、ヌマダイコン多機能性は新規生薬や機能性表示食品としての活用を通じて、農家のさらなる収入増加に繋がる可能性が期待される。

以上より、本研究が展開することで、岐阜市の自然環境保全、人々の健康促進、特産品の創出に貢献することが期待される。

今後の研究の展開

本研究により、ヌマダイコンは美白効果や抗炎症効果があり、我々にとって有益な植物であることが明らかになった。しかし、ヌマダイコンは強い苦味を有するという課題が新たに判明した。今後は実用化(お茶や食品開発)に向けて、ヌマダイコンに含まれている苦味成分を生化学手法により特定し、苦味成分をより低減させる栽培方法や、苦味を抑制する物質を探索する。また、ヌマダイコンの機能性表示食品への申請も視野に入れている。

さらに、ヌマダイコンは絶滅危惧種であるが、本研究により発芽条件を確立し、生育数を増やすことが出来た。今後は、水田活用による高収量栽培に取り組むことで岐阜市及び近隣地域の環境保全活動にも貢献する。

学生への教育的效果

本研究は学部四年生の卒論研究の一環として取り組み、本研究内容を含む卒論発表が岐阜大学工学部の学長表彰および学部長表彰(それぞれ1名)に選ばれた。また、学生達は研究を通して生物学的・化学的な知識および技術を習得し、さらに野外(岐阜市内)でのヌマダイコンの採取および生態調査、ヌマダイコンを用いたお茶の作製も行った。これらの活動を通して、学生たちの地域志向性や「いかに基礎研究を実用化に結びつけるか」という意識の向上に繋がったことが期待される。

さらに、6名の学生は国際学会(インドネシア)において発表を行い、同時開催されたサマーセミナー(7泊)にも参加した。国際交流し、異国の研究や環境に触れることで、自身の所属する大学および地域の環境や文化を見つめなおすきっかけになったのではないかと思われる。

情報発信

2018年8月にインドネシア(ボゴール大学)で開催されたThe 4th International Symposium on Temulawak and Potential Plants for Jamuにおいて、口頭発表2件、ポスター発表4件を行った。また、2019年5月に愛知(名古屋大学)で開催予定の第83回 日本生化学会中部支部大会において、ポスター発表1件を行う予定である。

本研究成果の一部(11α -OH-カウレンの抗炎症作用など)をまとめた論文を現在作成中である。

地域志向学研究プロジェクト(フューチャーセンター型)

研究課題名

次世代を見据えたふるさとの環境保全活動

研究対象地域	高山市荘川町
代表者氏名／所属・職	安藤 正規／応用生物科学部・准教授

実施体制

氏 名	所属・職	役割分担(研究分野)
安藤 正規	応用生物科学部・准教授	研究統括(森林動物学)
加藤 正吾	応用生物科学部・准教授	地域連携:公民館大学(森林生態学)
川窪 伸光	応用生物科学部・教授	地域連携:公民館大学(進化生態学)

研究成果の概要

昭和55年に設定され、H28年3月に拡張登録が承認された白山ユネスコエコパークのエリア内において、高山市荘川町はその全域が「自然環境と調和しつつ地域の持続的発展を図る」ことを目指した移行地域に指定されている。これまで継続で実施してきた地域志向学プロジェクトに引き続き、高山市荘川町において、行政機関、小中学校および市民との協働によるさまざまな活動(山中峠湿原ミズバショウ群落の保全活動、フューチャーセンターの開催、ミズバショウ苗育成、市民向け学習会)を実施した。6月には荘川小学校5年生、荘川中学校1年生を対象として山中峠湿原での現地学習会が開催されたが、中学1年生はかつて小学5年生時点で本活動に参加した生徒達であり、荘川地域で取り組まれている小中一貫教育の具体的な事例となった。荘川小学校5年生の郷土学習項目として定着した山中峠湿原ミズバショウ群落の保全活動では、小学生、一般市民、荘川公民館大学受講生の参加のもとで9月にフューチャーセンターを開催し、今後の地域の環境保全について意見交換がなされた。特に今年度は、山中峠湿原ミズバショウ群落において、夏の大暴雨の影響で電気柵に不良が生じ、野生動物による食害が確認された。このため、今後この湿原をどのように保全していくかについて活発な議論があった。1月には地域の環境保全に関する市民向け学習会を開催し、多数の市民に参加していただくことができた。

研究成果

<研究の背景>

高山市荘川町はその全域が白山ユネスコエコパーク(白山BR)対象地域に含まれており、これまで実施されてきた官民学協働での山中峠湿原ミズバショウ群落の保全活動(H23～)や、H28年度から始まった荘川小学校でのミズバショウ苗の育成活動、市民向け学習会等を軸に、自然と人とが調和しつつ持続的な発展を図るための方策を行政・市民が模索している。これまでに、高山市、飛騨森林管理署、荘川小学校、地域の一般市民、岐阜大学(ぎふ公民館大学)が連携して、様々な環境保全活動(県指定天然記念物である山中峠湿原ミズバショウ群落の保全、地域の自然資源および白山ユネスコエコパークに関する学習会等)を実践してきた。本事業に関連する岐阜大学と地域との協働はH16年度に「ぎふ公民館大学」(荘川)がスタートして以来の長期に渡るものである。特にH25年度からは、毎年6月の山中峠電気柵設置、8 or 9月のミズバショウ保全・育成活動、1月の市民向け学習会が継続して共同実施されてきている。またH28年度からは、荘川小学校が郷土学習の一環として地域環境に関する学習会やミズバショウ苗の育成に取り組んでおり、ぎふ公民館大学と積極的に連携をとって活動してきた。

<研究の目的>

本事業では、荘川地域における上記の環境保全活動と、ぎふ公民館大学の活動とのさらなる融合を図り、荘川地域における地域が主体となった環境保全活動を活性化していくとともに、自分の住む地域環境との関わりについて、学習会やフューチャーセンターを通じて市民や次の世代を担う小中学生に伝えしていくことを目指す。岐阜大学の学生には、この良質な環境保全活動に参加してもらい、地環境保全のあり方やその実際、地域貢献に関する貴重な体験を提供する。

<研究の方法と研究成果>

高山市荘川町において、高山市、飛騨森林管理署、市民および岐阜大学(ぎふ公民館大学(荘川))の4者が連携し、また荘川小中学校にも積極的に関わっていただき、以下の活動を行った。

(1) 山中峠湿原ミズバショウ群落における保全活動(電気柵設置)を実施した。この活動は平成23年度より継続して実施されてきている。今年度は夏の大雪によって電気柵に不良が生じたため、獣害によってミズバショウ群落の被度が低下したことが確認された。このことにより、フューチャーセンターでの話し合いにおいて、今後の湿原の保全方法について活発な議論が交わされた。

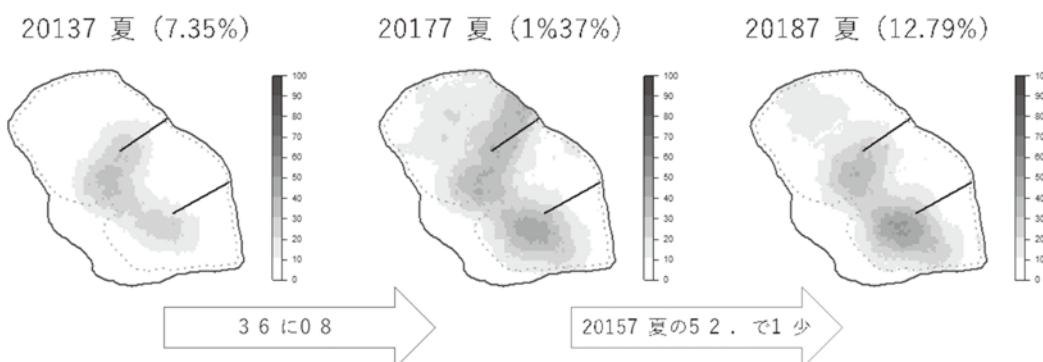


図1 ミズバショウ被度の変化

(2) 6月, 荘川小学校5年生および莊川中学校1年生を対象として, 白山BRや地域自然環境に関する現地学習会を実施した。この時参加した中学1年生は, 2年前の小学5年生時点での初年度の本活動に参加した生徒達であり, 荘川地域で取り組まれている小中一貫教育の具体的な事例となった。山中峠湿原にてミズバショウの生態や保全状況, 小学校でミズバショウ苗の育成活動に関する学習会を実施した。中学1年生がかかつて取り組んだ際には苗の冬越しに失敗したが, 現在これが技術的に可能となった点において, 大変喜んでいただくことができた。



写真1 現地学習会の様子

(3) 9月, 荘川小学校において, 小学5年生, 一般市民, ぎふ公民館大学受講生の参加のもと, ミズバショウの学習会および本事業に関するフューチャーセンター, ミズバショウ苗の育成活動を開催した。小学5年生からはミズバショウ育成活動の取り組みに関する発表があり, また申請者からは今年度のミズバショウ湿原の状況(特に野生動物による被害の状況)について紹介した。フューチャーセンターでは参加者がグループに分かれ, 今後の地域の環境をどのように保全していくか, また山中峠での獣害に対する守り方について活発な意見交換がなされた。ミズバショウ苗の育成活動では, 荘川支所が申請者の指導のもとで採取したミズバショウ種子をプランターに播種することができ, 今後はミズバショウの増殖を地域のみで独立して実施することが可能となったことが確認された。なお, このミズバショウ苗育成活動は平成28年度より5年生が総合教育科目の中で取り組む課題として位置付けられ, 学校行事として今後も継続実施されることとなっている。山中峠湿原ミズバショウ群落は県の天然記念物であり, 植物の採取等は文化財法に従って適切に処理される必要があるが, 高山市教育委員会も本事業に参画しているため, 手続きをスムーズに進めることができている。同様に山中峠湿原は国有林内に位置することから, 飛騨森林管理所にも入林許可や植物の採取を申請する必要があるが, こちらも本事業に参画しており, 周囲の組織が一丸となって小学校での活動をバックアップする体制を取っている。



写真2 荘川小学校での活動
(左: 小学5年生による発表, 中: フューチャーセンター, 右: ミズバショウ種子の播種)

(4) 白山BRや地域自然環境に関する市民向け学習会を開催した。多くの市民に参加していただくことができ、莊川地域の自然のあり方や保全の方法などについて活発な質疑が交わされた。また、今年度は莊川小学校でのミズバショウ育成活動についても発表があり、地域コミュニティ内の環境保全に関する関心の強まり・取り組みの進展を感じられた。このような市民向けの地域自然資源のあり方に関する学習会について、今後も年1回程度の頻度で開催されることが計画されている。

上記に挙げたさまざまな活動の中で地域の行政機関、教育機関、市民との協働・対話がすすめられ、今後の環境保全、環境教育に関する活動の基盤、特に組織や世代を超えた協働のネットワークを構成・強化することができた。

地域への貢献

高山市荘川町において、山中峠湿原ミズバショウ群落の保全活動や荘川小中学校での学習会およびミズバショウ苗育成活動、フューチャーセンター、市民向け学習会を実施することができ、またぎふ公民館大学（荘川）の受講生にも参加してもらうことができた。今年度はフューチャーセンターや市民向け学習会を通じ、世代をこえてこれらの活動を継続的に実施していく基盤を形成することができた。次年度以降も継続して地域とともにこれらの活動にとりくむ予定である。

今後の研究の展開

上記のとおり、山中峠湿原ミズバショウ群落の保全活動、小学校でのミズバショウ苗の育成活動および市民向けの学習会の開催について、今後もこの地域で継続して実施されることが計画されている。今年度からは小中一貫での郷土学習の事例として荘川中学校1年生と荘川小学校5年生が学習会およびミズバショウ苗育成活動に取り組んでおり、今後の進展が注目される。このような継続的な活動を通し、地域が一体となって「自分たちがいかにして地域の自然環境を保全していくか」に関する具体的な理想像が形成されていくことが望ましいと考えており、本事業はその基盤となる複数の地域活動および世代をこえた協働のネットワークを構成することができた。

学生への教育的效果

本事業の活動は、高山市、飛騨森林管理署、荘川小中学校、市民といった多様な組織・構成員の連携によって実施されている。このような形で地域が一丸となって自然環境の保全に取り組んでいる事例は非常に少なく、極めて質の高い活動である。参加したぎふ公民館大学（荘川）の受講生が地域の風土や自然資源について学ぶ中で、多様な年齢層で構成される地域の人々と共に活動するという体験は大変貴重であり、極めて実践的で質の高い体験と、地域自然資源の保全・回復に関するリテラシーを学ぶ絶好の機会を提供できた。

情報発信

<講演：市民向け学習会>

安藤正規. 私たちの生活と自然環境. 白山ユネスコエコパーク学習会(2019/1/18), 高山市
<新聞報道>

- ・中日新聞（飛騨版）. 現地学習会について. 2018/6/5
- ・岐阜新聞（飛騨版）. 小学校での活動（9月）について. 2018/9/28
- ・中日新聞（飛騨版）. 小学校での活動（9月）について. 2018/10/2
- ・中日新聞（飛騨版）. 市民向け学習会について. 2019/1/23

地域志向学研究プロジェクト(フューチャーセンター型)

研究課題名

飛騨牛飼育環境向上にむけた 寄生虫感染の地域特性と対策

研究対象地域	郡上市・下呂市
代表者氏名／所属・職	高島康弘／応用生物科学部・准教授

実施体制

氏 名	所属・職	役割分担(研究分野)
松尾加代子	飛騨家畜保健衛生所・ 技師(獣医師)	疫学調査
コーネリア アピア クワテン	連合大学院獣医学研究科・ 大学院生	寄生虫学的解析
谷口祐司	連合大学院獣医学研究科・ 大学院生	寄生虫学的解析
斎藤大造	連合大学院獣医学研究科・ 大学院生	分子生物学的解析

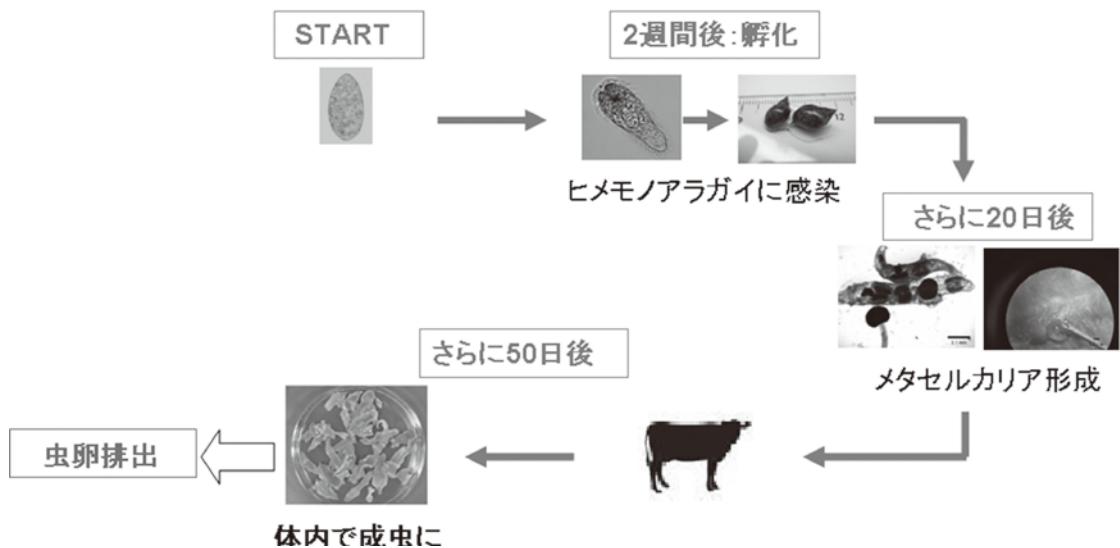
研究成果の概要

全国的にはほぼ発症がなくなり過去の病気とされている牛の肝蛭症や双口吸虫症といった寄生虫疾患が、岐阜県内的一部の飛騨牛に継続して発生している。そこで本研究では当地における寄生虫の感染状況と周辺環境を調査し、そのデータをもとに感染経路を推測した。その結果、休耕田等を利用した小規模放牧地などに中間宿主貝の分布が見られた。農場周辺の水田にも中間宿主貝は分布していたがこれらの貝は保虫していないかった。また感染牛のいる農家はかならずしも近距離で隣り合っているわけではなく不規則に散在していた。したがって農場で飼育中の牛に対し、農家間の広範な感染伝播が起こっているとは考えづらい。そこで小規模放牧地など特定の場所に立ち入った個体に感染が成立するものと考え、小規模放牧地を調査したところ、貝の生息する放牧地が散見された。またそれらの貝から吸虫のスプロシスト(幼虫)が見られた。感染は特定の小規模放牧地などリスクの高い箇所に立ち入った牛でのみ起こっているものと考えられる。したがってかつてのような牛の集団駆虫は必要なく、リスクの高い土地を利用した個体に対し、放牧の前後に必要に応じて駆虫をするのがこの土地に即した対応であると考えられた。

研究成果

放牧地、牛舎における環境調査：

飛騨家畜保健衛生所と連携し、肝蛭症の発生している農家および放牧地の環境調査を行った。これらの寄生虫はヒメモノアラガイ等の淡水生巻貝を介して感染するため(下図)、このような貝の生息を許す湿潤環境がどこに形成されているか調査する。



調査対象とすべき農家の選定は飛騨家畜保健衛生所が中心となって選定した。その結果、発生農家周辺の水田に多数の中間宿貝が生息していることが分かったが、これらの貝はいずれも肝蛭には感染していないかった。また、発生農家数軒を庁舎舌が、牛舎内部には中間宿主貝の生息は確認されなかった(右は調査時の様子)。以上の結果に合わせて発生農家が近接せず点在している事実を考慮すると、農家から農家への肝蛭の伝播はおこっていないのではないかと考えられた。この点に関しては後述の通り肝蛭の分子遺伝学的解析により確認することにした。



肝蛭の分子遺伝学的解析：

調査地の農家3件の感染牛の牛糞から肝蛭卵を複数得てその遺伝子型を解析した。その結果、農家ごとに別の遺伝子型の虫体が感染していることが明らかとなり、農家から農家への伝播が起こっていないという推測が裏付けられた。あわせて、調査地で捕獲したシカに感染している肝蛭の遺伝子型も調べたが、調査地の飛騨牛に感染しているものとは異なった遺伝子型であった。

休耕田における調査：

農家周辺における寄生虫の拡散が否定されたことから局所的に感染が成立していることが示された。そこで感染牛の飼育形態について聞き取りを行い、一部の感染牛が休耕田や稻刈り後の水田などで小規模放牧に供されていることが分かった。仮にここで局所的に感染しているのであれば、農家から農家への感染がおこらず、特定農家内のみで感染環が成立することの説明ができる。そこで当該の水田を稻刈り後に調査したところ、中間宿主貝の生息が確認され、牛と中間宿主貝の接触があることが分かった。これらの貝は吸虫の幼虫に感染していたが、肝蛭ではなかったため、小規模放牧における感染の成立については現時点では証明できていない。より大規模な調査を実施すれば判明すると思われるが、豚コレラの発生により農地周辺の立ち入りに対して様々な困難があり、調査規模を拡大できなかったことは残念であった。

地域への貢献

飛騨牛に発生している肝蛭症について本プロジェクトで以下のことが明らかとなり、対応策がある程度策定できた。

1. 農家周辺環境への肝蛭の流出、それに伴う農家から農家への感染はおこっていない。

したがってかつてのような集団駆虫は不要であり、発生農家内の対応で解決できる事例がほとんどである。

2. 肝蛭症発生農場内には中間宿主貝の生息が認められなかった。

感染は農場内ではなく放牧時におこっているものと推測された。したがって放牧経験のある牛が体調不調を呈した場合、肝蛭を疑った対応が必要である。

3. 野生動物から得られた肝蛭の遺伝子型は飛騨牛に感染しているものとは違っていた。調査地では電気柵などで農場周辺への野生動物の侵入阻止が徹底されているが、野生動物から家畜への肝蛭感染については効果的にブロックされていることが分かった。

今後の研究の展開

本プロジェクトにより、農家を超えた肝蛭の拡散については(少なくとも調査地においては)心配無用であることははっきりした。感染リスクとして小規模放牧が疑われたが、この点については未だ仮説の段階であり確定していない。今後はこの点について確定させることで、当地における寄生虫の感染経路が確定し(地域特性の解明)この経路を遮断する対策(地域の実情に根差した施策)をとることができる。以上を実現するため次のような研究を計画している。

すなわち、小規模放牧に供される肉用牛、放牧地に生息するヒメモノアラガイ(肝蛭の中間宿主)に寄生する肝蛭を年間を通じて定期的に採取する。得られた虫体の核DNAにおけるマイクロサテライト解析を実施することで、各虫体クローンの環境中における経時的变化と循環状況を明らかにする。なお日本産肝蛭は3倍体で単為生殖することから有性生殖に伴う組換えがおこらない。このためマイク

ロサテライト解析の解釈が単純であり利用しやすいという特性がある。これにより、放牧地に生息する中間宿主貝に寄生する幼虫と同じ遺伝子型の肝蛭が農場に侵入するか否か明らかにする。また、特定農場における年間の通じた肝蛭の遺伝子型の変移を把握することで、農場に肝蛭が侵入する頻度を明らかにする。

学生への教育的效果

本プロジェクトには獣医学を学ぶ大学院生が参画する。本プロジェクトを通じて、彼らに地域に根ざした問題を解決する過程を体験させることは、そのまま次世代地域リーダーを輩出するための教育となる。またアフリカ出身の大学院生は学位取得後に母国に戻り岐阜での経験を生かして地域の諸問題にとりくむことが期待できる。これは岐阜大学での地域研究モデルがアフリカの地で花開くことを意味している。まさに「岐阜発・世界行き」の教育波及効果といえ、本学の目指す「グローカル」の精神に完全に一致する。可視化できる成果の一例として、本プロジェクトに参加する学生2名が学長表彰を受けたことがあげられる。2018年度、不幸にも岐阜県で豚コレラの発生があったが、本プロジェクトに参加した学生のうち我が国の獣医師免許を有する谷口・齋藤両名が率先して豚コレラの防疫作業に参加し、その貢献を評価されたものである。このように積極的に地域の畜産に関わろうとする人材が育成されつつあるのは、「専門家の卵」ともいえる博士課程の学生に地域の畜産現場の具体的問題を実地体験させる本プロジェクトの成果である。

情報発信

- ・論文執筆中。
- ・調査結果について家畜衛生に関する勉強会を通じて岐阜県中央家畜保健衛生所と情報共有。
- ・ウシ飼育農家を対象としたパンフレットを作成した。
- ・2019年3月フューチャーセンターとして、地域の関係者(獣医師、農家、家畜保健衛生所職員、学生等)を対象に、調査結果とその解釈についてセミナーを実施した。さらに対象者からの意見を伺いながら、より地域に根差した実用的な方法が無いか検討を行った。
(残念ながらフューチャーセンター開催直前に豚コレラの発生があり、防疫措置にあたる多くの獣医師・家畜保健衛生所職員の出席が叶わなかった。このため2019年度に再度、語らいの場を設けるべき準備中である。)

地域志向教育プロジェクト

研究課題名

ヘルスプロモーションと地域保健

研究対象地域	受講生が居住している自治体、または出身の自治体
代表者氏名／所属・職	小林和成／医学部看護学科 地域看護学分野・准教授

授業の概要(2019年度後学期より実施予定)

○授業担当組織(代表者除く)

医学部看護学科地域看護学分野 教授:石原多佳子、准教授:纏繩朋弥、助教:田中健太郎

○授業概要:健康の保持・増進、生活の質の向上の基盤となるヘルスプロモーションの考え方を理解し、行政をはじめ、学校や企業等の地域で展開されている保健活動を通して、受講生自身の身近な健康課題を取り上げ、ヘルスプロモーションを実践的に学習する。

○到達目標:

1. ヘルスプロモーション、及び各領域における地域保健活動の概念と意義が説明できる。
2. 健康と生活の多様性・地域性・学術的特徴について説明できる。
3. ライフサイクルの中における各年代や周期の健康課題が説明できる。
4. 今日的な健康課題に対するヘルスプロモーション、地域保健活動の現状と課題について説明できる。

○授業計画:

回数	内容	回数	内容
1	ヘルスプロモーションとは	9・10	身近な健康情報 正しい健康情報とは
2・3	健康と生活 各領域の地域保健活動を知る	11	ビッグデータを活用する
4	自分の町の特徴を知る どんな町に住みたいか	12	地域全体を健康にするには
5・6	ライフサイクル(妊娠～高齢者 出生～最期)と健康課題	13	地域全体を健康にするための工夫や仕掛け
7	地域保健活動に従事する職種と役割機能	14	地域保健活動の実際
8	ヘルスリテラシーとは	15	まとめ 確認テスト

○学生のアクティブ・ラーニングを促す取組

- ・受講生の居住している町(または出身町)について、どのような保健活動が行われているのか、情報を収集し、学生間で紹介する。(第4回目)
- ・地域全体を健康にするためには、どのようにしたらよいかについて、グループ間でまとめプレゼンテーションを行う。(12-13回)
- ・健康は、自分自身が単に気を付けるという各個人の問題ではないこと、個人と地域との関係性、環境をつくることも大切である。そのような視点から、健康について考えてみたい。

○評価方法

- ・成績は定期試験 60%、参加度 40%とする。
ヘルスプロモーションと各領域における地域保健活動等の要点の基礎的な理解は定期試験により、基礎的な理解を活用した学生自身の健康課題や、課題解決に向けた方策等の実践知の到達度については個人の発議やグループ討議、レポート課題等にて評価する。

授業構築までの過程

平成 26 年から平成 28 年度までの 3 か年において、当該プロジェクト内で「地域における看護活動の初期体験学習プログラム」の構築にかかる取り組みを行ってきた。プログラムの主目的は県内各地で看護学科の学生が低学年から地域での看護活動に参加し、自治体や施設の関係者、地域住民等とふれあい、地域看護学における理解を体験的に深めたり、地域看護学の知識や技術を結晶化させたりし、最終的には岐阜県や県内自治体への就職を目指す学生間の教学やキャリア形成を民産官学共同で図ることであった。

これまで岐阜県や岐阜市に留まらず、高山市や郡上市等の多岐に渡る地域に卒業生を輩出してきたことより、プログラムの評価の一環として、また新たな教科目の構築の示唆を得るために、県内の各地で活躍する地域保健を専門とする保健師として活動している卒業生の交流会を開催し、「保健師活動をする中で、講義や演習、実習での学びで役立っていること」、及び「保健師活動をする中で、在学中に教えて欲しかった/もう少し積極的に学習するべきであったこと」についてグループディスカッションを行った。また、例年実施している卒業生一在学生の交流会を実施し、卒業生が在校生に対して伝えたかったことや在校生が卒業生に聞きたかったこと等を調査した。

その結果、看護学科のみならず他学部、他学科の学生においても企業のみならず、行政や教育機関等に就職する者が多いことより、低学年時から保健師をはじめ、都道府県・市区町村や産業等の地域保健活動、行政や企業等の組織や機関の役割・機能等への知識を養っておく必要性があり、「次世代地域リーダー育成プログラム」の単独登録科目とするために内容や方法等を精選した（前頁参照）。



Fig1, 2:卒業生交流会の様子

Fig3, 4:卒業生交流会の様子

今後の展開

ヘルスプロモーションと地域保健が「次世代地域リーダー育成プログラム」の一科目として位置づけられ、2019年度の後学期に開講される。授業の到達目標を達成できるよう、授業計画をはじめ、内容や方法、学生のアクティブ・ラーニングを促す取組、及び評価方法に至るまで授業担当組織内で検討し、合意形成を図っていきたい。

また、医学部看護学科に限らず、医学部医学科や工学部、応用生物学部、教育学部、地域科学部の学生たちが受講し、所属学部の独自性に加えて、これまで生活を送ってきた地域の文化や風習、教育背景等を授業内で存分に発揮してもらえることを期待する。さらに、当該科目の開講は 10 月であるため、新たな環境下で生活を送り始めた低学年次の学生においても数か月の時間が経過し、生まれ育った、あるいは長く生活を送ってきた地域と比較しながら授業に臨むことで、学びを広く、深くすることが出来得る。

各单元を担当する教員が、岐阜県や岐阜県内の自治体に特化した地域保健活動についての題材を用いた授業を展開することはもとより、実際に地域保健活動を行っている保健師や地域保健にかかる専門職をゲストスピーカーとして招き、生の経験を受講生に教授してもらうことも予定している。

最終的には、受講生ひとりひとりが今日的な健康課題に対する理解を深め、自らが捉えるヘルスプロモーション、地域保健活動の取り組みの現状、及び課題について言及できることを目指す。そして、当該授業を通して得た知見や課題等を、医学部看護学科、特に低学年時の学生の授業や保健師課程の学生の集中講義や演習等へ還元し、またそこでの知見や課題等を当該科目へと還元するといった質を高める流れをつくりたいと考える。

地域志向教育プロジェクト

研究課題名

選択臨床実習(地域医療体験実習)

研究対象地域	岐阜市、揖斐郡揖斐川町
代表者氏名／所属・職	田口 皓一郎／医学部附属病院 総合内科 臨床講師

授業の概要

到達目標：在宅医療や地域医療の役割を理解する。遠隔医療や人工知能などを含めた新しい在宅診療の在り方を理解する。多職種連携を理解する。終末期医療を理解する。

内容：超高齢社会で在宅医療や在宅看取り、地域医療、複数疾患の合併症管理の重要性が増している医療情勢において、大学病院や市中病院では実習できない、限られた医療資源で、ケアマネージャーや看護師、介護士、薬剤師、理学療法士、臨床宗教士などの多職種連携を介した地域包括ケアを行う現場を体験し、在宅医療や地域医療の重要性を認識し、将来それらを担う医師を積極的に育成することを目的とする。4週間の選択臨床実習において、岐阜県内へき地医療を実践する診療所（岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課指定）で2週間、岐阜市内の在宅医療を実践する診療所で2週間実習する。

方法：岐阜大学医学部医学科5年生の臨床選択実習として今回の実習を希望した学生（1か月に2名、2カ月間）を対象とする。

実習先の診療所は、診療所所長や病院長と学生の希望に合わせて当科が調節する（現時点での協力診療所は、へき地診療所として荘川診療所、白川診療所、久世診療所、高根診療所があり、岐阜市内の在宅診療所として小笠原内科、シティ・タワー診療所、総合在宅医療クリニックがある）。

2週間ずつへき地医療を実践する診療所と在宅医療を実践する診療所で実習を行う。

実習内容は、一般外来診療や在宅診療の見学および診療行為の実践である。

岐阜大学医学部附属病院総合内科にて、指導医が初日にオリエンテーション、実習の注意点や目標などを説明し、最終日に学生は実習成果をパワーポイント形式で発表を行う。

評価方法：選択臨床実習の最終日に、岐阜大学医学部附属病院総合内科にてパワーポイント形式で、実習で学んだことなどを発表し、パワーポイントスライド内容を踏まえて評価する。

発表内容は原則自由であるが、学生の在宅実習の必要性（必須化すべきかどうか）について、今回の実習を通して将来の医療にどう活かせるかについて、および、地域医療や高齢医療への対策についての考察は必須とする。

授業の成果

在宅医療や地域医療の魅力と現実を知って、それらが果たすべき役割を理解し、遠隔医療や人工知能などを含めた新しい在宅診療の在り方を考える機会となった。

多様な患者や医療関係者と接触することで、多職種連携の意義の認識や人生の最後の時である終末期医療を通じて、人との一生とは何かを考える良い機会になった。

実習を終えた学生とのフィードバックにおいて以下のような意見が出た。

- ・ 医師対患者ではなく、人対人として接することでみえてくる状態・病態があることが学べた。
- ・ 患者との接し方が変わった。患者ではなく、人と接していることを学び、全人的医療の意味が理解できた。
- ・ 多職種連携が医療の質を格段に高めることができ、その重要性を認識できた。
- ・ 在宅医療、終末期医療実習は患者にとって精神的負担となる可能性があるため、実習は希望者のみの実施が望ましいかもしれない。一方で、これらの実習を通して地域医療や在宅医療に対する認識が変わり、将来の担い手の育成につながる可能性がある。
- ・ 在宅医療や終末期医療に多様性があることを学べた。
- ・ 地域医療や高齢社会への対策として遠隔医療の有用性が学べた。
- ・ 総合診療医としての症候学の重要性を学べた。
- ・ CureだけでなくCareが必要であることに気づかされた。
- ・ 在宅医療では、生命に重点を置くのではなく、生活や暮らし、人生に重点をおいたオーダーメイド治療を実践していることを学べた。
- ・ 「患者」というのは、診察をする人のただの一側面でしかないことに気づかされた。人が生活するのは地域であり、家である、そのようなことが大学内の講義や実習だけでは気づけなかった。

今後の展開

4人の医学部医学科5年生がこの実習を通して、地域医療や在宅医療、終末期医療に対する認識が大きく変わっている。岐阜大学病院や市中病院では体験できない実習が多くあり、医療の知識を得るだけでなく、医療従事者(プロフェッショナル)として、さらには人としての成長ができる実習であった。もとから興味があった医学生はもちろん、比較的興味の乏しかった医学生も、実習が終了する時点には、岐阜県の地域医療や在宅医療を将来担って行きたいと話していた。将来医師となり、臨床研修終了後に総合診療専門医を選択するきっかけとなり、これらの将来の担い手の育成につながる可能性がある。

岐阜県内の地域、在宅、高齢、終末期医療を担う人材を直接的に育成するためには、今後も同様な実習を行うべきであり、令和1年度以降も当科主体となって選択臨床実習として継続していく方針としている。

地域志向教育プロジェクト

研究課題名

牧場実習(応用生物科学部)

研究対象地域	美濃加茂市
代表者氏名／所属・職	八代田 真人／応用生物科学部・教授

授業の概要

■ 到達目標

応用生物科学部は、岐阜県および全農岐阜との共同で「飛騨牛振興プロジェクト」を進めている。「飛騨牛」は岐阜県を代表する農畜産物の地域ブランドであるが、生産者の高齢化や後継者不足から、とくに飛騨牛の素となる子牛生産の低下が問題となっている。カギとなるのは生産に携わる「後継者」の育成であるが、有効な対策が見出されていない。これは、後継者の候補となる若者や非農家出身者の視点が、当事者である肉牛生産農家やJA関係者と一致していないことにも原因があると推測される。本実習は、応用生物科学部応用動物科学コース3年生を対象として、肉用牛の飼養管理とそれに関連する技術を学ぶ授業である。この授業の中に、岐阜県と全農岐阜の協力を得て、飛騨牛生産事業、営農と就農支援に関する講義および生産現場の視察を組み込んだ学習を行い、これらから肉用牛の飼養管理と後継者育成に関する課題抽出と解決策の提案をさせ、地域に貢献できる職業人として社会で活躍できる人材を育成することを目的とした。

■ 授業内容と方法

本授業は、以下の3段階で実施した。

STEP1(講義・座学)：本実習の通常カリキュラムである肉用牛の飼養管理に関する講義に加え、岐阜県農政担当者による「岐阜県における肉用牛経営の現状と課題」および「岐阜県における新規就農支援制度」に関する講義、さらに全農岐阜の担当者による「飛騨牛の基礎知識」と「飛騨牛生産事業の体制と現状」についての講義を実施した。これらの講義により、飛騨牛に関する知識を深めることで、その生産の振興に深く結びつく課題設定をさせた。

STEP2(実習・観察)：美濃加茂農場内の肉用牛の飼養管理実習のほかに、岐阜県畜産研究所飛騨牛研究部および飛騨市古川町の飛騨牛繁殖研修施設「ひだキャトルステーション」の現地見学を実施し、飛騨牛の飼育現場における課題を抽出、整理した。



デザイン思考法を用いた飛騨牛生産における課題の探索と解決法の模索

STEP3(課題学習):受講生を6班に分けた(5-6名/班)。班ごとに講義, 実習, 視察を通して得た知識と経験から, 飛騨牛生産における飼養管理, 営農・就農環境および後継者育成に関する課題を考えさせ, これらの課題を解決に導くような提案書を作成させた。

■ 評価方法

班ごとに選んだ課題とその解決策に関する提案書をポスターおよびパワーポイント資料として作成させ, 本実習の最終日にプレゼンテーションと質疑応答を行い, 課題設定の適切さ, 解決策の視点, 具体性および現実性から評価を行った。

授業の成果

これまで本実習は, 肉用牛の飼養管理技術を学ぶことを目的に実施してきた。本課題を通じて, 岐阜県を代表する地域ブランドである「飛騨牛」の生産事業や新規就農支援への取り組みを学び, かつ学生たちが自ら飛騨牛振興に関する課題と解決策を考えることで, 地場産業が実際に地域振興と関連していること, さらには課題解決の重要さを理解させることができた。

受講学生が考えた飛騨牛生産・振興に関する課題と解決策・提案のまとめ

飛騨牛生産・振興に関する課題	解決策・提案
・ 飛騨牛のPR 県外での知名度, 人手, 地域住民の理解	<ul style="list-style-type: none">一般向けPR施設, 新規就農者研修施設およびGAP(Good Agriculture Practice)実践モデル農場の機能を兼ねそろえた施設の設置地元学校への給食の提供, アンテナショップの展開, 就農体験(就農希望者・子供向け)の開催
・ 新規就農への支援 情報, コミュニティ, 資金, 将来展望,	<ul style="list-style-type: none">行政からの支援情報へのアクセス度の向上支援内容の複雑さの解消とネットサービスの提供インターン制度, 週末農業体験制度の導入経営マニュアル, 女性就農希望者への情報提供サポートコミュニティ(新規就農者間, ベテラン農家, 地域住民)の設立重機の共有・レンタル, 補助金額の増額
・ 職場環境 休暇制度, 衛生環境, 作業省力化,	<ul style="list-style-type: none">人材派遣(退職者ボランティア, アルバイト, ヘルパー雇用のための補助制度, 重機のオペレーター)臭気・害虫対策(新素材を用いた牛舎建材の利用)畜産業のIoT化, 機械による自動化

後継者候補となる若者や非農家出身者の視点からの問題点や解決への提案は, 今後も飛騨牛の生産や振興において役立つものと考えられる。

今後の展開

岐阜大学応用生物科学部附属美濃加茂農場では, 2020年度より岐阜県および全農岐阜と協力して飛騨牛の研修事業を開始する予定である。この研修事業では, 每年2名の新規就農希望者を対象に, 飛騨牛の飼養管理および営農・経営に関する実習や講義を行う予定である。今回の授業で得られた, 若者からの視点は, この事業の研修生が実際に就農するに当たり行政や関係団体が支援する内容を考える上で, 役立つと考えられる。さらに, 研修生が実際に飛騨牛生産の新規就農者となることで, 地域ブランドの振興と地域生産に貢献することが期待できる。

地域志向教育プロジェクト

研究課題名

医療・保健—学校教育の専門職連携で 地域の子どもの育ちを支える

研究対象地域	岐阜大学内
代表者氏名／所属・職	川上ちひろ／医学教育開発研究センター・併任講師(助教)

授業の概要

【授業の目的・目標】

医療・保健・教育の専門職が密接に連携し情報交換しあうことで、その対象者である子供や家族はシームレスな移行ができ、よりよい成長発達につながることを理解する。

また、将来(卒後)、医療系の職種(医師もしくは保健師)と教育系の職種(教員)になる学生が、卒前での専門職を意識した交流を行う。

- ・お互いの職務内容を理解する。
 - ・自己の専門性の自己研鑽の重要性を理解する。
 - ・お互いの専門性を生かし協働することで、対象者にとってより効果的な支援ができることが分かる。
- (専攻別の学習課題は、それぞれ設定した)

【参加学生】

医学部(医学科5年生8名、看護学科保健師課程4年生16名)

教育学部(特別支援学校教員養成課程4年生19名)

【授業の流れ】

- ① e-learning(Web上で、専攻混合のグループを作り意見交換をおこなった)

9/21(金)に第1話シナリオ配信

- ・ストーリー1(課題)についての意見交換(10/2までに1人1回は発言するよう伝えた)

10/3(水)に第2話シナリオ配信

- ・ストーリー2(課題)についての意見交換(10/11までに1人1回は発言するよう伝えた)

- ② グループワーク(実際にグループメンバーが集まり交流を行った)

10/12(金)13:15～14:45(医学科のチュートリアル室を使用)

- ・これまでのe-learningのふりかえりとまとめ(図にまとめる→最終プロダクト)

- ・ゲストとして子育て中の発達障害を持つ母親を迎え、子育ての話を伺うなどして交流した

- ③ e-learningを用いたふりかえり

- ・最後のふりかえりとしてe-learning上に、グループワークで作成した最終プロダクト(グループ代表)と、これから自分たちができることや感想(全員)を投稿して終了とした。

【評価方法】

専攻によって授業の枠が異なるため、それぞれで評価を行った。

医学部(医学科)臨床実習の小児科実習の一部として評価、(看護学科)課外授業として参加

教育学部(特別支援学校教員養成課程)教職実践演習(必修)の一コマとして評価

【協力専門家等】(敬称略)

この授業を実施するにあたり、岐阜大学医学部附属病院小児科医師 西村悟子・加藤善一郎(小児神経専門医)、岐阜県発達障害者支援センター 富田智子(臨床心理士)・石川里美(精神保健福祉士)、岐阜聖徳学園大学 安田和夫(教授、元特別支援教育学校長)、岐阜県立飛騨吉城特別支援学校 垣添忠厚(特別支援学校教員)、発達障害のあるお子さんを子育て中の保護者(母親)8名、医学教育開発研究センター、看護学科地域・精神看護学、教育学部特別支援教育講座の教員の協力を得た。

授業の成果

学内の学部・学科を越えた専門職連携の授業で、新しい試みであった。どの専攻も多忙なカリキュラムのため授業時間をそろえるのが非常に大変であったが、e-learningシステムを用いたことで、時間を気にせず自己学習・協働学習できるよう配慮した。そのことで、異なる学部(さらには学外)でも合同授業の実施が可能になる、新しい教育方法の開発となった。

また岐阜市近隣に住む発達障害のあるお子さんを子育て中の母親から直接お話を伺うことで、机上の学習だけではなく保護者の生の声として学生に印象づけられたものと思われる。学生はそれに今後やるべきことを具体的に挙げていた。このような体験をした学生が、卒業後学校教育や臨床現場で専門職として働く際の影響は大きいものと思われる。

今後の展開

医療や教育の場で不可欠となる専門職連携を学生時代に学んだり体験する機会はそれほど多くないが、今回このような経験ができたことは、卒業後すぐに連携を求められる業務で、連携することが当たり前として受け入れ、専門領域を越えての連携が可能になるだろう。そのことは、対象者(患者や学童等)にとってよりよい教育・医療の提供となり、利益として還元されるものである。また卒業後地域で働く専門職を育てる学部として、取り入れていくとよい授業であると考えている。

また近年発達障害という用語が浸透し多用されるようになったが、用語の正確な意味や、障害を持った本人や家族の実情まで正確に知られてはいないことが多いため、正しく理解してもらえるきっかけとしていきたい。

その他、特記事項

- ① この取り組みの詳細は、以下に掲載されている。

川上ちひろ、石原多佳子、村瀬忍. 教育実践報告「医療・保健一学校教育の専門職連携で地域の子どもの育ちを支える」. 地域志向学研究. 2019年. 第3号. 88-93.

- ② 授業の様子を、中日新聞(2018年10月18日掲載)に取り上げてもらった。

- ③ 岐阜大学医学研究科倫理審査(29-242)にて承認を受け実施した。

地域志向学プロジェクト「戦略的研究」

研究課題名

岐阜大学「岐阜の自然アーカイブ」 設立基盤ネットワーク形成プロジェクト(継続)

研究対象地域	岐阜県を中心とした東海地方
代表者氏名／所属・職	須山 知香／教育学部・准教授

実施体制

氏 名	所属・職	役割分担(研究分野)
須山 知香	教育学部・准教授 (岐阜県植物誌調査会および 岐阜県植物研究会・運営委員)	研究代表者(植物分類学)
説田 健一	岐阜県博物館・学芸員	共同研究者(自然係/動物担当)
可児 美紀	岐阜県博物館・学芸員	共同研究者(自然係/植物担当)
西尾 円	美濃加茂市民ミュージアム・学芸員	共同研究者(自然分野担当)
安藤 志郎	美濃加茂市生物多様性基礎調査会・会長	共同研究者(自然分野担当)
高橋 弘	岐阜大学・名誉教授 (岐阜県植物誌調査会・会長)	共同研究者(植物分類学)
田中 俊弘	岐阜薬科大学・名誉教授 (岐阜県植物研究会・会長)	共同研究者(植物分類学)

研究成果の概要

生物相調査の証拠標本およびその分布情報等は、貴重な学術的データであると共に行政施策のための重要な情報でもある。従来、県および市町村からの情報提供依頼には、当地域では各研究会に所属している個人等が行っていたため様々な問題が生じていた。各研究会員の高齢化等の観点からも、大学が地域の牽引役となることが強く望まれている。

そこで本プロジェクトでは、市民・自治体・教育研究機関の連携による生物多様性情報の蓄積と活用の拠り所として、「岐阜県の自然アーカイブ」としての植物標本データベースとその管理運営チームを構築し、地域の自然環境を活かした持続可能な社会のための基盤づくりを行った。また、本学の「キャンパスの自然」もまた、注目すべき資産であることの啓蒙活動等を行った。

研究成果

研究の背景・目的・方法

貴重な学術的データであると共に行政施策のための重要な情報でもある生物相調査の証拠標本およびその分布についての情報等の維持管理については、大学が地域の牽引役となることが強く望まれている。

本プロジェクトでは、市民・自治体・教育研究機関の連携による「岐阜の生物多様性情報」の蓄積と活用の拠り所として、本学が保有する資料を「岐阜県の自然アーカイブ」としてデータベース化するとともに、その管理運営チームを構築し、地域の自然環境を活かした持続可能な社会のための基盤づくりを行った。また、本学の「キャンパスの自然」もまた、注目すべき資産であることの普及教育活動として、昨年度制作した「キャンパスのみどりをたずねよう」パンフレットを活用した一般向けの自然観察会(くるるセミナー) を実施した。また、これをデジタル化したウェブサイト「デジタル・キャンパス・ミュージアム」の開発を、創立70周年記念事業の一環として行った。

研究成果

2018.8-2019.2の実施期間中、専任作業員および学生アルバイトで植物標本庫の整理作業を行った。本年度は既存データの約2%(約1500件)を更新した。また、岐阜大学との重複標本を多く所蔵する岐阜県博物館、および自然史系の資料を有する美濃加茂市民ミュージアムの担当学芸員と共に、資料調査研究データのシェアを隨時行った。

分類学的に問題のある重要な数種については、野外調査に出向いて比較研究を行った。本年度は、岐阜市の蘚苔類植生調査を行った結果、幾つかの絶滅危惧種や侵略的外来種を新たに確認した。また、岐阜県において分類が問題視されてきたミヤマカタバミ、コミヤマカタバミの詳細な研究の結果、岐阜県には新たな分類群があることを発見した。これらの成果は、日本植物分類学会大会での発表等により地域および全国へ情報を発信して還元した(※2, 3)。

また、昨年度に、他大学から標本庫へ受け入れた約6,000点の標本の他、地域の植物研究家から相談を受けたもののうち、希少種を多く含むシダのコレクション約1万点の寄贈を受けることとした。これについては、寄贈資料を単に受け取るのではなく、データベースの登録と精査、ラベルのある腊葉標本の作成までを協働して行った上で、寄贈者には本学の標本庫の整備を同時に実行もらうなどの共同研究として実施している。

今後、地域の組織・人材とともに、効率が良く、関係者の全員にとって負担が少なくなるような標本庫の維持管理を行う方法の確立をめざしていく。



地域への貢献

持続可能社会を形成するためには「ヒトと自然の調和」が必須であり、地域の自然環境保全事業は重要課題である。これまで地域の各研究会が活動成果として蓄積してきた証拠標本およびその植物の分布情報等は、行政施策としても重要なデータであるため、県および市町村から研究会への情報提供依頼が常時なされている。これへの対応は、これまで各研究会に所属している個人が個別に行っていたため、様々な問題が生じていた。

本プロジェクトにより、市民・自治体・教育研究機関が連携して生物多様性情報の蓄積と活用をおこなう拠り所として、岐阜大学が所蔵している岐阜県を中心とした東海各地の植物を初め生物標本の情報を持続的に管理運営していくチームを構築した。岐阜県環境企画部生物多様性係および県博への植物分布に関する問い合わせのうち、高度に専門的な見地での回答が必要な問い合わせへの対応を行った。また、美濃加茂市民ミュージアムの植物標本データベース整理作業への助言なども実施している。

地域で研究活動を行っている岐阜県植物研究会、岐阜県植物誌調査会、岐阜県植物誌編纂委員会等の研究会の通年活動に共催し、岐阜大学教育学部を会場とした例会・講演会・観察会・学習会を延べ14回開催、延べ194人が参加した。また植物標本庫は多くの調査研究に利用された。

今後の研究の展開

教育学部理科教育講座生物科の植物標本庫で管理されてきた植物標本約8万点は、創立70周年記念事業により収蔵庫の改修が行われ、今後は教育学部郷土博物館の資料として整理保管していくこととなった。次年度以降も継続して標本の確認作業を進め、データベースを至適化していく。また、遺伝子資料保存室が新設され、当地域の希少種を含む生物のDNAサンプルなどが、今後利用可能な状態保存されてゆく下地ができた。

2019年8月、地域自然史の永年の研究成果として、岐阜県植物調査会より「岐阜県植物誌」が刊行された。本書の編纂にあたり岐阜大学は、調査研究の指導、植物標本の制作および保管(県博と分担)、編纂会議の開催、出版編集作業の協力等、大いに協力を行ってきた。これは、岐阜県で初の‘証拠標本に基づいた科学的な自然の記録’である。これを基に、10年後には改訂作業にかかるよう、継続的な調査研究を行っていく必要がある。また、これを機に全国から岐阜の植物に関する問い合わせが増加していることから、特に希少植物に関する問い合わせへの適切な対応方法の確立する必要がある。

岐阜県との包括協定を基に、今後も、岐阜大学において野生植物およびその他の生物の生育情報認等に関わる研究グループと県の協働により、既存データの精査および新規情報の収集を行うと共に、地域の研究会や自治体関連部署(自然環境保全課等)との情報連携を引き続き行う。



教育学部 植物標本庫

学生への教育的効果

長年にわたり地域の自然情報を保持しているベテラン植物研究会員と、当学研究者および学生が協働的に活動できるように働きかけたことにより、研究会への学生・院生の継続的な参加や論文の発表、および会への正式な入会が行われている。また、学生が本プロジェクトに関わることで地域の有識者との交流が生まれると共に、地域の研究機能を担う大学の構成員として積極的に調査研究及び情報発信を行った(※2, 3)。

さらには、地域の自然史に関する継続的な研究とその教育普及が功を奏して、今年度より、植物標本庫や博物館に関心の高い学生が自然に集まり、植物標本や関連文献などを整備・活用するボランティア・グループ「みどりのはこぶね」が発足した。次年度以降も、学生の皆さんに積極的に参加してもらえるような教育普及イベントを、共に企画実施していきたい。

情報発信

1. 須山知香・中尾喜代美・今井亜湖・別府哲, 2019. 岐阜大学教育学部郷土博物館活動報告(平成29年度). 岐阜大学教育学部研究報告(人文科学), 67(2):169-171.
2. 天本匡宥・須山知香, 2018. 岐阜市で侵略的外来種ウロコハタケゴケ *Riccia lamellosa* を確認. 岐阜県植物研究会報 33: 25-28.
3. 沢村祐輝・須山知香・植田邦彦・高橋弘・吉田國二「ミヤマカタバミ, コミヤマカタバミとその中間型の分類学的再検討」日本植物分類学会第18回大会 研究発表要旨集 p.77, 2019(東京).
4. 須山知香「わくわく植物ウォッチングin岐阜大学」十六銀行くるるセミナー, 5/23於岐阜大学キャンパス30名参加.
5. 須山知香「まちなか植物ウォッチング」十六銀行くるるセミナー, 9/12於岐阜大学キャンパス30名参加.
6. 高橋弘・須山知香・他編著, 2019:岐阜県植物誌, 934 pp. 文一総合出版, 東京.

地域志向学研究プロジェクト「戦略的研究」

研究課題名

地域協学センター研究プロジェクト

「岐阜県内の学校と地域の連携・協働事業に関する実証的研究」

研究対象地域	岐阜市内
代表者氏名／所属・職	益川 浩一／地域協学センター・教授

実施体制

氏 名	所属・職	役割分担(研究分野)
益川 浩一	地域協学センター・教授	研究統括
籠原 大祐	地域協学センター・地域コーディネーター	調査・研究
大宮 康一	地域協学センター・准教授	調査・研究
塚本 明日香	地域協学センター・助教	調査・研究

研究成果の概要

学校の教員が子ども達とより深く関わり、より良い学びを提供するためには、教員の働き方改革が必要あり、とても重要である。現在、文部科学省や各教育委員会が各種取組みを進めようとしているが、その取組みをより効果的に進めるためにはどのような業務をどのように改善していくべきかという視点を持つことが重要である。そこで、本調査研究では、どの視点からの働き方を見直すべきか問題提起するために、教員の観察(シャドウジョブ)、当事者(教員・生徒・地域住民等)による対話(ぎふフューチャーセンター)、岐阜市立小中学校の現場教員へのアンケート調査を実施し、その結果を分析した。

研究成果

【調査研究の方法】

岐阜市教育委員会協力の下、教員への密着調査(ジョブシャドウイング)、学校に関わる多様な立場の人による意見交換(ぎふフューチャーセンター)及び全小中学校の教員(一部除く)を対象としたアンケート調査を実施した。

(1)ジョブシャドウイング

教員に1日密着し、行動と共にすることで、教員の目線で業務について正しく把握するため、ジョブシャドウイングの手法を用いて調査を行った。

(2)ぎふフューチャーセンター

学校に関わる、教員、生徒、大学生、地域住民が教員の業務について共通認識を持ち、それぞれの立場で教員の働き方改革のためにできることを考えるために、ぎふフューチャーセンターの手法を用いて情報共有や意見交換を行った。

(3)アンケート調査

現場の教員の生の声を聞くため、岐阜市立小中学校に勤務する全教員に実施した教員アンケート調査の中から教員の業務に関する設問を抜粋し、検証した。

【調査結果】

(1)ジョブシャドウイング

(B中学校)

中学3年生担任の男性教諭(以下、「B教諭」とする。)に1日密着し、業務内容を観察した。B教諭は、7時30分に出勤し、生徒の登校前に部活動関連業務や校務分掌業務、当日の授業準備を行い、生徒の登校後は、朝の会、授業、生徒指導、学校事務等を休む暇なく行った。生徒の下校後、多少の休憩(自席でコーヒーを飲む程度)をとったが、その後も、職員会議、学校行事関連業務、部活動業務、授業準備を行い、帰宅は23時30分であった。

授業の無い時間や授業間の休み時間も提出物のチェックや家庭への連絡、授業の振り返り、質問対応、教室移動、次の授業の準備などに充てており、一般企業等では休憩時間にあたる昼食の時間は、休憩時間と規定されていても教員は給食指導を行っている。

(A小学校)

次に、小学校2年生担任の女性教諭(以下、「A教諭」とする。)に1日密着し、業務内容を観察した。A教諭は7時50分に出勤し、朝の活動、1、2时限の授業を観察したが、台風が接近していたことにより、全校児童が午前中で下校するイレギュラーな日課となった。

こうした事情により、観察は限られた時間でのものとなつたが、A教諭を観察する中で、効率よく業務を行うための工夫を見ることができた。その中で、授業中の空き時間を効果的に使っていた点と、児童に任せられることは積極的に任せている点の2つに注目した。一つ目の授業中の空き時間の有効活用では、児童が個人作業を行っている少しの間に次の授業の補助教材を準備(この時は、量を測る授業のためにバケツに入れた水や秤等を用意)したり、ICT機器を準備するなどの工夫をしていた。

二つ目の、児童に積極的に任せている点は、ホームルームや学級の活動の進行を児童に任せることで、児童の経験とともに、児童を見守りながら他の業務を行う工夫をしていた。

(2)ぎふフューチャーセンター

学校に関わる教員、生徒、大学生、地域住民を5、6人のグループに分け、KJ法を用いて情報共有や意見交換を行った。メインテーマである「地域・生徒が主役の先生の働き方改革」に対して、「学校の先生が忙しいのはなぜだろう」、「先生が子どもと深く関わるために私たち(地域・生徒)にできること」というサブテーマを設け、それぞれのグループで話し合い、意見をまとめた。

グループごとにそれぞれの立場(教員、生徒、地域住民)で「先生のお仕事をサポートするためにできること」としてまとめた。

それぞれの立場で具体的に何ができるかについては、生徒にできることは生徒に任せる、業務の中身を整理し見直す、地域の力を活用できることは積極的に活用するという3つの方向性で検討することが効果的と考える。

(3)アンケート調査

岐阜市立全小中学校の教員を対象に実施したアンケート調査において、教員の働き方に関する設問を設け、教員の負担感や改善の余地について4段階評価及び記述式により回答を得た。

始めに、負担に感じる業務や見直し余地がある業務として得られた回答の中で、本アンケートに回答することが負担であるとの意見を多くいただいたことに関しては筆者として反省しなければならない。しかしながら、本調査研究をきっかけに、調査の依頼者や教育委員会が現場の声を理解し、同様の調査の整理や調査事項の精選が行われるようになることを期待する。

次に、管理職(校長、教頭、主幹教諭)からの回答を見ていくと、調査①の所属教員の状況について、現場の教員が多忙だと認識している管理職は小学校・中学校ともに9割を超えており。次に、調査②の多忙化解消に向けて既に実施している取組みについては、小学校・中学校ともに家庭訪問の実施方法の見直しや廃止が多く行われており、その他に小学校では、提出物の確認方法や通知表の見直し、中学校では、部活動や行事の見直しが行われている。また、実施していないが効果的であると考える取組については、前述同様に、家庭訪問や通知表の見直しが挙げられたほか、掲示物の引継ぎ、指導要録等のデジタル化などが挙げられた。

また、一般教諭からの回答を見ていくと、調査①の自身の勤務状況に関する問い合わせでは、児童・生徒と個別に関わる時間が十分取れているとは言えないこと、長時間労働であると感じていることがわかる。調査②の各個別業務についての「業務の負担度」、「見直し余地」では、小学校・中学校ともに「業務の負担度」、「見直し余地」どちらも大きいとした業務は、調査(国・教育委員会等)や指導要録の作成が挙げられ、その他、小学校では指導案の作成や通知表記入、中学校では調査書の作成、クラブ・部活動が挙げられた。調査③の大いに見直し余地があると考えられる業務について、小学校では家庭訪問や通知表の所見欄の見直し、指導要録のデジタル化、各種調査の精選などが多く挙げられ、中学校では、小学校同様に家庭訪問や通知表の所見欄の見直しが挙げられたことに加え、試験問題の共有や調査書の簡略化、部活動の外部化などが多く挙げられた。

【分析】

調査結果から働き方改革において重点的に取り組むべき項目について、「必要性を再検討すべき業務」、「他者の力を借りて実施すると良い業務」の2つの視点を提案する。

○必要性を再検討すべき業務:「家庭訪問」、「個人懇談」

⇒教員の負担だけではなく、保護者側にとっても、共働き世帯や一人親世帯の増加等、ライフスタイルの変化もあり、現状の方法での家庭訪問などは見直しが必要である。

○他者の力を借りて実施すると良い業務:「登下校、放課後のパトロール、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整」

⇒地域で児童・生徒を育てるという共通認識の下、多くの地域の方の協力を得ることは教員にとっても大きなメリットとなる。

地域への貢献

本調査研究の成果は、岐阜市教育委員会に報告しており、岐阜市内の小中学校の教員の働き方改革の推進に寄与した。

今後の研究の展開

今回の調査結果では働き方改革において重点的に取り組むべき業務について、「現場の声を基に再検討するべき業務」、「他者の力を借りて実施するべき業務」の2つの視点を提案することができた。

今後は、児童・生徒の力を借りることによる効果についても追及していきたい。ジョブシャドウイングやぎふフューチャーセンターによる調査結果に示すように、ホームルームの司会や清掃活動などを児童・生徒自身でできることを任せて実施させることにより、教員の負担を軽減できるとともに、児童・生徒に自立を促す教育活動にもつながるのではないだろうか。その他にも、体育祭や文化祭等の行事についても、児童・生徒自身が主体的に考え行動できるようになると教科外の良い学びの機会になるとを考えられる。

学生への教育的効果

ぎふフューチャーセンターの実施に際して、将来教員を目指す教育学部の学生をはじめ多くの岐阜大学生が参加し、中学校の教員や生徒との対話を通じて、実際の教育現場を知り体験する機会を提供した。

情報発信

岐阜大学地域協学センター発行の「地域志向学研究」(第3巻pp.44-53 2019・3)に調査研究の成果を掲載した。

地域志向学研究第5巻への投稿募集

地域志向学研究 編集委員会

1. 「地域志向学研究」概要

「地域志向学研究」は、複数の学問分野の学際的な協働や、横断的・融合的な連携、自治体・NPO・地域団体・民間事業者等との協学を進めながら地域の課題解決に貢献し地域の創生を推進する、統合的な基礎・応用研究、教育活動や実践的な取り組みの報告を掲載します。

2. 原稿の種類

～5巻に向けてリニューアル中～

おかげさまで『地域志向学研究』は次回の刊行で第5巻となります。これまで大学関係者、自治体の方や学校教員など、幅広い方々からのご投稿をいただきいてきました。今後も皆様から寄せられる有益な情報を幅広く掲載していくため、ややわかりにくかった投稿規定などの見直し作業を行っております。

「総説」「原著論文」「調査研究」「短報」「実践報告」の区分には大きな変更はありません。整い次第、ホームページ等でお知らせしますので、今後とも『地域志向学研究』をどうぞよろしくお願い致します。

3. 申込方法

編集委員会にお問合せください。申込用紙とフォーマットをお送りします。

また、地域協学センターHPにて書式のダウンロードが可能なように整備する予定です。

4. 第5巻投稿締切（2021年3月刊行予定）

- 査読のある原稿…2020年11月15日
- その他の原稿…2020年12月15日

5. 問合せ先：地域志向学研究 編集委員会

住所：〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学地域協学センター内

E-mail : ccsc@gifu-u.ac.jp

電話番号：058-293-3880

URL（岐阜大学地域協学センター）：<http://ccsc.gifu-u.ac.jp/>

国立大学法人 岐阜大学

文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(大学COC事業)
ぎふ清流の国、地×知の拠点創成:地域にとけこむ大学
「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(COC+事業)
岐阜でステップ×岐阜にプラス 地域志向産業リーダーの協働育成

地域志向学研究 2020年 第4巻

編集・発行 地域協学センター
〒501-1193 岐阜市柳戸1-1
TEL .058-293-3880
FAX.058-293-3881
<http://www.ccsc.gifu-u.ac.jp>

発行 令和2年3月
装丁 canpai design
印刷 株式会社コームラ

地域 志向学 研究

2020
VOL.4



国立大学法人 岐阜大学

〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 TEL.058-230-1111(代表)

CCSC 地域協学センター
Center for Collaborative Study with Community

岐阜大学 サテライトキャンパス

〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37 東棟4F TEL.058-212-0390(代表)

[E-Mail] ccsc@gifu-u.ac.jp [URL] <http://www.ccsc.gifu-u.ac.jp>

TEL.058-293-3880 FAX.058-293-3881